

資 料 編

目 次

I〔総則〕／基本対策	1
I-1 過去の災害記録	1
I-2 市域の活断層	12
I-3 大阪府地震被害想定調査の概要	14
I-4 防災関係機関等連絡窓口	19
I-5 防災関係機関通信窓口	20
I-6 指定行政機関等	21
I-7 富田林市防災会議条例	23
I-8 富田林市災害対策本部条例	26
II〔災害予防対策〕	27
II-1 災害時における各課の配備職員数	27
II-2 大阪府選定の防災拠点一覧表	34
II-3 緊急消防援助隊の概要	35
II-4 緊急消防援助隊受援計画の概要	36
II-5 府内市町村災害相互応援協定等の締結状況	42
II-6 災害協定等の締結一覧	43
II-7 市から大阪府までの情報伝達ルート	57
II-8 大阪府震度情報ネットワークシステム 計測震度計設置場所	58
II-9 大阪管区気象台管内気象庁震度観測点（大阪府内）	59
II-10 雨量観測所、土石流、河川、ため池	60
II-11 富田林市防災行政無線	61
II-12 大阪DMAT（災害派遣医療チーム）の整備	63
II-13 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図	64
II-14 大阪府内災害医療機関一覧	65
II-15 災害拠点病院と直近臨時ヘリポート一覧	69
II-16 災害用備蓄医薬品	71
II-17 災害時医薬品等確保供給体制整備事業一覧	75
II-18 広域緊急交通路線図	77
II-19 緊急交通路一覧表	78
II-20 「緊急通行車両確認申出書」「確認証明書」及び「標章」様式	81
II-21 災害時用臨時ヘリポート選定・整備状況	84
II-22 災害時用臨時ヘリポート位置図	86
II-23 大阪府選定の輸送基地	87
II-24 指定避難所及び拠点救護所等	89
II-25 公園の現況	93
II-26 文化財一覧表	94

Ⅱ-27	応急仮設住宅建設必要面積	97
Ⅱ-28	配水池等一覧表	98
Ⅱ-29	給水タンク車等の保有量	99
Ⅱ-30	重要物資備蓄目標量	100
Ⅱ-31	富田林市災害用物資等備蓄一覧表	101
Ⅱ-32	支援物資保管（物資集積場）	114
Ⅱ-33	大阪府災害福祉広域支援ネットワークによる取り組みについて	114
Ⅱ-34	帰宅困難者支援施設（災害時帰宅支援ステーション）	115
Ⅱ-35	地域別自主防災組織の現況	116
Ⅱ-36	大阪府「災害時におけるボランティア活動支援制度」の概要	119
Ⅱ-37	主なボランティア活動推進機関	120
Ⅱ-38	災害ボランティア拠点一覧表	121
Ⅱ-39	し尿処理施設等	122
Ⅱ-40	ごみ処理施設等	122
Ⅱ-41	がれき処理施設等	123
Ⅱ-42	大阪府水防区域一覧表	124
Ⅱ-43	水位周知河川の水位到達情報	126
Ⅱ-44	ため池防災関係水防区域	127
Ⅱ-45	土砂災害危険箇所等集計表	129
Ⅱ-46	土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表	130
Ⅱ-47	地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表	133
Ⅱ-48	急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） 一覧表	134
Ⅱ-49	災害危険区域一覧表	140
Ⅱ-50	山腹崩壊危険地区	141
Ⅱ-51	崩壊土砂流出危険地区	142
Ⅱ-52	宅地造成等工事規制区域の指定状況	143
Ⅱ-53	洪水・内水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等	144
Ⅱ-54	防火対象物	149
Ⅱ-55	危険物施設状況	150
Ⅲ	〔災害応急対策〕	151
Ⅲ-1	災害派遣要請要求書	151
Ⅲ-2	災害派遣撤収要請要求書	152
Ⅲ-3	消防無線通信網	153
Ⅲ-4	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告	154
Ⅲ-5	被害状況等即報基準	156
Ⅲ-6	火災・災害等即報要領による報告	160
Ⅲ-7	災害救助法の適用基準について	169
Ⅲ-8	被害認定統一基準	171

Ⅲ-9	公営火葬場	173
Ⅲ-10	広域火葬に係る情報伝達フロー	174
Ⅲ-11	遺体安置所	175
Ⅲ-12	動員報告書	176
Ⅲ-13	被害状況等受付書	177
Ⅲ-14	報告書様式	178
Ⅲ-15	「土石流災害報告」様式	179
Ⅲ-16	「地すべり災害報告」様式	181
Ⅲ-17	「がけ崩れ災害報告」様式	183
Ⅲ-18	「避難者名簿」様式	184
Ⅲ-19	避難所の報告用紙	184
Ⅳ	〔事故等災害応急対策〕	187
Ⅳ-1	林野火災対策資料（調査様式）	187
Ⅴ	〔災害復旧・復興対策〕	191
Ⅴ-1	激甚災害及び局地激甚災害指定基準	191
Ⅴ-2	激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局	194
Ⅴ-3	災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金について	196
Ⅴ-4	災害救助法による救援の程度、方法及び期間等早見表	199
Ⅴ-5	実費弁償の額	205
Ⅴ-6	扶助金の額	205
Ⅴ-7	義援金受付名簿等の様式	206
Ⅴ-8	罹災証明書（様式）	210

I 〔総則〕／基本対策

I-1 過去の災害記録

1 台風・豪雨

大阪に大災害をもたらす最も代表的なものは台風であるが、大阪の地理、地勢上台風の通過するコースによって発生する災害の態様は異なっており、その関係から見た大阪の災害の概要は次のとおりである。

(1) 位置的関係

大阪はわが国のほぼ中央に位置しているところから、台風が九州方面に上陸しても上陸後の経路はそのほとんどが大阪の西北方を通過するコースをたどる。大阪に接近するときには暴風雨あるいは高潮を伴いやすく、また反対に台風が大阪より東方を通るときには、その影響を受けて豪雨をもたらす水害が発生することがある。

(2) 地勢的關係

大阪の中央部をなしている幾内平野の西側は大阪湾に接し、この大阪湾は遠浅で湾口が南西に開くV字型となって、高潮の起る最も悪い形状をなしており、全国的にも最も高潮の発生が多い湾口となっている。

この高潮が最も集束される大阪湾の最深部に大阪市が位置しており、この大阪市はその昔淀川と、この淀川に合流していた大和川によって造られた大デルタ上に発達した都市であって、地盤もきわめて低い。また、この湾奥から南の沿岸に沿って、堺、泉大津、岸和田、貝塚、泉佐野市等の大阪の主要都市が連なっているので、高潮が発生した場合（地震による津波の場合においても）甚大な被害を受けやすい。

一方幾内平野の外周三方を北は箕面、龍王山脈、東は生駒、金剛山脈、南は紀伊山系の諸山脈に囲まれており、淀川、大和川の二大河川をはじめ大小数百の河川がこの間を貫流点綴して大阪湾に注いでいるほか、万余の池沼が山間の低地や平地に点在している。このため、ひとたび豪雨があるときは、河川池沼のはん濫、決壊等による被害を受けやすい。

(3) 台風のコースとの関係

ア 暴風が吹きやすいコース

台風が大阪の西方または西北方を通過する場合は、暴風雨及び大阪湾に高潮をもたらすが、特に第2室戸台風のように大阪湾の主軸に接近して北上する台風は、大阪にとって最も危険な、最も強烈な暴風と甚だしい高潮を伴う。このコースを通る台風は風による被害が主体となり、高潮及び暴風による大被害をもたらすが、雨量は割合に少ないので降雨による被害は比較的軽微に終わっている。

しかし、このコースでもその来襲が梅雨期の場合は（9月台風のように大きく発達せず小型台風の場合が多いが）、西日本に停滞している梅雨前線に大きな影響を与えて豪雨をもたらすことが多い。

イ 大雨の降りやすいコース

昭和28年9月の台風13号や、伊勢湾台風のように、大阪の東方あるいは大阪の東南方を通過する台風は豪雨を伴い、低地帯の浸水はもとより淀川、大和川の大洪水並びに中小河川、池沼

ははん濫し、あるいは決壊するなど大きな水害をもたらしている。このコースは風台風と反対に雨による被害が主体となり大水害を起こすが、いわゆる台風の可航半円に当たるので暴風による被害は比較的少なく、また高潮被害のおそれはほとんどない。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

□過去の風水害

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」、大阪府を襲った主な災害(大阪府ホームページ)

災 害 名					室戸台風	
発 生 年 月 日		昭和4年8月15日	昭和5年8月1日	昭和8年9月4日	昭和9年9月21日	昭和10年8月11日
気 象	最 低 気 圧	987. 9hpa	995. 8hpa	986. 1hpa	954. 4hpa	995. 3hpa
	最 大 風 速	14. 5m/s	9. 3m/s		48. 4m/s	42. 0m/s
	最大瞬間風速				60m/s	
	雨 量	28. 4mm	134. 8mm		223mm	182. 7mm
人 的 被 害	死 者		2人		1, 812人	
	行方不明者				76人	
	重 傷 者				8, 932人	10人
	軽 傷 者					
	計		2人		10, 820人	10人
家 屋 被 害	全壊（流失）		13, 328戸		14, 368戸	116戸
	半 壊				15, 674戸	74戸
	床 上 浸 水	2, 080戸		27, 000戸	142, 910戸	3, 632戸
	床 下 浸 水				40, 830戸	43, 669戸
	計	2, 080戸	13, 328戸		213, 782戸	47, 491戸
田 畑 被 害	水田流没冠水		1, 130ha		42, 500ha	
	畑流没冠水					
	計		1, 130ha		42, 500ha	
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考		高潮	豪雨による水害	高潮	高潮、台風水害	

災 害 名				台風16号	台風20号	枕崎台風
発 生 年 月 日		昭和10年8月28日 ~29日	昭和13年9月5日	昭和19年9月17日	昭和19年10月7日	昭和20年9月18日
気 象	最 低 気 圧	985. 0hpa	980. 5hpa	986. 0hpa	978. 3hpa	981. 1hpa
	最 大 風 速	13. 8m/s	13. 2m/s	18. 6m/s	18. 6m/s	19. 0m/s
	最大瞬間風速	21. 6m/s	19. 0m/s	21. 8m/s	21. 8m/s	22. 5m/s
	雨 量	74. 4mm	18. 9mm	53. 3mm	52. 3mm	2. 8mm
人 の 被 害	死 者				58人	4人
	行方不明者				45人	
	重 傷 者				37人	
	軽 傷 者					
	計				140人	4人
家 屋 被 害	全壊（流失）		1, 919戸		1, 132戸	
	半 壊				863戸	
	床 上 浸 水	1, 304戸		8, 591戸	5, 358戸	28, 234戸
	床 下 浸 水	12, 994戸	13, 870戸	7, 266戸		10, 800戸
	計	13, 298戸	15, 789戸	15, 857戸	7, 353戸	39, 034戸
田 畑 被 害	水田流没冠水					267ha
	畑流没冠水					
	計					267ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考			高潮	各地に豪雨被害大	和歌山県、滋 賀県、三重県	台風16号 高潮

災 害 名		阿久根台風	ジェーン台風	7 月豪雨	台風13号	台風 5 号
発 生 年 月 日		昭和20年10月11日	昭和25年9月3日	昭和27年7月10日	昭和28年9月25日	昭和32年6月26日 ~27日
気 象	最 低 気 圧	981. 1hpa	970. 3hpa		977. 4hpa	998. 5hpa
	最 大 風 速	19. 0m/s	28. 1m/s		22. 0m/s	14, 4m/s
	最大瞬間風速	15. 5m/s	44. 7m/s		28. 9m/s	22. 8m/s
	雨 量	3. 2mm	64. 7mm	388. 7mm	176. 1mm	293. 0mm
人 的 被 害	死 者	1人	240人	41人	26人	6人
	行方不明者	3人	16人		1人	
	重 傷 者			38人	47人	4人
	軽 傷 者			416人	406人	
	計	4人	21, 471人	495人	480人	10戸
家 屋 被 害	全壊（流失）	805戸	10, 625戸	187戸	877戸	20戸
	半 壊		60, 708戸		3, 354戸	
	床 上 浸 水	10, 034戸	54, 139戸	192, 238戸	13, 434戸	121, 819戸
	床 下 浸 水	19, 550戸	40, 025戸		150, 354戸	
	計	30, 389戸	165, 497戸	192, 425戸	168, 091戸	121, 839戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	267ha	7, 486. 05ha		43ha	2, 31ha
	畑流没冠水		2, 305. 80ha		1, 122. 4ha	429ha
	計	267ha	9, 791. 85ha		1, 165. 4ha	2, 743ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大阪府下全域	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南群、泉北群 7 市 2 群	高槻市、茨木市、三島郡（三箇、牧村、鳥飼村、王島村、島本町）北河内群（四條畷町、四条町） 2 市 4 町 4 村	大阪市（東成区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区）、堺市、平岡市、布施市、河内市、岸和田市、八尾市、高石町 7 市 6 区 1 町
備 考		台風20号 高潮	台風28号 高潮			東大阪水害 （6 月水害）

災 害 名		台風6号	第二室戸台風	台風20号	42年7月豪雨	7月豪雨
発 生 年 月 日		昭和36年6月24日 ～30日	昭和36年9月16日	昭和39年9月25日	昭和42年7月8日	昭和43年7月2日
気 象	最 低 気 圧	1,003.2hpa	937.3hpa	987.4hpa		
	最 大 風 速	9.8m/s	33.3m/s	19.0m/s		
	最大瞬間風速	12.0m/s	50.6m/s	31.7m/s		
	雨 量	295.5mm	44.2mm	41.4mm	152mm	200mm
人 的 被 害	死 者	1人	32人		5人	
	行方不明者				2人	
	重 傷 者		211人	17人	11人	
	軽 傷 者		2,181人		159人	
	計	1人	2,424人	17人	177人	
家 屋 被 害	全壊（流失）	11戸	3,386戸	104戸	62戸	
	半 壊		21,356戸	15戸	110戸	
	床 上 浸 水	2,855戸	61,488戸	10,563戸	16,684戸	1,200戸
	床 下 浸 水	32,205戸	59,729戸		119,976戸	24,083戸
	計	35,071戸	145,959戸	10,682戸	136,832戸	25,303戸
田 畑 被 害	水田流没冠水	2,428ha	30,484ha	93ha	3,079.5ha	
	畑流没冠水	70ha	2,708.9ha			
	計	2,498ha	33,192.9ha	93ha	3,079.5ha	
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大阪市(11区) 堺市、岸和田市、 泉大津市、貝塚市、枚方市、 八尾市、泉佐野市、富田林市、 平岡市、寝屋川市、河内市、 松原市、大東市、和泉市、 柏原市、羽曳野市、高石市、 忠岡町、田尻町、岬町、 泉南町、海南町、狭山町、 登美丘町、美原町、美陵町、 門真町、交野町、四條畷町 18市11区13町	泉大津市、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市 4市	豊中市、池田市、吹田市、 高槻市、茨木市、箕面市、 摂津市、島本町 7市1町	
備 考		梅雨前線豪雨大水害		兵庫県、徳島県、高知県被害大	兵庫県被害大 台風7号崩れ	台風3号による梅雨前線の刺激

災 害 名		豪 雨	7 月豪雨	台風20号	7 月豪雨	6 月豪雨
発 生 年 月 日		昭和44年 6 月25日	昭和47年 7 月12日	昭和47年 9 月16日	昭和50年 7 月 4 日	昭和54年 6 月29日
気 象	最 低 気 圧					
	最 大 風 速					
	最大瞬間風速					
	雨 量	106mm	300mm	117. 5mm		497mm
人 的 被 害	死 者			3人		
	行方不明者					
	重 傷 者		3人	1人		
	軽 傷 者		7人	8人		
	計		10人	12人		
家 屋 被 害	全壊（流失）		23世帯	8世帯		3世帯
	半 壊		42世帯	90世帯		1世帯
	床 上 浸 水	1, 008戸	6, 186世帯	9, 283世帯	1, 933世帯	1, 336世帯
	床 下 浸 水	28, 239戸	40, 346世帯	60, 146世帯	22, 493世帯	22, 865世帯
	計	29, 247戸	46, 597世帯	69, 527世帯	24, 426世帯	24, 205世帯
田 畑 被 害	水田流没冠水		851ha	385ha		1, 233ha
	畑流没冠水		72ha			106ha
	計		923ha	385ha		1, 339ha
災 害 救 助 法 適 用 地 区			大東市、東大 阪市、門真 市、八尾市 4 市	大東市、東大 阪市、門真市 3 市	大東市 1 市	
備 考		梅雨前線の刺激	西日本被害大 梅雨前線の活動		梅雨前線による大雨	梅雨前線による大雨

災 害 名		台風16号	台風10号・豪雨	9月豪雨	8月豪雨	台風21号
発 生 年 月 日		昭和54年9月30日	昭和57年8月1日 ～3日	平成6年9月6日 ～7日	平成24年8月13日 ～14日	平成29年10月22日 ～24日
気 象	最 低 気 圧		985. 2hpa			915hpa
	最 大 風 速		13. 4m/s			12. 4m/s
	最大瞬間風速					24. 0m/s
	雨 量	149mm	209mm		213mm	537mm
人 的 被 害	死 者	1人	8人		1人	2人
	行方不明者					
	重 傷 者	1人				
	軽 傷 者	4人	4人	3人	2人	20人
	計	6人	12人	3人	3人	22人
家 屋 被 害	全壊（流失）		70世帯			
	半 壊	19世帯	一部損壊含99世帯	1世帯		
	床 上 浸 水	5, 088世帯	10, 610世帯	1, 428世帯	2, 572世帯	3世帯
	床 下 浸 水	41, 489世帯	63, 460世帯	4, 375世帯	13, 289世帯	20世帯
	計	46, 596世帯	74, 239世帯	5, 804世帯	15, 861世帯	23世帯
田 畑 被 害	水田流没冠水	291ha	1, 145ha			
	畑流没冠水	9ha		5. 5ha		
	計	300ha	1, 145ha	5. 5ha		
災 害 救 助 法 適 用 地 区			松原市、堺 市、大東市 3 市	豊中市、池田 市 2 市		
備 考			台風とその後の 低気圧による大雨		京都府被害大	

災 害 名		台風21号				
発 生 年 月 日		平成30年9月4日				
気 象	最 低 気 圧	915hpa				
	最 大 風 速	46.5m/s				
	最大瞬間風速	58.1m/s				
	雨 量	122mm				
人 的 被 害	死 者	8人				
	行方不明者					
	重 傷 者	6人				
	軽 傷 者	487人				
	計	501人				
家 屋 被 害	全壊（流失）	30世帯				
	半 壊	445世帯				
	床 上 浸 水					
	床 下 浸 水					
	計	475世帯				
田 畑 被 害	水田流没冠水					
	畑流没冠水					
	計					
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考						

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」、大阪府を襲った主な災害（大阪府ホームページ）

2 地震災害

市域に影響を与えた大規模な地震としては、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震（M7.2）があげられる。また、吉野地震（昭和27年7月）によるものがあるが、いずれも市内に大きな被害は認められない。

過去に大阪府域に影響が及んだ地震では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年等）、濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、市域でも少なからず影響を受けたと推定される。

□過去の地震災害

年月日	名称又は 震央の地名	マグニチュード	府域の震度 (推定含)	大阪市を中心 とした震央距 離 (km)	府域の被害の概要
887年8月26日	南海道沖	8～8.5	－	190	津波による死者多数
1361年8月3日	南海道沖	8 1/4～8.5	－	190	四天王寺倒壊、津波による死者数百名
1510年9月21日	摂津河内	6.5～7	－	20	河内藤井寺、その他2社倒壊。人家の被害多数
1579年2月25日	摂津	6.0	－	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596年9月5日	京都及び畿内 (伏見地震)	7 1/2	4	30	堺で死者600人、大阪も人家被害多数
1662年6月16日	琵琶湖西岸	7 1/4～7.6	5	80	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者
1707年10月28日	宝永地震 (東南海道沖)	8.6	6	180	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、船舶被害1,300、落橋50
1854年12月23日	安政東海地震	8.4	5	220	大阪で倒壊200軒
1854年12月24日	安政南海地震	8.4	5～6	150	津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10
1891年10月28日	濃尾地震	8.0	5	150	死者24人、負傷者94人、全壊1,011、半壊708
1899年3月7日	紀和地震	7.0	4	70	大阪砲兵工廠、小学校等損傷
1927年3月7日	北丹後地震	7.3	4	110	死者21人、負傷者126人、全壊127、半壊117
1936年2月21日	河内大和地震	6.4	5	25	死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89

年月日	名称又は 震央の地名	マグニチュード	府域の震度 (推定含)	大阪市を中心 とした震央距 離 (km)	府域の被害の概要
1944年12月7日	東南海地震	7.9	4	130	大阪市内で死者6人、負傷者120人、全壊122、半壊(小破を含む) 2,500
1946年12月21日	南海地震	8.0	4	185	死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217
1952年7月18日	吉野地震	6.7	4	30	死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7
1995年1月17日	兵庫県南部地震	7.3	4	45	死者31人、負傷者3,589人、全壊895棟、半壊7,232棟
2013年4月13日	淡路島地震	6.3	5弱	70	負傷者5人
2018年6月18日	大阪府北部	6.1	6弱	20	死者6人、負傷者384人、住家全壊20棟、住家半壊471棟

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

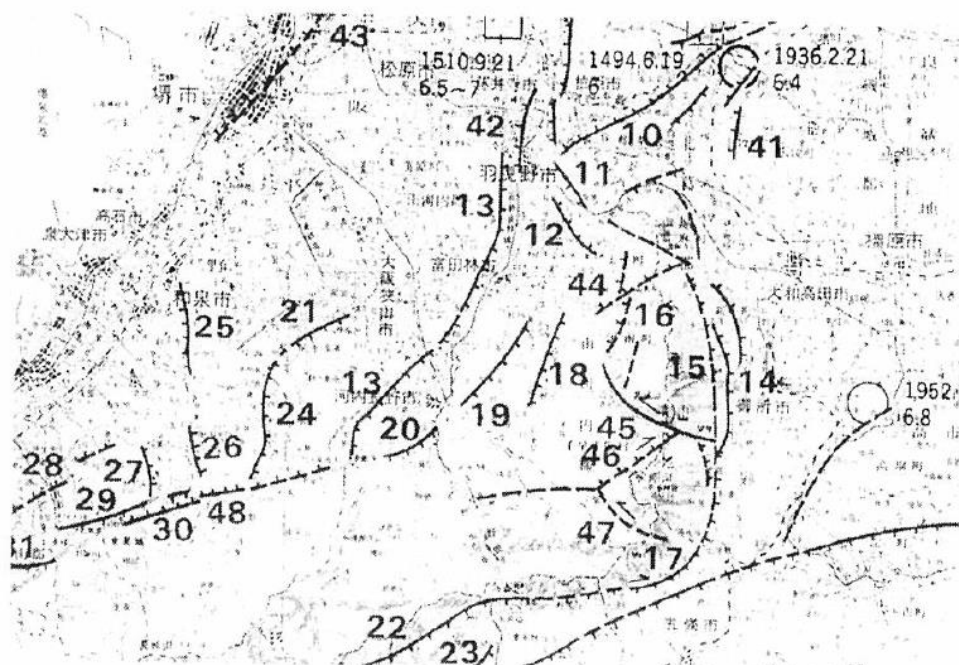
I-2 市域の活断層

市域に分布する活断層は、次のとおりである。

表－１ 市域の活断層の状況

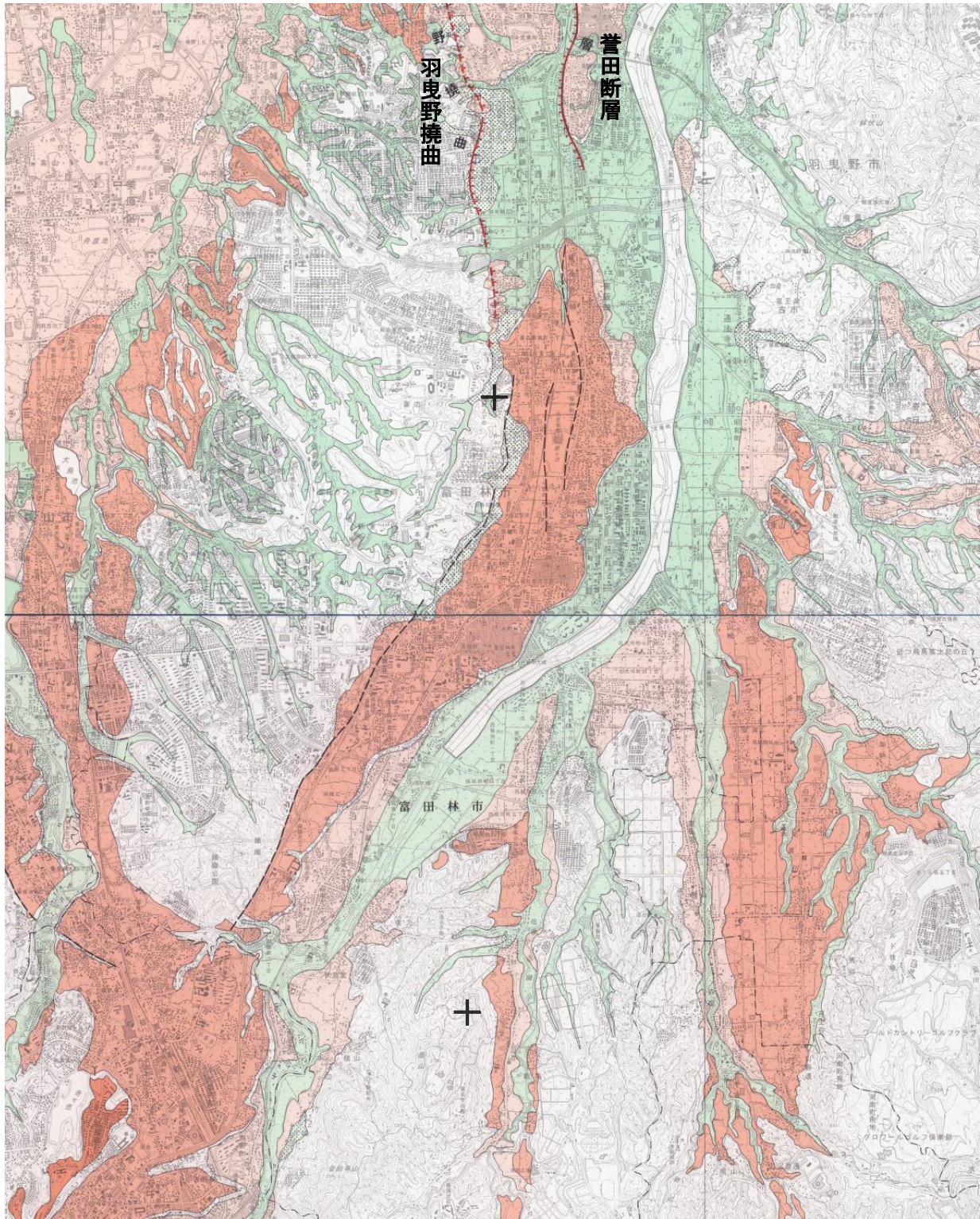
番号	断層名	確実度	活動度	長さ	走向	断層変位	平均変位速度
13	羽曳野撓曲	I	B	14km	北北東	西	—
18	神山撓曲	I	C	4 km	北北東	西	—
19	金胎寺山撓曲	I	C	4 km	北東	西	—
確実度		I は確実な活断層 II は活断層であると推定されるもの III は活断層の可能性のあるもの					
活動度		A は平均変位速度が1m/1000年以上、10m/1000年未満のもの B は0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの C は0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの					
走 向 断層変異		断面の伸びている方向 断面によるずれの量（m）を示す。表示している側が上昇側で、右は右横ずれの水平移動を示す。					
撓曲（とうきょく）		断層運動により基盤が変異したために、その上の堆積物が屈曲している構造をいう。（平野部などの厚い堆積物を覆われた地域では、地下部の岩盤上では食い違いを生じていても、その変異が地表まで伝わらず、屈曲するのみになっている場合が多い。）					

（新編日本の活断層, 1991より）



「新編日本の活断層」による活断層（東京大学出版会）

都市圏活断層図



国土地理院（平成26年11月）

I-3 大阪府地震被害想定調査の概要

1 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）概要（平成19年3月）

（1）調査目的

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査（大阪府地震被害想定調査報告書、平成9年3月）は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約10年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実に努めてきた。

- ・ 上町断層帯に関する調査（平成8-10年度）
- ・ 大阪平野の地下構造調査（平成14-16年度）
- ・ 東南海・南海地震津波対策検討（平成15-16年度）

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

（2）前提条件

ア 想定地震 （海溝型地震は平成26年に新たな被害想定が公表されているため除く。）

大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の5断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ① 上町断層帯地震
- ② 生駒断層帯地震
- ③ 有馬高槻断層帯地震
- ④ 中央構造線断層帯地震

イ 想定時期

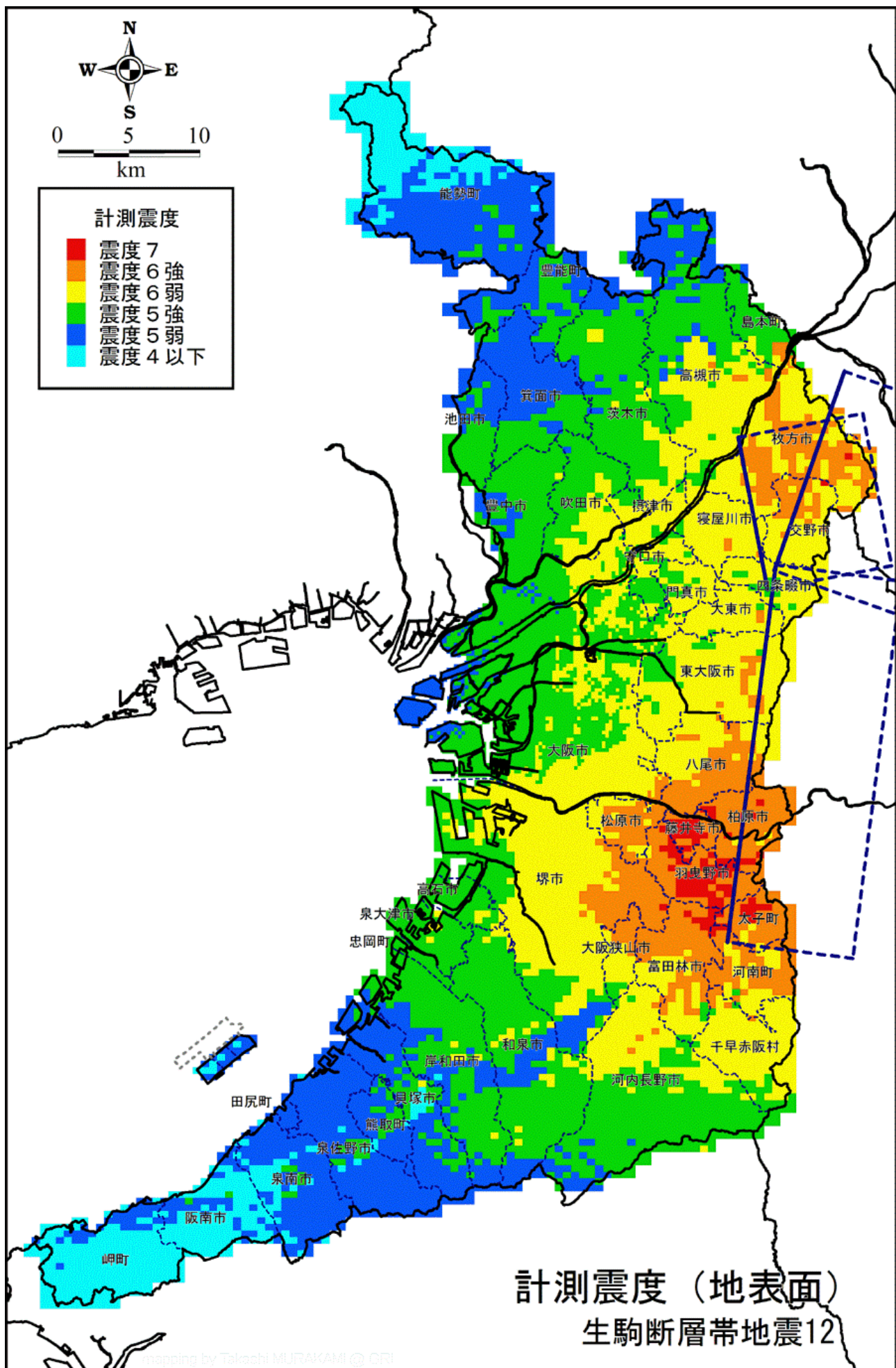
想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

- a) 早朝（AM5:00頃）…人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間（PM2:00頃）…日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻（PM6:00頃）…通勤・通学の移動人口が多く、火器使用率も高い時間帯

ウ 想定項目

調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高、到達時間、津波浸水等	500mメッシュ (大阪市域は250m) 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数 炎上出火件数、延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口、復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域



2 南海トラフ巨大地震被害想定結果

(南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書) (令和7年3月)

(1) 南海トラフ沿いの巨大地震の被害の特徴

<想定最大規模の被害想定>

○強い揺れや津波が広域で発生し、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生。

- ・死者：最大約29.8万人（冬・深夜）
- ・全壊焼失棟数：最大約235万棟（冬・夕方）※被害が最大となるケース
- ・経済被害：資産等の被害約224.9兆円、経済活動への影響約45.4兆円

南海トラフ巨大地震の被害想定（最大クラスの地震）

	H26基本計画	R7被害想定
死者数	約21.9万人～約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数	約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・夕方、風速8m/s
揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
津波	約14.6万棟	約18.8万棟
地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）	最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）	最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）	最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害	約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響	約44.7兆円	約45.4兆円

※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）

（過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

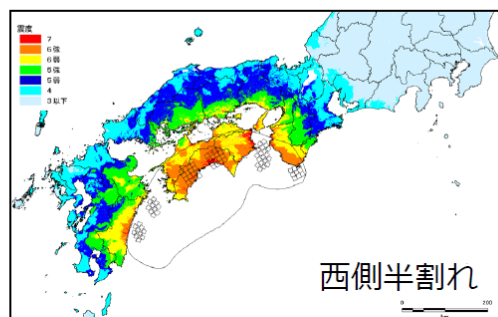
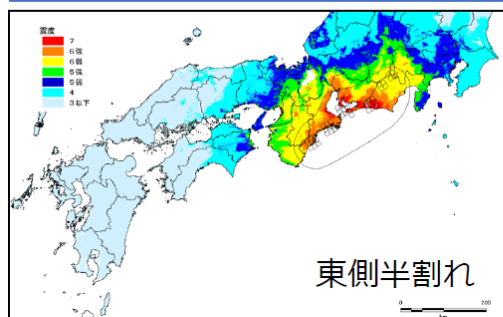
<時間差をおいて発生する地震の被害、地域特性に応じた被害>

○過去の南海トラフの地震では、時間差をおいてM8クラスの地震が発生した事例（いわゆる、半割れケース）が知られているため、「南海トラフ地震臨時情報」等による後発地震への注意など、その特徴を踏まえた被害想定を算出した。

○後発地震が発生した場合、地震の揺れや津波高は、最大クラスの地震の揺れや津波高を大きく超えることはないが、震度6弱以上の揺れや浸水深1m以上の浸水に続けて2回暴露される地域も存在する。

○また、行政のみならず、施設管理者、民間企業、地域、住民一人ひとりが、備えるべきことを具体的に確認するための材料として、地域特性に応じた被害想定を作成。被害形態が多岐にわたるとともに、内・外の主要産業にも影響する可能性がある。

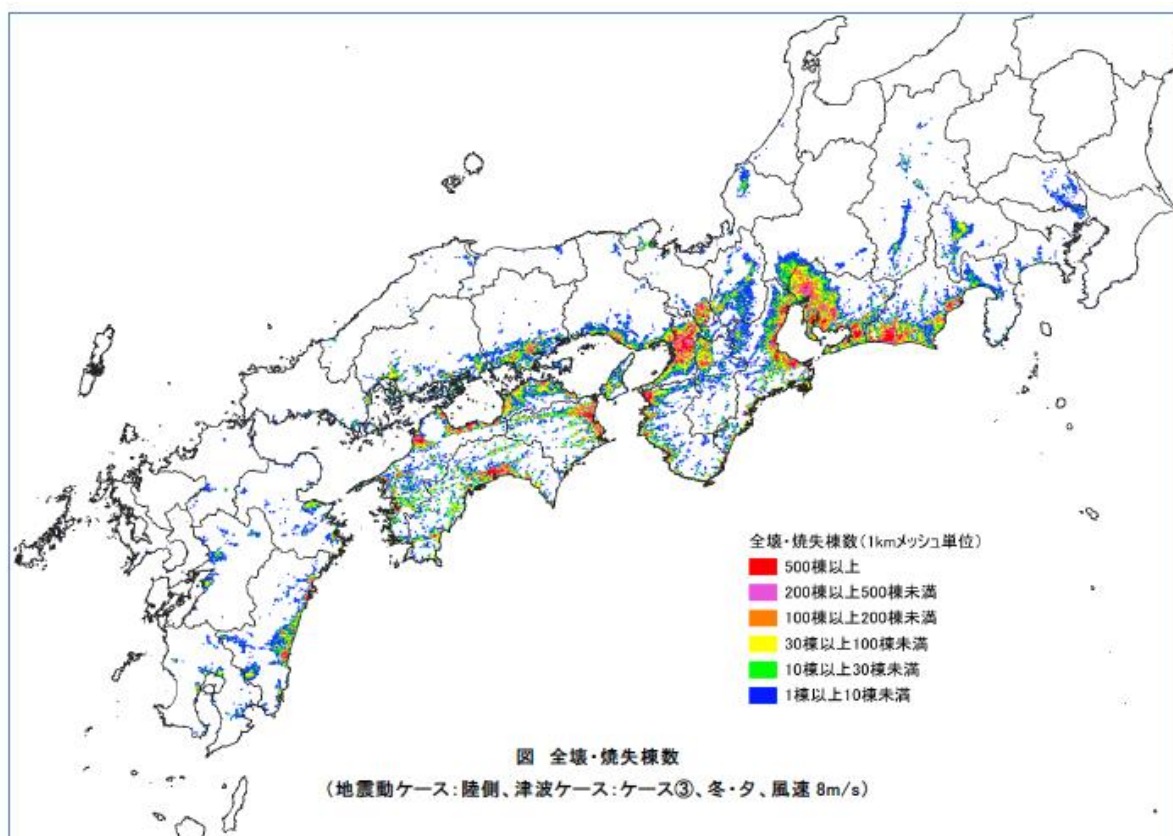
時間差を置いて発生する地震の被害想定



	先発地震 東半割れ	後発地震 西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 (後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定)	約 29,000人	単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 13,000人
津波による死者 (上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合)		単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 700人

(2) 近畿地方が大きく被災するケース

- 全壊及び焼失棟数：約966千棟～約2,333千棟
- 死者：約41千人～約282千人



※陸側：揺れによる被害が最大となると想定されるケース

南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について

【定量的な被害量（都府県別の被害）】（令和7年3月）

I-4 防災関係機関等連絡窓口

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪南消防局	消防指令センター	藤井寺市青山 3-613-8	072-958-0119

大阪府	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼 間	夜 間
政策企画部	危機管理室	大阪府中央区大手前 3	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6022	06-6944-6022
	政策企画 総務課	大阪府中央区大手前 2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6060	06-6944-6060

大阪府 広域防災拠点	所在地	電話番号
北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 5-5	06-6878-4652
中部広域防災拠点	八尾市空港 1-209-7	072-991-0120
南部広域防災拠点	泉南市りんくう南浜 2-14	072-484-5330

南河内地域	通信窓口	所在地	電話番号	
			昼 間	夜 間
富田林市	市長公室 危機管理室	富田林市常盤町 1-1	(代)0721-25-1000	0721-25-1000
河内長野市	危機管理課	河内長野市原町 1-1-1	(代)0721-53-1111	0721-53-1111
松原市	市長公室 危機管理課	松原市阿保 1-1-1	(代)072-334-1550 (直)072-337-3151	072-334-1550
羽曳野市	危機管理部 危機管理室	羽曳野市誉田 4-1-1	(代)072-958-1111 (直)072-956-0119	072-958-1111
藤井寺市	危機管理室	藤井寺市岡 1-1-1	(代)072-939-1111 (直)072-939-1190	072-939-1111
大阪狭山市	危機管理室	大阪狭山市狭山 1-2384-1	(代)072-366-0011	072-366-0011
太子町	政策総務部 自治防災課	南河内郡太子町大字 山田 88	(代)0721-98-0300 (直)0721-98-5525 0721-98-0300	0721-98-0300
河南町	総合政策部 危機管理室	南河内郡河南町大字 白木 1359-6	(代)0721-93-2500	0721-93-2500
千早赤阪村	村政戦略部 危機管理課	南河内郡千早赤阪村 大字水分 180	(代)0721-72-0081 (直)0721-26-7238	0721-72-0081

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

I-5 防災関係機関通信窓口

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号			大阪府防災行政無線 ・ 防災専用電話 ・ 内線電話 ・ 防災専用 F A X
			代 表	直 通	夜 間	
(国関係)						
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞が関 2丁目1-2	—	03-5253- 7527	03-5253- 7777	198-90-49013 — —
(指定地方行政機関)						
近畿地方整備局	災害対策室	大阪市中央区大手前3丁目1-41 大手前合同庁舎	06-6942- 1141	06-4790- 7521	06-4790- 7521	820-8930 — —
大阪管区気象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	—	06-6949- 6303	—	816-8930 — 816-8830
近畿農政局	大阪府拠点 地方参事官室	大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6943- 9691	06-6941- 9062	—	804-8900 — —
近畿総合通信局	総務部 総務課	大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	—	06-9642- 8503	—	818-8920 — 818-8820
(自衛隊関係)						
陸上自衛隊 第三師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1	072-781- 0021		072-781- 0021	823-8900
陸上自衛隊 第37普通科連隊	第3科事務室	大阪府和泉市伯太町	0725-41- 0090	—	—	825-0, 825-1 825-5
(府警察)						
大阪府警本部	警備部 警備課	大阪市中央区 大手前3-1-11	06-6943- 1234	—	06-6943- 1234	830-8987

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

大阪府ホームページ

国土交通省近畿地方整備局ホームページ

	指 定 公 共 機 関	指 定 地 方 行 政 機 関	指 定 地 方 公 共 機 関
内閣府 警察委員会 公安委員会 消費者庁 金融庁 総務省 消防庁 国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 資源エネルギー庁 中国語国際交流センター 気象庁 環境省 防衛省	国立研究開発法人防災科学技術研究所 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (独)国立病院機構 (独)地域医療機能推進機構 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人水産研究・教育機構 国立研究開発法人土木研究所 国立研究開発法人建築研究所 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 (独)水資源機構 (独)都市再生機構 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 日本赤十字社 放送協会の運営推進機関 電力広域的運営推進機関 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株) 関西国際空港(株) 東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) N T T 西日本(株) 大坂瓦斯(株) 大阪ガスネットワーク(株) 岩谷産業(株) アストモスエナジー(株) ジャパンガスのグループ(株) ジックス通運(株) 日本山通急便(株) 福佐川マート運輸(株) 濃運輸(株) 関西電力(株) 関西電力送配電(株) 電源開発(株) 電源開発変電ネットワーク(株) 日本原子力発電(株) K D D I (株) イヌ・ティ・ティ・ドコモ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) 出光興産(株) 太陽石油(株) コスモ石油(株) 富士石油(株) E N E O S (株) 輸出入・港湾関連情報処理センター(株) イトーヨーカ堂(株) ユニオン(株) セブン-イレブンのジャパン(株) ローソン(株) ファミリーマート(株)	沖縄総合警備隊 沖縄県警 沖縄県消防局 財政部 地方厚労局 道府県労働局 道府農政局 北海道農政事務所 森経済保安監督所 那覇産業保安監督所 監事事務局 北海道的開発局 土地測量及び沖支所 地方航空気象台本部 管区海上保安本所 地方環境衛生局	光明池土地改良区 神山土地改良区 狭山池土地改良区 大阪市拾六個土地改良区 楠根川沿岸土地改良区 加美翼長瀬土地改良区 築留土地改良区 青井手口土地改良区 岸和田市久米田池土地改良区 泉佐野市日根野土地改良区 稲倉池土地改良区 阪南市西台原土地改良区 枚方市山田地改良区 大阪府土地改良事業団体連合会 淀川左岸水防事務組合 淀川右岸水防事務組合 大和川右岸水防事務組合 恩智川水防事務組(株) 阪急電気鉄道の道(株) 阪神電気鉄道の道(株) 京阪電気の道(株) 近畿南海の道(株) 関西急バスの道(株) 大阪府医師会(株) (一社)大阪府歯科医師会(株) (一社)大阪府薬剤師協会(株) (公財)大阪府消防協会(株) 朝日放送テレビ(株) 朝日放送ラジオ(株) 毎日放送才(株) MBSラジオ放送(株) 読売テレビ放送(株) 関西放送(株) 大阪エフエム大(株) テレビス大阪802(株) (一社)大阪府トラック協会(株) 大阪府道路公社(株) (一社)大阪府LPガス協会(株) (地独)大阪府立病院機構(株) 大阪広域水道企業団(株) (公社)大阪府看護協会(株) 大阪市高速電気軌道(株)

指 定 行 政 機 関	指定地方行政機関	指 定 公 共 機 関	指 定 地 方 公 共 機 関
		株式会社セブン&アイ・ホールディングス (公社)全日本トラック協会 (公社)日本医師会 (一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会 (一社)全国中小建設業協会 ※大阪府域において、 事業を営む可能性のない機 関は省略した。	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

I-7 富田林市防災会議条例

富田林市防災会議条例

昭和38年6月19日
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富田林市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事業事務及び組織並びに会長、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富田林市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 市の職員
 - (6) 市の教育長
 - (7) 大阪南消防組合富田林消防署長及び市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び防災に関して学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年条例第20号）による。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて支給する。
- 3 委員等のうち市に勤務する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等で職務を行なうため要した経費は、その費用弁償として特別職の職員で非常勤のもの、の報酬及び費用弁償支給条例に準じて支給し、一般職の職員である委員については、富田林市職員旅費支給条例（昭和52年条例第5号）により旅費を支給する。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法に関しては、市職員の例による。

(議事等)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の富田林市防災会議条例第3条第5項第8号において最初に任命された委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（令和5年条例第37号）抄

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第12号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

富田林市防災会議 委員一覧

(令和8年度)

	号 数	役 職／所 属
1	会 長	富田林市長
2	2号委員	陸上自衛隊 第37普通科連隊 第3中隊長
3	3号委員	大阪府富田林土木事務所 参事兼地域支援企画課長
4	3号委員	大阪府富田林土木事務所長
5	3号委員	大阪府富田林保健所 企画調整課長
6	4号委員	大阪府富田林警察署長
7	5号委員	副市長
8	5号委員	副市長
9	5号委員	市長公室長
10	5号委員	危機管理監
11	5号委員	総務部長
12	5号委員	総務部付部長
13	5号委員	市民人権部長
14	5号委員	福祉部長
15	5号委員	こども未来部長
16	5号委員	健康推進部長
17	5号委員	まちづくり部長
18	5号委員	産業部長
19	5号委員	教育総務部長
20	5号委員	生涯学習部長
21	5号委員	議会事務局長
22	5号委員	選管・監査・公平・固定資産評価審査委員会事務局長
23	5号委員	園長会 会長
24	6号委員	教育長
25	7号委員	大阪南消防組合富田林消防署長
26	7号委員	富田林市消防団長
27	8号委員	一般社団法人富田林医師会長
28	8号委員	西日本電信電話株式会社関西支店 設備部長
29	8号委員	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 羽曳野配電営業所長
30	8号委員	近畿日本鉄道株式会社古市駅長
31	8号委員	大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部導管計画チームマネジャー
32	8号委員	大阪広域水道企業団 富田林水道センター長
33	9号委員	富田林市自主防災組織連合会長
34	9号委員	社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会富田林病院看護部長
35	9号委員	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係長
36	9号委員	富田林市シニアクラブ連合会 監事
37	9号委員	富田林市身体障害者福祉協会 理事
38	9号委員	特定非営利活動法人与んだばやし国際交流協会 理事
39	9号委員	富田林市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
40	9号委員	富田林市登録ボランティア団体 災害ボランティアスクラム

I-8 富田林市災害対策本部条例

富田林市災害対策本部条例

昭和38年6月19日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、富田林市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長をたすけ災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ 〔災害予防対策〕

Ⅱ-1 災害時における各課の配備職員数

1 災害対策本部：自動参集基準

(令和7年7月現在)

配備体制		警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
参集基準	地 震	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱以上
	風水害	気象警報発表 (2 班体制)	参集連絡後	参集連絡後	参集連絡後
人 員	本部長、副本部長	2人	4人	4人	4人
	本部員	7人	14人	14人	14人
	職 員	50人 風水害25人	85人 風水害39人	220人	必要最低限の 通常業務を行 う人員以外
	現地配備員	—	—	76人	76人
対象職員数：14人＋719人＝733人					

2 災害対策本部：配備体制及び事務分掌

(令和7年7月現在)

	本部員	部	課	警戒	A 号	B 号	事 務 分 担
総括部	災害対策本部員		本部事務局	1	1	1	・ 所属部の統括に関すること ・ 災害応急対策実施の総括に関すること
	(基本体制) 警戒：7人 A号：14人 B号：14人		総務情報部	2	2	2	
			避難所運営部	1	3	3	
			要支援者対策部	1	6	6	
			対策パトロール部	2	2	2	
	1 危機管理監	市長公室	12 危機管理室	9	9	本部事務局	・ 災害対策本部設置に関すること ・ 本部の活動計画の総合調整に関すること ・ 被害状況の総括及び報告に関すること ・ 防災行政無線の運用に関すること ・ 応援要請、応援申し出への対応に関すること ・ 災害救助法の適用申請に関すること ・ 防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 支援の準備に関すること ・ 応援職員等の受入れに関すること ・ 支援終了への対応に関すること ・ 大阪南消防本部との連絡調整に関すること ・ 自主防災組織との連絡調整に関すること ・ 消防団との連絡調整に関すること
	(基本体制) 警戒：12人(9人) A号：12人(9人) B号：12人(12人) ※本部員除く。 ※()内は風水害時。		(専門員1名含む)	奇数月3	奇数月3	12	
			(消防派遣2名含む)	偶数月3	偶数月3		

	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
総務情報部	2 市長公室 総務部 (基本体制) 警戒: 6人(2人) A号: 20人(9人) B号: 33人(33人) ※本部員除く。 ※()内は風水害時。	総務部	9 総務課	2 奇数月2 偶数月2	9 奇数月11 偶数月11	受付・管財班 9	・災害情報の収集に関すること ・市民からの相談や通報受付に関すること ・市有財産の被害状況調査及び復旧に関すること ・市民相談、苦情等の受付に対する処理に関すること
			4 新庁舎整備推進室			財務班 2	・災害対策の予算措置に関すること
			10 行政管理課			資材班 5	・災害応急対策資材、用品の調達に関すること ・緊急時における業者への応援要請に関すること ・車両の確保、配車に関すること(公用車を除く)
		市長公室	6 財政課			渉外班 3	・国及び府等の被災地視察に関すること
			8 契約検査課			人事班 4	・職員の召集、現況把握に関すること ・災害対策要員の確保、出勤状況把握に関すること ・各部への応援要員編成に関すること ・職員、災害要員の災害補償、給与、手当に関すること
			5 秘書課			広報記録・ 情報通信班 8	・帰宅困難者支援施設への情報伝達に関すること ・庁内情報システムの現状把握及び応急対策に関すること ・災害情報の収集、発信に関すること ・災害情報の公開及び報道機関との連絡に関すること ・被害状況の写真撮影(アーカイブ)に関すること ・災害情報の記録、整理に関すること
			11 人事課 7 (人事課付)			施設班 2	・金剛地域被災状況全般把握、本部との連絡調整に関すること
			12 都市魅力課 6 政策推進課 7 デジタル推進室				
		市民人権部	6 金剛連絡所				

	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事 務 分 担														
避難所運営部	3 教育総務部 総務部 生涯学習部 (基本体制) 警戒：5人(2人) A号：3人(0人) B号：63人(63人) ※本部員除く。 ※()内は風水害時。 ※避難所配備職員を除く。	教育総務部	2 教育総務課 2 総務係	2 奇数月2 偶数月1	奇数月2 偶数月1	避難収容第1班 20	・避難所の利用可否に関すること ・避難所の開設運営に関すること ・避難者の救護及び調査に関すること ※B号配備時の避難所配備職員は、避難所運営部で別途調整。														
		市民人権部	18 市民窓口課			避難収容第2班 17		<table><tr><td colspan="2">(A号：避難所配備職員)</td></tr><tr><td>土砂 12人</td><td>6箇所</td></tr><tr><td>洪水 22人</td><td>11箇所</td></tr><tr><td>台風 38人</td><td>19箇所</td></tr><tr><td colspan="2">※各避難所2名配備(2班体制)</td></tr><tr><td colspan="2">※感染症対応時は適宜増員</td></tr><tr><td colspan="2">※地震の場合も状況に応じ参集</td></tr></table>	(A号：避難所配備職員)		土砂 12人	6箇所	洪水 22人	11箇所	台風 38人	19箇所	※各避難所2名配備(2班体制)		※感染症対応時は適宜増員		※地震の場合も状況に応じ参集
		(A号：避難所配備職員)																			
		土砂 12人	6箇所																		
		洪水 22人	11箇所																		
		台風 38人	19箇所																		
		※各避難所2名配備(2班体制)																			
		※感染症対応時は適宜増員																			
		※地震の場合も状況に応じ参集																			
		健康推進部	23 保険年金課																		
		生涯学習部	16 生涯学習課 7 公民館 (中央・東・金剛)																		
			4 中央図書館 6 金剛図書館																		
		こども未来部	4 児童館																		
		市民人権部	5 人権・市民協働課 (TONPAL)																		
	教育総務部	教育総務課 6 施設係 20 環境整備係 8 学校給食課	避難所確認班 2	・所管施設管理者との連絡調整(全避難所)に関すること ・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること																	
避難収容食糧班 2			・食料等の物資調達及び輸送に関すること ・避難者への食糧・救助物資の配給に関すること ・避難者に対する炊き出し等支援に関すること																		
教育班 9					・児童・生徒の避難救助に関すること ・教育機能の復旧に関すること ・被災児童・生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること																
文化班 3						・文化財等の被災状況調査及び応急対策に関すること															
生涯学習部	9 文化財課	調査班 5	・財産にかかる被害状況調査に関すること ・罹災証明書の発行に関すること																		
総務部	27 課税課	物資班 5		・生活必需品等救助物資の調達及び輸送に関すること ・物資集積場所の設置に関すること ・支援物資の受領、保管に関すること																	
	12 収納管理課																				

	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
要 支 援 者 対 策 部	6 福祉部	福祉部	12 増進型 地域福祉課 ※救援救護連絡 班兼ねる。	1 奇数月2 偶数月2	5 奇数月5 偶数月5	救援救護第1班 20	・福祉施設等の連絡、安全確保に関すること ・要配慮者の救援救護に関すること。 ・福祉避難所の開設運営に関すること ・避難者の誘導に関すること ・避難行動要支援者の救援救護に関すること ・生活保護世帯等の罹災状況調査に関すること ・災害生業資金の貸付調査に関すること
	市民人権部						
	こども未来部						
	健康推進部		3 広域福祉課				
	議会事務局		29 生活支援課				
	総合事務室	会計室	5 会計室				
	(基本体制) 警戒: 3人(1人) A号: 16人(5人) B号: 59人(59人) ※本部員除く。 ※()内は風水害時。	議会事務局	5 議会事務局 (局長除く)			救援救護第2班 20	・災害見舞金等の支給に関すること ・慰労金の支給及び災害救護資金の貸付に関すること
		総合事務室	6 総合事務室 (局長除く)				
		福祉部	15 障害福祉課				
		健康推進部	26 高齢介護課				
			21 健康づくり 推進課			医療対策班 7	・応急救護所及び医療救護所の設置に関すること ・救急医療対策会議の設置運営に関すること ・医療、助産の実施に関すること ・医師会、病院との連絡調整に関すること ・医療・助産薬品の調達、整備に関すること ・疾病、負傷者の収容及び調査に関すること
		市民人権部	9 人権・市民協働課			救援救護連絡班 4	・町会、自治会との連絡調整及び協力要請に関すること ・外国人への支援対策及び情報発信等に関すること ・日本赤十字社大阪支部との連絡調整及び義援金に関すること ・赤十字奉仕団との連絡調整に関すること ・ボランティアの対応及び協力要請に関すること
		こども未来部	16 こども育成課 9 こども政策課 14 子育て応援課			施設班 8	・学童クラブ・保育所等の連絡、安全確保に関すること ・学童クラブ・保育所の児童・園児の避難援助に関すること ・施設の管理及び被害状況調査並びに緊急措置に関すること

	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
対策パトロール部	2 まちづくり部 産業部 (基本体制) 警戒:22人(10人) A号:32人(15人) B号:45人(45人) ※本部員除く。 ※○内は風水害時。	まちづくり部	21 道路公園課	10 奇数月11 偶数月10	15 奇数月15 偶数月16	土木班	・道路、橋梁等施設の被害状況調査及び作業隊の編成並びに応急対策に関する事 ・交通機関との連絡調整に関する事 ・住宅造成地の点検に関する事 ・感染症対応に伴う公園等の用地活用に関する事 ・公園の被害状況及び応急対策に関する事 ・急傾斜地、土石流等の危険箇所の監視及び警戒に関する事 ・障害物除去に関する事 ・道路通行規制実施（感染症対応による往来管理を含む）に関する事 ・水防資機材の活用に関する事
			6 交通政策室 9 都市計画課 ※建築班兼ねる 4 金剛地区再生室 1 広域まちづくり課			23	
			6 住宅政策課			建築班 4	・市営住宅の総合的な被害状況調査及び緊急措置に関する事 ・被災建築物・宅地等の応急危険度調査に関する事 ・応急仮設住宅、応急避難収容施設の確保に関する事 ・住宅応急修理の相談に関する事
		産業部	10 農業創造課 ※土木班兼ねる 3 農業委員会			河川水利・農政班 9	・河川水路、ため池等の農業用施設の被害状況及び応急対策に関する事 ・農業者への非常対策の連絡に関する事 ・河川水路の監視及び警戒に関する事 ・水利組合及び関係機関との調整に関する事 ・農林畜産物関係の被害状況調査に関する事 ・農林業者への災害融資斡旋に関する事
		産業部	18 下水道課			下水道班 9	・下水道等排水施設の被害状況の調査及び応急対策に関する事 ・下水処理施設関係機関との調整に関する事（市民への周知含む）

	本部員	部	課	警戒	A号	B号	事務分担
環境部	一 市民人権部 産業部	市民人権部	36 環境衛生課	1 奇数月1 偶数月1	1 奇数月1 偶数月1	衛生班 6	・総務情報部の応援に関すること ・感染症まん延防止に対する措置に関すること ・防疫薬品及び防疫資材の調達、整備に関すること ・遺体の収容及び埋葬火葬に関すること ・公害発生の予防及び処置に関すること ・災害時における衛生対策や消毒の実施に関すること ・防疫対策及び清掃（ゴミ・し尿）の実施に関すること ・災害による廃材・ガレキ等の処理計画に関すること ・仮設トイレ設置に関すること
	(基本体制) 警戒：2人(1人) A号：2人(1人) B号：8人(8人) ※本部員除く。 ※()内は風水害時。	産業部	8 商工観光課			商工班 2	・商工会との非常対策の連絡に関すること ・商工業関係の被害状況調査に関すること ・災害時における米穀及び食糧・生活必需品の調達に関すること ・一時滞在者及び定住者への支援対策及び情報発信等に関すること ・商工分野における感染症予防支援策に関すること（観光施設、宿泊施設、観光客等） ・罹災者への災害対策資機材の斡旋に関すること ・商工業者への災害融資斡旋に関すること
		こども未来部	109 保育園				
		教育総務部	29 幼稚園				

Ⅱ-2 大阪府選定の防災拠点一覧表

区 分	対象地区	所在地
広域防災拠点	1 大阪北部 2 大阪中部（八尾空港周辺） 3 大阪南部（りんくうタウン）	吹田市千里万博公園 5－5 八尾市空港 1 丁目 209－7 泉南市りんくう南浜 2－14
後方支援 活動拠点	※1 日本万国博覧会記念公園 ※2 服部緑地 3 大阪城公園 4 鶴見緑地 5 長居公園 ※6 寝屋川公園 ※7 久宝寺緑地 8 山田池公園 ※9 大泉緑地 10 錦織公園 11 蜻蛉池公園	吹田市千里万博公園 1－1 豊中市服部緑地 1－1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区長居公園 寝屋川市寝屋川公園 1707 八尾市西久宝寺 323 枚方市山田池公園 1－1 堺市北区金岡町 128 富田林市錦織 1560 岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※地震に係る広域的支援部隊の集結場所候補地

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-3 緊急消防援助隊の概要

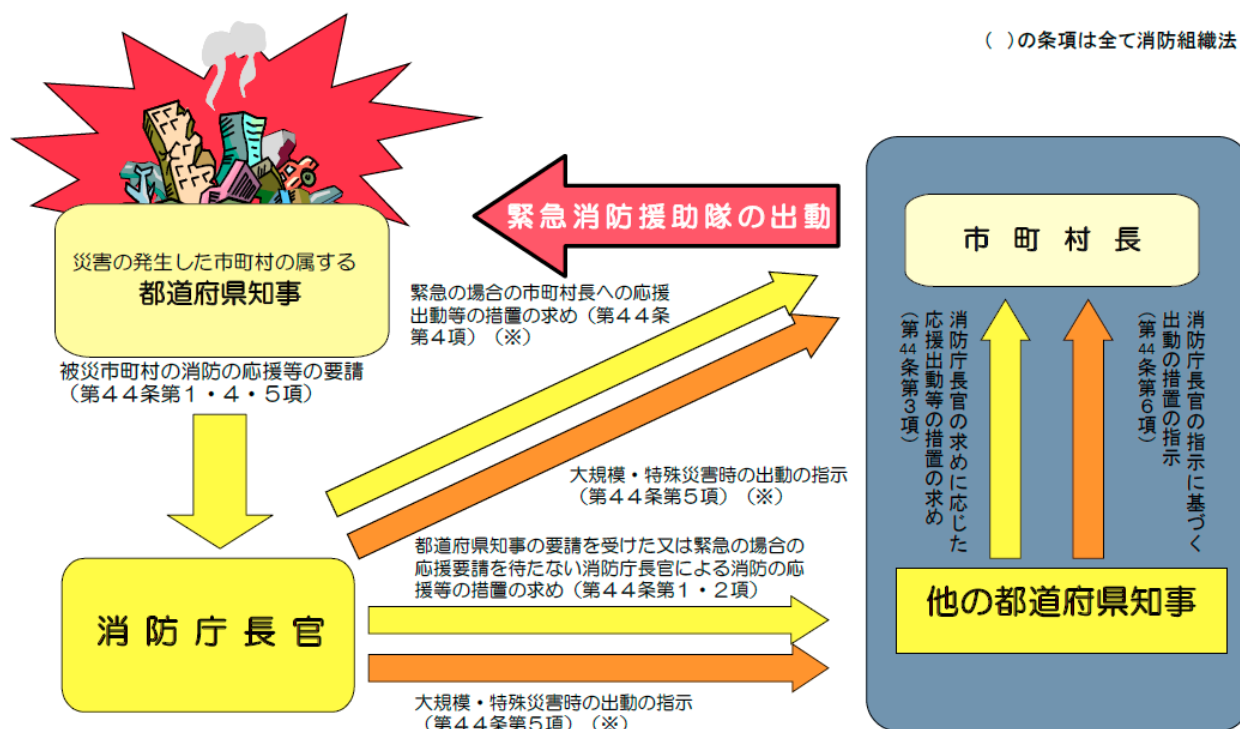
緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設され。平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定、それに基づき、消防庁長官が部隊を登録している。

緊急消防援助隊は、平成7年の創設以来、平成16年新潟県中越地震、平成17年ＪＲ西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、近年では、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等、令和2年7月豪雨、静岡県熱海市土石流災害など令和4年1月末までの間に合計43回出動している。



緊急消防援助隊

National Fire Service Team for Disaster Response



(※)都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待ついとまがない場合(第44条第2項)がある。

(資料) 総務省消防庁ホームページ

Ⅱ-4 緊急消防援助隊受援計画の概要

第1章 総 則

1 趣 旨

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、大阪府（以下「府」という。）が緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、要請要綱第2条に定めるところによる。

第2章 応援要請

1 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、次による。

- (1) 被災地の市町村長（以下「被災地の長」という。）は、自らの市町村の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちにその旨連絡するものとする。この場合における連絡は、電話等による口頭によるものとし、次のアに掲げる情報を連絡するものとする。なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官（以下「長官」という。）に対して、要請するものとし、イに掲げる情報についても可能な限り連絡する。

ア 第1報として必要な情報

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊
- (キ) その他必要な情報（必要資機材、装備等）

イ 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- (ア) 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- (イ) 指揮体制及び無線運用体制
- (ウ) 気温、積雪その他の参考となる情報
- (エ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (オ) 緊急消防援助隊の任務

- (2) 知事は、被災地の長の連絡を受け、消防組織法第44条に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請するものとする。

（知事は、被災地の長から連絡がない場合であっても要請する場合がある。）

注・情報については、周囲の状況等から可能な限り収集した範囲のものであっても構わず、判明次第追加的に連絡し、応援要請の時期を失することのないように留意するものとする。

- ・大阪府においても(1)ア及びイに掲げる情報については、被災地の周辺市町村等から積極的に収集するものとする。

2 応援要請等窓口

応援要請等に係る連絡窓口は、次のとおりである。

(1) 消防庁の連絡窓口は、次のとおりである。

消防庁	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
広域応援室	昼間		N T T 03-5253-7527	N T T 03-5253-7552	
	夜間		N T T 03-5253-7777	N T T 03-5253-7553	
			無線 198-90-49013	無線 198-90-49036	

(2) 大阪府の連絡窓口は、次のとおりである。

大阪府	時間帯	連絡・要請窓口	電話番号	F A X 番号	無線呼出名称
危機管理室	昼間	危機管理室 消防保安課	N T T 06-6944-6458 06-6944-3947 無線 200-4874	N T T 06-6944-6654 無線 220-8821	
			N T T 06-6944-6021		
	夜間	危機管理室 当直室	無線 220-8921		

(3) 府内の消防本部の連絡窓口は、別表 1（略）のとおりである。

(4) 府内に対する緊急消防援助隊の第一次出動府県隊の属する都道府県及び当該府県代表消防機関連絡窓口は、別表 2（略）のとおりである。

第3章 消防応援活動調整本部等

1 消防応援活動調整本部等

消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）等の運営は次のとおりとする。

- (1) 消防組織法第44条の2に基づき大阪府知事（以下「知事」という。）が調整本部を設置する場合は、原則として大阪府危機管理室（以下「危機管理室」という。）に設置し、次の者で構成する。本部長は知事とし、副本部長には危機管理室長を充てるものとする。

ア 大阪府職員（危機管理室消の委任を受けた者）

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

- ・代表消防機関（大阪市消防局警防部警備方面隊長）
- ・代表消防機関代行（警防課参事）

ウ 被災地派遣職員（当該市町村を管轄する消防本部の職員）

エ 航空隊隊員

オ 消防庁職員（調整本部長の要請又は長官が必要と判断した場合）

カ その他調整本部長が必要と認める者

本 部 名	本部設置場所	連絡先
大阪府 消防応援活動調整本部	大阪市中央区 大手前3丁目1番43号 大阪府庁新別館北館2階 大阪府防災センターB	N T T 電話 06-6944-6458 06-6944-3947 N T T F A X 06-6944-6654
		無線電話 200-4874・4877・4868 無線 F A X 220-8820・8821

- (2) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、速やかに長官に報告するものとする。
- (3) 大阪府職員及び大阪市消防局警防部警備方面隊長は、府内で大規模災害が発生した場合は、調整本部の設置の有無にかかわらず、直ちに緊急消防援助隊の要請及び受入等について協議し、必要な事項について、消防庁に連絡（電話による口頭又は要綱別記様式1-1（略）のFAX送付）するものとする。
- (4) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、その旨を長官に連絡するものとする。

第3章 12

調整本部は、府災害対策本部、広域防災連絡会議及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況、府が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、府内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の府内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 府内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 府災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。
- (7) 府災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

2 航空部隊の統制

複数の航空部隊が活動することとなる場合は、大阪市消防局航空隊長が指揮支援本部、調整本部等と連携を密にして、活動の統制に努めるものとする。

3 指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行

指揮支援部隊及び指揮支援部隊代行については、次のとおりである。

- (1) 被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括する指揮支援部隊長の所属する消防本部は、大阪市消防局（大阪市西区九条南1-12-54）とする。
- (2) (1)が被災等により任務が遂行できない場合の指揮支援部隊長代行の所属する消防本部は、京都市消防局（京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2）とする。

4 無線運用体制

無線の運用体制については、次によるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号）第32条第1項第3号に基づき、使用チャンネルの指定その他無線の統制については、指揮支援部隊長が行うものとする。
- (2) 府内の消防機関の使用無線周波数は、別紙8（略）のとおりである。

第4章 応援部隊の集結場所等

1 集結場所の選定

応援部隊の集結場所は、原則として、調整本部及び消防庁が被災地、関係機関等と協議し選定するものとする。（選定に際しては、住民の避難状況、警察、自衛隊等の応援部隊を勘案するものとする。）

2 陸上部隊の集結場所

陸上部隊に係る集結場所は、次によるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の応援部隊の集結場所は、第1優先を大阪市消防局高度専門教育訓練センター、第2優先を府立消防学校とし、その他大阪府地域防災計画に定めるところにより広域防災拠点及び後方支援活動拠点（別表10（略））その他効果的な消防活動を期待できる場所のうちから選定するものとする。

- (2) 各消防機関においては、別表10（略）に記載する場所以外の場所について、被災地となった場合に応援部隊が活動の拠点とするための地域防災拠点についても把握し、関係機関と調整等するものとする。（災害状況によっては、応援部隊の直接の集結場所となる場合もある。）
- (3) (1)の集結場所については大阪府において、(2)の集結場所については管轄する消防本部において、当該場所に応援部隊を受け入れることが決定した場合に速やかに、開錠作業等の受入準備を行うことができるよう施設管理者等と調整しておくものとする。

3 航空部隊の集結場所

航空部隊の集結場所は、大阪府地域防災計画に記載する大阪府選定の輸送基地の中から選定する。（別表12（略））

4 航空部隊離着陸場

航空部隊の離着陸場は大阪府地域防災計画に記載の災害時用臨時ヘリポートのとおりである。

第5章 部隊移動

1 長官の求め等による部隊移動の手続き

消防組織法第44条に基づく長官の求め又は指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 要請要綱別記様式6－1（略）により部隊移動の意見照会があった場合は、緊急消防援助隊行動市町村長あてに、要請要綱別記様式6－1（略）により送付し、部隊移動に関する意見を聞くものとする。
- (2) 上記(1)の回答（要請要綱別記様式6－1（略））があれば、部隊移動に関する意見を要請要綱別記様式6－2（略）に記入し、当該回答を付して長官に送付するものとする。
- (3) 長官から部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡（要請要綱別記様式6－4（略））があった場合は、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡するものとする。

2 知事の指示による部隊移動の手続き

消防組織法第44条の3に基づく知事の指示による部隊移動の手続きは、次によるものとする。

- (1) 知事は部隊移動の指示を行う場合は、要請要綱別記様式6－5（略）により、緊急消防援助隊行動市町村の指揮支援本部を経由して、調整本部の指揮支援部隊長から都道府県隊長に伝達するものとする。
- (2) 上記(1)の指示を実施した場合は、要請要綱別記様式6－6（略）により速やかにその旨を長官に通知するものとする。
- (3) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (4) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、大阪府災害対策本部に対し、部隊数、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 情報提供等

1 地理・水利状況等

応援部隊に提供する地理・水利状況等については、次の内容について配慮するものとする。

- (1) 各消防機関においては、次に掲げる情報について、応援部隊に迅速に提供できるよう体制を整備しておくものとする。

ア 応援部隊が効率的に活動するための広域地図、住宅地図その他地理に関する事項

イ 応援部隊を受け入れることができる場所の状況（野営の可否、水道の状況、当該場所の地図等）

ウ 消火栓、防火水槽、プール、河川その他水利に関する事項

エ アからウまで以外で応援部隊の活動に際して必要な情報

- (2) 府内の消火栓（地下式）スピンドルドライバーの情報は、次のとおりである。（略）

2 補給情報

大阪府、被災地及び被災地周辺の市町村は、燃料補給が可能な給油取扱所、食料調達が可能な店舗の把握及び応援部隊の燃料補給場所の確保の依頼等に努め、当該内容を調整本部に連絡するものとし、調整本部は当該情報を応援部隊に伝達するものとする。

第7章 雑 則

この計画に記載のない事項又は計画の実行に際して疑義が生じた場合は、その都度、関係機関が協議するものとする。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」、大阪府ホームページ

Ⅱ-5 府内市町村災害相互応援協定等の締結状況

(令和7年12月15日現在)

行政関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害相互応援協定	相互応援協定締結市町村間における災害時の広域的な応援について定める。	平成7年 8月28日 (平成17年 2月1日再 締結)	八尾市、富田林市、河内長野市、 松原市、柏原市、羽曳野市、 藤井寺市、東大阪市、 大阪狭山市、太子町、河南町、 千早赤阪村
堺市と南河内地域6市2町1村との災害時の相互応援協定について	大規模災害が発生した場合に、締結市町村間において広域的な応援について定める。	平成23年 9月1日	堺市及び南河内地域6市2町1村
災害時における避難者の受入れにかかる確認書	大規模災害発生時に、避難場所の提供及び運営など、避難者の受入れに関して相互に応援を行う。	平成25年 7月1日	堺市及び南河内地域6市2町1村

避難所関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所災害時の一時避難所としての相互利用に関する協定書	指定避難所を共通の避難所としての利用に関することを定める。	平成26年 9月1日	富田林市、太子町、河南町、 千早赤阪村

(資料) 市資料

Ⅱ-6 災害協定等の締結一覧

(令和8年4月末現在)

行政関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時相互応援協定	地震等の災害が発生し被災地が応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、必要な事項について定めている。	平成18年 9月1日	長野県諏訪市
災害時等の応援に関する申合せ	災害発生時における被害の拡大、2次災害防止に関して定める。	平成26年 7月23日	近畿地方整備局
災害時相互応援協定	災害時、被害を受けた市独自では応急復旧対策が十分にできない場合における、相互の援助活動について必要な事項を定める。	令和2年 3月26日	滋賀県東近江市
災害時の相互応援に関する協定	災害時、被害を受けた市独自では応急復旧対策が十分にできない場合における、相互の援助活動について必要な事項を定める。	令和3年 8月31日	三重県松阪市
地域防災に関する連携協定	地域防災に関する連携を通じて、本市における安全安心のまちづくりの推進及び大阪公立大学の教育・学術研究機能の向上を目的とする。	令和5年 8月9日	大阪公立大学 都市科学・防災研究センター
災害時相互応援に関する協定	災害時、被災した市独自では十分な応急復旧対策ができない場合における、相互の応援活動について必要な事項を定める。	令和7年 7月16日	広島県廿日市市

東日本大震災カウンターパート

自治体名	概要
岩手県大槌町	令和2年11月29日に、東日本大震災カウンターパートである岩手県大槌町との間に締結した「富田林市・大槌町の連携協力に関する基本協定」における連携協力事項として、「防災に関すること」を位置づけています。

情報システム関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
「計測震度計」データの分岐に関する申し合わせ	大阪管区気象台の震度計データ（観測点：中央公民館）の利用を富田林市と気象庁で分岐利用する旨の申し合わせ	平成8年 4月1日	大阪管区気象台
大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	災害対策及び一般行政事務に使用する整備並びに管理運営について定める。	平成10年 4月1日	大阪府
土砂災害情報相互通報システム整備事業に関する基本協定の締結について	土砂災害から人命を守るため土砂災害危険個所の保全対策区域において、土砂災害関連情報を住民と醸成機関が相互通信するシステムの整備を図ることを定めている。	平成17年 11月17日	大阪府
災害時等の緊急放送における協定	災害発生時や凶悪犯罪の発生時に、J : C O M放送内において緊急放送を行う。	平成25年 2月15日	株式会社ジェイコムウエスト
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時にYahoo! JAPANサービス上に市ウェブサイトのキャッシュサイトを掲載して閲覧者を誘導することで、市のサーバー負荷の軽減を図る。	平成25年 5月30日	L I N Eヤフー株式会社
災害発生時における富田林市と郵便局の協力に関する協定	地震その他による災害時において、車両の提供、情報収集の協力等、相互に協力し、円滑に遂行するために必要な事項を定めている。	平成26年 1月31日	富田林市内郵便局

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
減災を目的とした防災ＡＲに関する協定	防災情報の提供に関することを定める。	平成26年 9月12日	一般社団法人全国防災共助協会
地図製品等の供給等に関する協定	災害時における地図製品等の供給	平成28年 2月1日	株式会社ゼンリン
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際の非常用電話の設置利用管理に関すること	平成28年 12月19日	西日本電信電話株式会社
災害時における情報提供に関する協定	都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関すること	令和1年 9月1日	大阪ガス株式会社
防災情報表示付き電柱広告に関する覚書	市内における公共電柱広告の掲出に関すること	令和1年 10月1日	関電サービス株式会社

避難所関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
大和川下流流域下水狭山処理場「せせらぎの丘」の施設利用に関する協定書	災害が発生時における付近住民の一時避難地として利用について定める。	平成17年 9月1日	大阪府南部流域下水道事業所
指定避難所・一時避難地として提供される大阪府立富田林支援学校の施設使用に関する協定書	災害の発生時における付近住民の指定避難所として体育館の使用を、一時避難地として運動場の使用について定める。	平成21年 11月25日	大阪府立富田林支援学校
一時避難地として提供される汐由温泉研修センター内の施設使用に関する協定書	災害の発生時における付近住民の一時避難地としてテニスコート・芝生グラウンドの使用について定める。	平成21年 12月1日	ＣＡＣグループ 汐由温泉研修センター

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における避難所・緊急避難場所としての施設利用に関する協定	災害発生時における近隣住民の避難所・緊急避難場所としての利用について定める。	令和 8 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 (当初)	私立利晶学園中学校高等学校 (令和8年4月名称変更により再協定)
災害時における緊急一時避難場所として提供される施設使用に関する協定	災害発生時に、店舗駐車場の一時避難場所として使用について定める。	平成27年 1 月15日	ライフコーポレーション 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害時に地域住民の避難場所としての利用について定める。	平成27年 6 月 1 日	大阪南農業協同組合 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害時に避難所、避難場所として施設を提供し、学生ボランティアによる避難所支援を行う。	平成28年 10月 3 日	大阪大谷大学
災害時に指定避難所・指定緊急避難場所として提供される一般財団法人成研会結のぞみ病院の施設使用に関する協定	災害時に避難所、避難場所として施設提供に関すること。	令和 1 年 10月 1 日	一般財団法人成研会 結のぞみ病院
災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	災害時に民間賃貸住宅の情報提供及び媒介等に関すること。	令和 1 年 11月22日	大阪府宅地建物取引業協会
災害時における宿泊施設の提供に関する協定	災害時に、他都市等から支援を受ける場合、支援者の宿泊施設及び車両駐車場所としての施設提供に関すること。	令和 3 年 7 月14日	大阪府旅館組合富田林支部
災害時等における協力に関する協定	災害時における緊急一時避難場所の提供及び遺体の搬送、安置等に関すること。	令和 3 年 7 月30日	南海グリーンサポート株式会社
災害時における協力に関する協定	災害時に避難所、避難場所として施設提供に関すること。	令和 4 年 4 月 5 日	株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント (亀の井ホテル富田林)

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における地域住民等の一時滞在施設等の利用に関する協定	災害時等における、帰宅困難者や地域住民等の一時滞在施設等としての利用に関することを定めている。	令和4年 7月4日	有限会社ヒューマンリンク
災害時における地域住民等の一時滞在施設の利用に関する協定	災害時等における、帰宅困難者や地域住民等の一時滞在施設等としての利用に関すること等を定めている。	令和4年 9月15日	賛栄商事株式会社
災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	災害時に、災害対応車両や車中泊避難者等の臨時駐車場としての利用について定める。	令和8年 4月1日	アンダーツリー株式会社

物資関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における物資の供給に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成19年 4月1日	イオンリテール株式会社 近畿カンパニー
災害時における物資供給に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成19年 9月26日	NPO法人 コメリ災害対策センター
災害時における物品の供給協力に関する協定書	大規模災害が発生した場合に、被災者に速やか且つ円滑に物資の供給を図るために結んでいる。	平成20年 9月17日	大阪いずみ市民生活協同組合
災害用備蓄物資保管場所の使用に関する協定	N T T 佐備ビルの一部を無償で貸借し、東部地区備蓄倉庫として活用するため。	平成21年 9月1日	西日本電信電話株式会社大阪 東支店

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における物資供給に関する協定	災害発生時に、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するもの。	平成25年 10月25日	株式会社ニトリ
災害時における応援協力に関する協定	災害時に物資が必要 なとき、可能な限り、 優先的に供給する事 項を定めている。	平成26年 2月4日	株式会社サンプラザ
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	災害発生時に物資の 供給に関して定める。	平成26年 7月8日	ＬＰガス協会
災害発生時における物資供給協力に関する協定	災害発生時に物資供 給協力について定め る。	平成27年 1月15日	ライフコーポレーション 【他項目にもあり】
災害時における支援に関する協定	災害発生時に物資の 供給に関して定める。	平成27年 6月1日	大阪南農業協同組合 【他項目にもあり】
災害発生時における物資供給協力に関する協定	災害時に物資が必要 なとき、可能な限り供 給する。	平成29年 3月1日	株式会社コノミヤ
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	災害発生時における ダンボール製品の調 達に関すること。	平成31年 1月31日	セッツカートン株式会社 Ｊパックス株式会社”
災害時における物資の供給協力に関する協定	自社取扱製品等の物 資提供に関すること。	令和1年 8月1日	株式会社 山洋
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害時に物資が必要 なとき、可能な限り供 給する。	令和2年 9月1日	株式会社トライアルカンパニ ー
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害時に物資が必要 なとき、可能な限り供 給する。	令和2年 11月6日	株式会社関西スーパーマーケ ット
災害時及び感染症拡大時等における物資の供給協力に関する協定	災害時に物資が必要 なとき、可能な限り供 給する。	令和3年 7月27日	株式会社せいき
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害発生時における、 医薬品、日用品、食料 品等の物資供給に関 すること。	令和3年 8月2日	一般社団法人日本チェーンド ラッグストア協会大阪府支部

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	災害時に、被災者の生活の安定を図ることを目的として、支援物資の受入及び配送等の支援協力を行う。	令和5年 7月21日	佐川急便株式会社関西支店
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 9月22日	富田林石油株式会社
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 9月22日	大西石油株式会社
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 10月1日	株式会社オータニ
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 10月1日	市川石油株式会社
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 10月1日	中西石油株式会社
災害時における燃料等の供給協力に関する協定	優先的な燃料等の供給協力体制を確保することで、災害対応の円滑な実施を図ることを目的とする。	令和5年 10月1日	富尾石油株式会社
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害時に物資が必要なとき、可能な限り、優先的に供給する	令和6年 7月17日	コーナン商事株式会社

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時におけるキッチンカーによる食事提供の実施等に関する協定	大規模災害時における、キッチンカーによる食事提供の実施等	令和6年 8月20日	一般社団法人地域活性化プロジェクト縁G I N
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害時に、避難所や災害対策本部で使用する、インテリア、衝立、収納用品等の物資を供給する	令和6年 8月27日	株式会社林製作所
災害時における物資調達に関する協定	災害時において物資を必要とする時は、物資について調達の協力を要請することができる	令和7年 8月1日	スギホールディングス株式会社
災害時における物資調達に関する協定	災害時において物資を必要とする時は、物資について調達の協力を要請することができる	令和8年 2月4日	プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー

要配慮者関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	ボランティアの受け入れ並びに活動調整を行う窓口となる災害ボランティアセンターの設置について迅速かつ適切な対応が図れるため締結している。	平成20年 9月1日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	災害発生時に、災害時要援護者の避難場所として福祉避難所の開設を行う。 ※直接避難は不可。	平成25年 9月1日	富田林市ケアセンター（けあぱる） 一般財団法人 富田林市福祉公社

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における福祉避難所の協力に関する協定	災害発生時における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置・運営に関すること	平成30年 9月30日	富田林市福祉施設連絡会
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に、災害時要配慮者の避難場所として福祉避難所の開設を行う。 ※直接避難は不可。	令和4年 2月7日	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 (市立総合福祉会館) (市立コミュニティセンター かがりの郷)
災害発生時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	災害発生時に、災害時要配慮者(知的障がい児・者等)の避難場所として福祉避難所の開設を行う。	令和4年 8月18日	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 (障害者支援施設こんごう) (障害者支援施設にじょう)

医療救助関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における医療救護活動についての協定及び医療救護活動に係る経費負担に関する覚書の締結について	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林医師会の協力に関し、必要な事項を定めている。	平成18年 1月5日	一般社団法人 富田林医師会
災害時における医療救護活動についての協定	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林歯科医師会の協力に関し、必要な事項を定めている。	平成26年 1月17日	一般社団法人 富田林歯科医師会
災害時における医療救護活動についての協定	地域防災計画に基づき医療救護活動に対する富田林薬剤師会の協力に監視、必要な事項を定めている。	平成26年 1月17日	一般社団法人 富田林薬剤師会
災害時における動物救護活動に関する協定	災害発生時における動物救護活動について定める。	平成26年 4月28日	公益社団法人 大阪府獣医師会

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	被災者の捜索活動及びこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関して定める。	平成26年 9月29日	認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
災害時の医療救護活動に関する協定書	災害が発生した場合の医療救護活動について (災害医療センター)	平成30年 4月1日	社会福祉法人 恩賜財団大阪府済生会 富田林病院

衛生関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る災害時救援協定	災害が発生時における災害廃棄物等の収集運搬について定める。	平成18年 4月1日	藤野興業(株)・阪南清掃(株)・三和工業所
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の応急対応について、必要な協力関係等について定めている。	平成26年 1月21日	指定葬儀業者

応急復旧活動関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 1月24日	富田林建設業防災協会
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 5月27日	富田林園芸組合

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成20年 7月14日	富田林市管工事業協同組合
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成21年 7月1日 [平成22年 7月1日 再締結]	富田林市測量・調査士会
災害時における応急対策活動の協力に関する協定	大規模災害発生時、自動車が不足した場合において、自動車の提供を優先的に受ける。	平成25年 4月30日	富田林市自動車協同組合
災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	災害発生時に、被災した公共施設の電気設備に関する応急の事前作業及び復旧作業並びに被害の拡大防止対策に伴う作業。	平成25年 10月1日	大阪府電気工事工業組合羽曳野支部
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動を迅速に行うことにより、速やかな災害復旧を図るために結んでいる。	平成28年 10月3日	富田林市建設業組合
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大規模災害が発生した場合に、喜志土地改良区が管理する農業用水を活用して防災活動を行うこと等について定める。	令和1年 7月30日	富田林市喜志土地改良区、大阪府南河内農と緑の総合事務所
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和2年 12月1日	株式会社大英
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	災害時におけるレンタル資機材の提供に関し必要な事項を定める。	令和3年 3月18日	株式会社南大阪建機

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和3年 3月29日	合同会社義建
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和3年 3月29日	株式会社ミツケン
災害時における物資の供給協力に関する協定	災害時に、ユニットハウス等(仮設事務所、簡易避難所、仮設トイレ等)の物資について、可能な限り供給する。	令和3年 4月7日	三協フロンテア株式会社
災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	災害時に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等に関して必要な事項を定める。	令和3年 5月1日	関西電力送配電株式会社
災害時等におけるドローンによる支援協力に関する協定	災害時、又は災害発生のおそれがある場合におけるドローンを利用した支援協力を行うことについて必要な事項を定める。	令和4年 8月5日	富田林災害ボランティア「スクラム」
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和4年 11月16日	株式会社ランドホープ
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大規模災害が発生した場合に、喜志土地改良区が管理する農業用水を活用して防災活動を行うこと等について定める。	令和5年 8月17日	富田林市東条地区土地改良区、大阪府南河内農と緑の総合事務所
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和5年 10月18日	カヤ工建
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和5年 10月19日	(株)サクマ

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和6年 5月27日	株式会社三浪組
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和7年 1月27日	藤野興業株式会社
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和7年 12月15日	(株)Y's
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和8年 4月16日	株式会社関政
災害時の応急対策活動協力に関する協定	災害時における応急対策活動の実施に関し必要な事項等を定める。	令和8年 4月23日	株式会社ダイエイワークス

上下水道関係

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ	大規模地震等により、被災した自治体独自では対応がとれない下水道災害が発生した場合に備え、近畿2府7県の下水道事業における相互応援体制を整備する。	平成9年 3月28日	建設省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、堺市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、 日本下水道事業団、 全国下水道協会、 全国下水道コンサルタント協会、 日本下水道施設業協会
災害時における復旧支援協力に関する協定	下水道管路施設の機能の早期復旧協力(災害時等)	平成29年 3月1日	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
災害時における災害復旧に係る支援要請に関する協定	下水道施設の復旧支援(災害時)	令和2年 6月8日	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

その他

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時等における富田林市有施設の一時使用に関する協力協定	応援要請の基づく、被災者支援に関する相談、罹災証明申請支援の実施	令和7年 4月15日	大阪府行政書士会
災害等における連携協力に関する協定書	被災者等に対する法律全般に関する相談、被災者等の生活再建、被災地域の復旧復興等に関する有益な情報の提供	令和7年 7月7日	大阪弁護士会
災害時における外部給電可能な車両等を用いた協力に関する協定書	災害対応時に市が使用する車両等の貸与、車両等の修繕、外部給電可能な車両の貸与、給電施設の開放	令和7年 11月12日	株式会社サンナミホンダ

その他協力支援

相 手 方	概 要
株式会社KUL	令和2年8月18日に株式会社関西都市居住サービス（現株式会社KUL）と包括連携協定を締結し、令和2年12月1日から、株式会社KULが運営するエコール・ロゼの駐車場の一画を、市が設置する防災備蓄倉庫の設置場所として、提供いただいている。

その他支援

名 称	目 的	締結年月日	協定等先
災害時等における富田林市有施設の一時使用に関する協力協定	災害時等（警察署が使用できない時に限る）に市有施設（すばるホール）の一部を提供する。	令和5年 7月25日	大阪府富田林警察署
災害時における前進（前線）基地の設置に関する協定	災害時等に私有地（公園等）の一部を、前進（前線）基地として提供する。	令和6年 7月18日	大阪ガスネットワーク株式会社

（資料）市資料及び「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-7 市から大阪府までの情報伝達ルート

非常災害時において、電気通信設備（ＮＴＴ通信電話等）が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合には、次の非常用通信経路を利用する。

発信 (市町村)	 : 使送区間 ---- : 無線区間 ~~~ : 有線区間 非常通信経路（中継）	着信 (大阪府)
富田林市	同一 大阪南消防局 (消防指令センター) 消防 ---- 大阪市消防局 (指令情報センター) 府防	大阪府
市長公室 危機管理室	大阪南消防局 (消防指令センター) --- (地域衛星通信ネットワーク) (防T) : 9-200-220-8921 (防F) : 9-200-220-8821 地星 ---	
	0.2K 富田林警察署 (警備課) --- 警察 --- 大阪府警察本部 (通信指令室) 府防	
	(地域衛星通信ネットワーク) (防T) : 9-200-220-8921 (防F) : 9-200-220-8821 地星 ---	

【回線種別の略式記号】

中 防 : 中央防災無線網（地上系）・・・中 星 : 中央防災無線網（衛星系）・・・・・・・消 防 : 消防防災無線網（地上系）
 地 星 : 地域衛星通信ネットワーク・・・・・・・県 防 : 都道府県防災行政無線網（地上系）・・・市 移 : 市町村防災行政無線（移動系）
 市 同 : 市町村防災行政無線（同報系）・・・水 防 : 水防道路用通信回線・・・・・・・警 察 : 警察用通信回線
 消 救 : 消防・救急無線・・・・・・・防 衛 : 防衛用通信回線・・・・・・・相 互 : 防災相互通信用回線
 海 保 : 海上保安用通信回線・・・・・・・専 用 : 電気通信事業者の専用回線・・・・・・・電 力 : 電気事業者用通信回線
 非 常 : 非常呼出し用周波数（4,630kHz）自 営 : 前記以外の自営無線通信網・・・・・・・その他 : その他の通信回線
 ※斜体文字・二重下線の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設（近畿地方非常通信協議会平成25年度調査結果）

（資料）市資料及び「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-8 大阪府震度情報ネットワークシステム 計測震度計設置場所

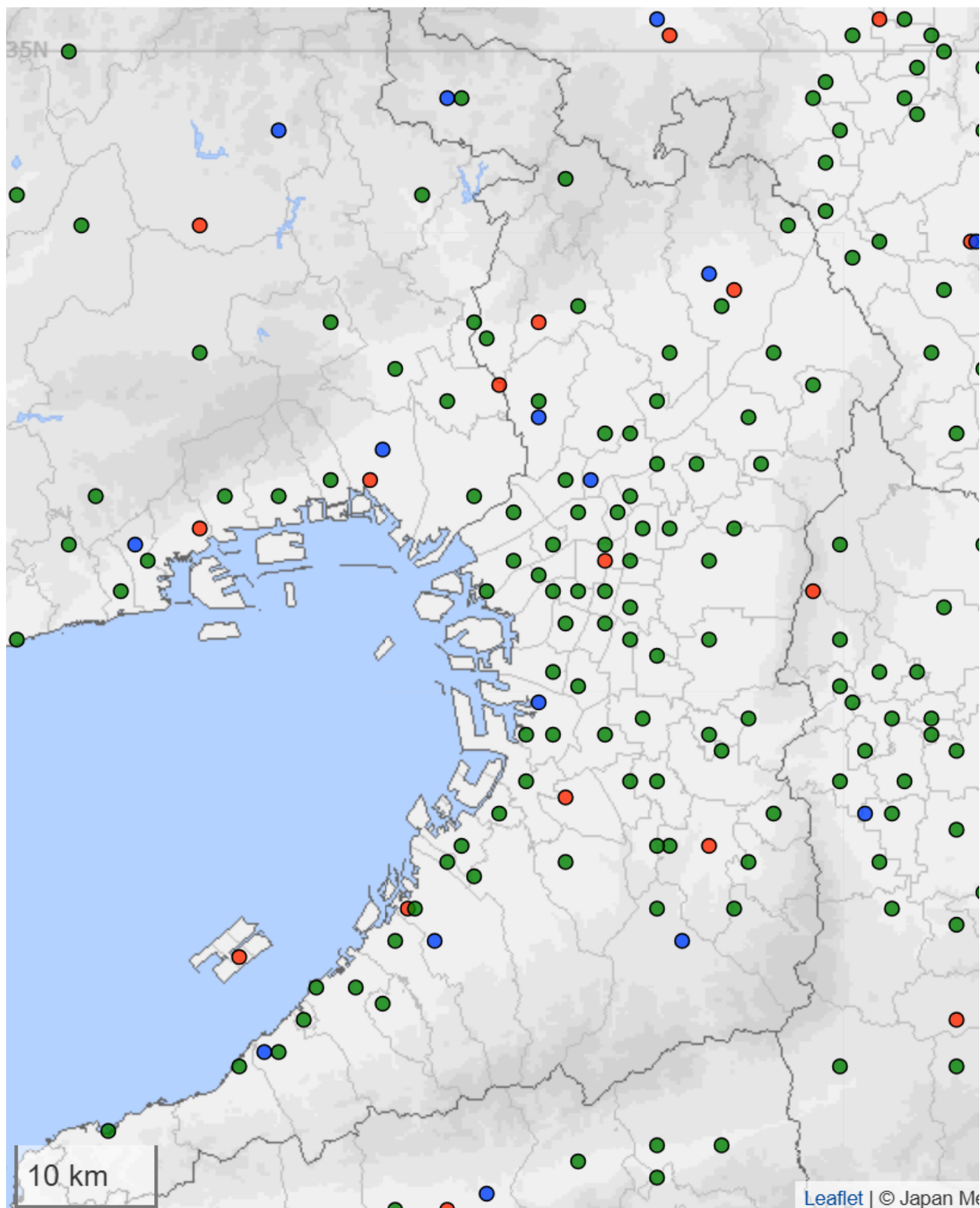
市町村名	設 置 場 所	市町村名	設 置 場 所
大 阪 市	大阪府庁	貝塚市	貝塚市役所
	大阪市此花区役所	守口市	守口市役所
	大阪府西淀川警察署	枚方市	枚方市役所
	大阪市北消防署	茨木市	茨木市消防本部
	大阪市都島消防署	八尾市	八尾市役所
	大阪市福島消防署 上福島出張所	泉佐野市	泉佐野市役所
	大阪市西消防署		泉州南消防組合 泉州南広域消防本部
	大阪市大正消防署 泉尾出張所	富田林市	大阪南消防組合 金剛出張所
	大阪市天王寺消防署	寝屋川市	寝屋川市役所
	大阪市浪速消防署	河内長野市	河内長野市役所
	大阪市淀川消防署	松原市	松原市役所
	大阪市東淀川消防署 井高野出張所	大東市	大東四條畷消防組合 消防本部
	大阪市東成消防署 中本出張所	和泉市	和泉市役所
	大阪市生野消防署	箕面市	箕面市消防本部 東分署
	大阪市旭消防署	柏原市	柏原市役所
	大阪市城東消防署 放出出張所	羽曳野市	羽曳野市役所
	大阪市鶴見消防署	門真市	門真市役所
	大阪市阿倍野消防署	摂津市	摂津市役所
	大阪市住之江消防署	高石市	高石市役所
	大阪市住吉消防署	藤井寺市	藤井寺市役所
	大阪市東住吉消防署 杭全出張所	東大阪市	東大阪市役所
	大阪市平野消防署	泉南市	泉州南消防組合 泉南消防署
	大阪市西成消防署	四條畷市	大東四條畷消防組合 四條畷消防署
	大阪市水上消防署	交野市	交野市役所
堺 市	堺市役所	大阪狭山市	大阪狭山市役所
	堺市消防局	阪南市	阪南市役所
	堺市消防局 美原消防署	島本町	島本町消防本部
	堺市東区役所	豊能町	豊能町役場
	堺市西区役所	能勢町	能勢町役場
	堺市南区役所	忠岡町	忠岡町役場
	堺市北区役所	熊取町	泉州南消防組合 熊取消防署
		田尻町	田尻町役場
岸和田市	岸和田市役所	岬町	岬町役場
豊中市	豊中市役所	太子町	太子町役場
池田市	池田市役所	河南町	河南町役場
吹田市	吹田市消防本部 南消防署	千早赤阪村	千早赤阪村役場
泉大津市	泉大津市役所		
高槻市	高槻市消防本部		

（資料）市資料及び「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-9 大阪管区気象台管内気象庁震度観測点（大阪府内）

（令和7年度）

● : 気象庁 ● : 地方公共団体 ● : 国立研究開発法人防災科学技術研究所



（資料）気象庁

Ⅱ-10 雨量観測所、土石流、河川、ため池

雨量観測所

(大阪府所管)

観測所名	流域河川名	所在地	管理者	観測者
富田林	石川	富田林市寿町 富田林土木事務所内	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
金胎寺山		富田林市伏見堂	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131

土石流テレメータ等(大阪府土砂災害予警報システム)

	局種・局名	所在地	備考
副監視局	富田林土木事務所	富田林市寿町二丁目6-1	
監視局	富田林市	富田林市常盤町1-1	
中継局兼観測局	金胎寺山	富田林市伏見堂	
雨量情報表示盤	嬉	富田林市嬉638-1	
雨量情報処理装置	富田林土木事務所	富田林市寿町二丁目6-1	

河川水位観測所

観測所名	観測 級別	河川名	所在地	管理者	観測者
金剛大橋	1	石川	富田林市山中田	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
河南橋	1	石川	富田林市川面町二丁目	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
上東条橋	1	千早川	富田林市別井	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131
鍵田橋	1	佐備川	富田林市西板持	富田林土木事務所	所員 0721-25-1131

ため池水位観測所

観測所名	所在地	観測局・管理者	備考
久保堂池	富田林市新堂	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ
寺池	富田林市錦織北	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ
須賀小池	富田林市須賀	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ
新池	富田林市寿町	南河内農と緑の総合事務所長	テレメータ

(資料) 市資料、大阪府ホームページ及び「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

Ⅱ-11 富田林市防災行政無線

(令和8年1月)

グループ	基数	設置場所
管理用 グループ	3基	100 危機管理室親局、200 危機管理室予備、300 消防補助局
子局 グループ	無線 48基 有線 1基	101 市役所屋上 1 蒲児童遊園、2 甘南備第二、3 甘南備共栄、4 甘南備第一、5 龍泉、6 岸之本、7 上佐備、8 中佐備、9 下佐備、10 中山、11 嬉桜ヶ丘、12 嬉、13 横山、14 青山台、15 伏見堂、16 不動ヶ丘、17-1 彼方、17-2 彼方（補助）、18 滝谷、19 嬉南、21 楠風台、12-2 嬉（補助）、8-2 中佐備（補助）、22 新堂小学校、23 喜志小学校、24 大伴小学校、25 錦郡小学校、26 川西小学校、27 高辺台小学校、28 久野喜台小学校、29 寺池台小学校、30 伏山台小学校、31 喜志西小学校、32 藤沢台小学校、33 小金台小学校、34 向陽台小学校、35 梅の里、36 別井、37 東板持町、38 須賀、39 東公民館、40 山中田ポンプ場、41 五軒家、42 楠町（電池2組）、43 喜志、44 西板持、45 若松1号公園、46 中野1号公園 ※ 9-2下佐備（補助）、12-2 嬉（補助）に無線機はない ※ 41 五軒家は子局から分岐し小型スピーカを2基設置
携帯 グループ	1基	201 可搬 災対本部
(移動系) IP無線機	避難所運営部	201 避難所運営本部A、202 避難所運営本部B、203 避難所運営本部C
	【避難所A】	211 喜志中学校、212 第一中学校、213 第二中学校、214 第三中学校、215 藤陽中学校、216 葛城中学校、217 明治池中学校、218 金剛中学校、219 府立富田林高校、220 府立河南高校、221 府立金剛高校、222 府立富田林支援学校、223 彼方保育園・JA、224 青葉丘幼稚園
	【避難所B】	225 喜志西小学校、226 喜志小学校、227 新堂小学校、228 大伴小学校、229 川西小学校、230 向陽台小学校、231 藤沢台小学校、232 高辺台小学校、233 久野喜台小学校、234 小金台小学校、235 寺池台小学校、236 伏山台小学校、237 錦郡小学校、238 東条小学校、239 富田林小学校、240 彼方小学校
	【避難所C】	241 レインボーホール（市民会館）、242 市民総合体育館、243 TONPAL（多文化共生人権プラザ）、244 中央公民館・図書館、245 金剛公民館・図書館、246 東公民館、247 大阪大谷大学、248 利晶学園中学校高等学校、249 亀の井ホテル富田林、250 結のぞみ病院（避難所）
	福祉避難所	301 要支援者対策部（福祉避難所）、310 総合福祉会館、311 かがりの郷、312 けあばる

グループ	基数	設置場所
I P無線	医療機関	501 要支援者対策部（本部・医療対策） 502 医療対策会議事務局（医療対策班・健康づくり推進課） 510 富田林病院、511 P L 病院、512 金剛病院、 513 結のぞみ病院（医療）、520 （拠点救護所）富田林小学校 521 （拠点救護所）第三中学校、522 （拠点救護所）金剛中学校 523 （拠点救護所）喜志中学校、524 （拠点救護所）明治池中学校
	対策パトロール部	701 対策パトロール部 1（総括部） 702 対策パトロール部 2（対策パトロール部） 711 対策パトロール部（現場 1）、712 対策パトロール部（現場 2） 713 対策パトロール部（現場 3）、714 対策パトロール部（現場 4） 715 対策パトロール部（現場 5）、716 対策パトロール部（現場 6）

Ⅱ-12 大阪DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

大阪DMAT(災害派遣医療チーム)の整備

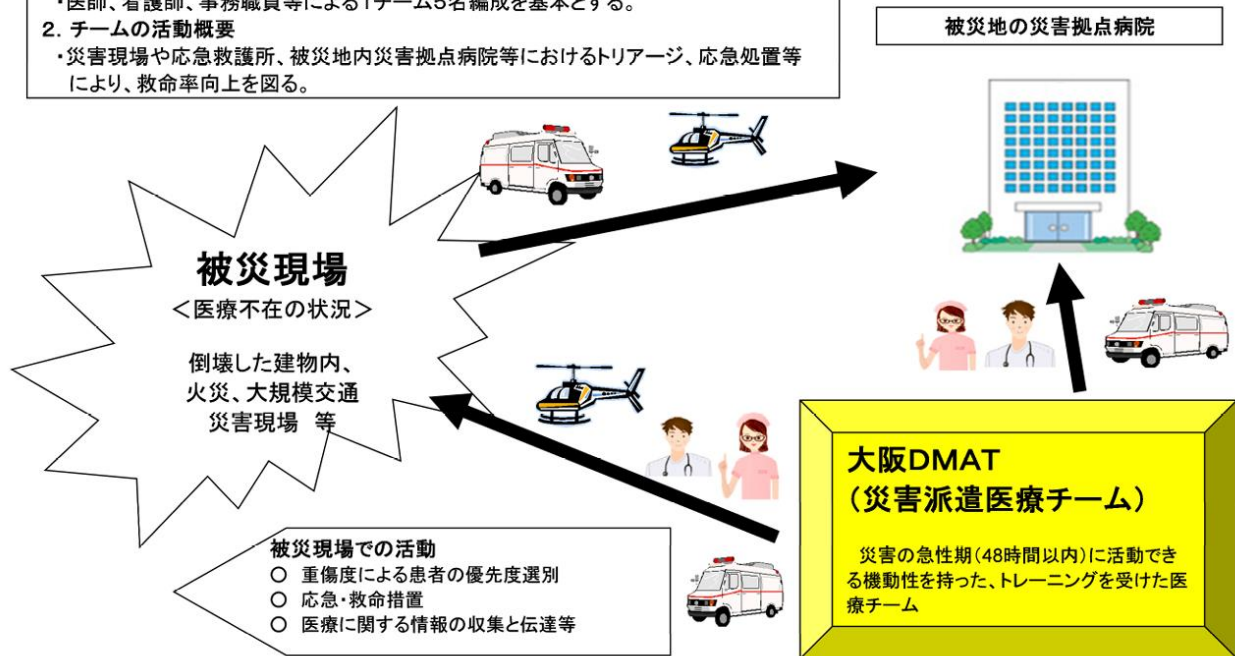
* DMAT: Disaster Medical Assistance Team

1. DMATの定義

- ・災害の急性期に活動する機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム
- ・医師、看護師、事務職員等による1チーム5名編成を基本とする。

2. チームの活動概要

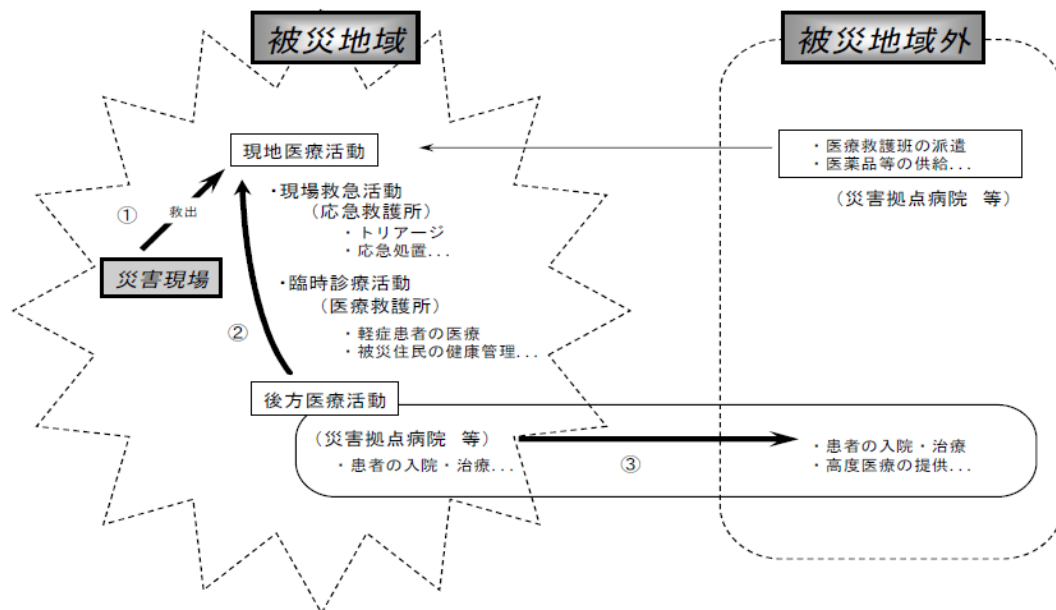
- ・災害現場や応急救護所、被災地内災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置等により、救命率向上を図る。



(資料)「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-13 医療救護活動の流れ・災害拠点病院位置図

医療救護活動の流れ



【基幹災害拠点病院】

- ★1 地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪急性期・総合医療センター

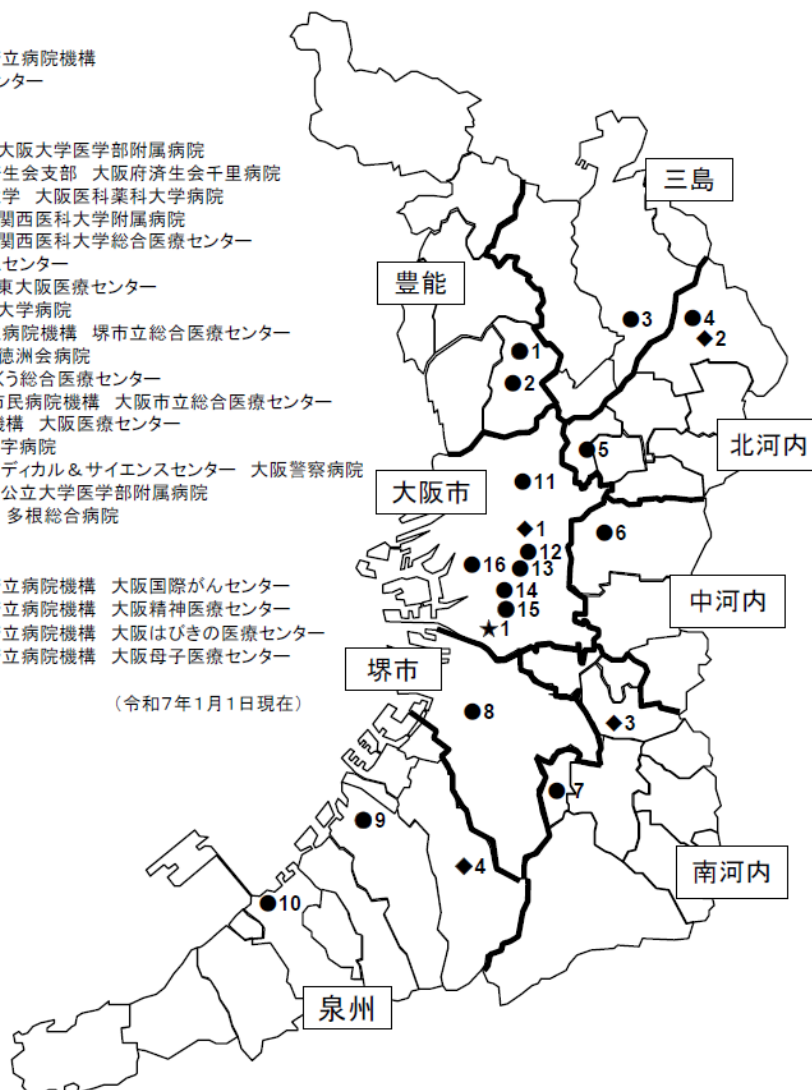
【地域災害拠点病院】

- 1 国立大学法人大阪大学 大阪大学医学部附属病院
- 2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院
- 3 学校法人大阪医科薬科大学 大阪医科薬科大学病院
- 4 学校法人関西医科大学 関西医科大学附属病院
- 5 学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療センター
- 6 大阪府立中河内救命救急センター
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター
- 7 学校法人近畿大学 近畿大学病院
- 8 地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
- 9 医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院
- 10 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター
- 11 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター
- 12 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター
- 13 日本赤十字社 大阪赤十字病院
- 14 社会医療法人大阪国際メディカル＆サイエンスセンター 大阪警察病院
- 15 公立大学法人大阪 大阪公立大学医学部附属病院
- 16 社会医療法人きつこう会 多根総合病院

【特定診療災害医療センター】

- ◆1 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター
- ◆2 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター
- ◆3 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
- ◆4 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター

(令和7年1月1日現在)



(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (令和7年3月修正)」

Ⅱ-14 大阪府内災害医療機関一覧

(令和7年1月1日現在)

災害拠点病院（基幹災害拠点病院）

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合 医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東 3-1-56	06-6692-1201	06-6606-7000	865

災害拠点病院（地域災害拠点病院）

名 称	郵便 番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病 床数
大阪市立総合医療センタ ー	534- 0021	大阪市都島区都島本 通2丁目13番22号	06-6929-1221	06-6929-2041	1063
独立行政法人 国立病院機構 大阪医療センター	540- 0006	大阪市中心区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	605
大阪赤十字病院	543- 8555	大阪市天王寺区 筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	883
公立大学法人大阪 大阪公立大学 医学部附属病院	545- 8586	大阪市阿倍野区 旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	965
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	565- 0862	吹田市津雲台 1丁目1番6号	06-6871-0121	06-6871-0130	327
国立大学法人大阪大学 大阪大学医学部附属病院	565- 0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1086
学校法人大阪医科薬科大学 大阪医科薬科大学病院	569- 8686	高槻市大学町 2番7号	072-683-1221	072-682-3822	894
学校法人関西医科大学 関西医科大学附属病院	573- 1191	枚方市新町 2丁目3番1号	072-804-0101	072-804-0131	797
学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療セ ンター	570- 8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6992-4846	477
大阪府立中河内 救命救急センター	578- 0947	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	578- 8588	東大阪市西岩田 3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	520

名 称	郵便 番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病 床数
学校法人近畿大学 近畿大学病院	590- 0197	堺市南区三原台 1-14-1	072-288-7222	072-298-1500	800
地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	593- 8304	堺市西区家原寺町 1-1-1	072-272-1199	072-272-9911	487
地方独立行政法人 りんくう総合医療センタ ー（大阪府泉州救命救急セ ンター）	598- 8577	泉佐野市 りんくう往来北 2-23	072-469-3111	072-469-7929	388
大阪国際メディカル＆サ イエンスセンター 大阪警察病院	543- 8922	大阪市天王寺区 烏ヶ辻2-6-40	06-6771-6051	06-6775-2838	580
社会医療法人きつこう会 多根総合病院	550- 0025	大阪市西区九条南 1-12-21	06-6581-1071	06-6581-2520	304
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	596- 8522	岸和田市加守町 4丁目27-1	072-445-9915	072-445-9791	400

特定診療災害医療センター

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪国際がんセン ター	541-8567	大阪市中央区大手前 3丁目1番69号	06-6945-1181	06-6945-1900	500
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療セン ター	573-0022	枚方市宮之阪 3丁目16番21号	072-847-3261	072-840-6206	473
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療 センター	583-8588	羽曳野市はびきの 3丁目7-1	072-957-2121	072-958-3291	405
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療セン ター	594-1101	和泉市室堂町 840番地	0725-56-1220	0725-56-5682	375

市町村災害医療センター（南河内地域）

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号	総病床数
大阪府済生会 富田林病院	584-0082	富田林市向陽台 1-3-36	0721-29-1121	0721-28-3550	260
医療法人徳洲会 松原徳洲会病院	580-0032	松原市天美東 7-13-26	072-334-3400	072-332-3512	249
医療法人ラポール会 青山病院	583-0014	藤井寺市野中 4-16-25	072-953-1211	072-955-9884	128
医療法人春秋会 城山病院	583-0872	羽曳野市はびきの 2丁目8-1	072-958-1000	072-959-0800	299
独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	586-8521	河内長野市 木戸東町2-1	0721-53-5761	0721-53-8904	384
医療法人正雅会 辻本病院	589-0031	大阪狭山市池之原 2丁目1128番地の2	072-366-5131	072-368-2261	99
医療法人榎本会 榎本病院	589-0012	大阪狭山市 東茱萸木4-1151	072-366-1818	072-367-4100	199
太子町立 保健センター	583-0992	南河内郡太子町 大字山田101番地	0721-98-0300	0721-98-3600	0
千早赤阪村 国民健康保険診療所	585-0041	南河内郡 千早赤阪村大字 水分195番地の1	0721-72-0038	0721-72-0038	0

災害時医療協力病院

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX番号	病床数
医療法人正清会 金剛病院 ※1	584-0031	富田林市寿町一丁目6-10	0721-25-3113	0721-25-1773	60
一般財団法人成研会 結のぞみ病院	584-0055	富田林市伏見堂95	0721-34-1101	0721-34-1105	394
医療法人宝生会 P L 病院	584-8585	富田林市新堂2204	0721-24-3100	0721-25-9405	370
医療法人昭仁会 小川外科	584-0036	富田林市甲田3-10-2	0721-24-8686	0721-24-4353	19
医療法人敬寿会 吉村病院	580-0005	松原市別所7丁目5-3	072-336-3101	072-336-3100	222
社会医療法人 阪南医療福祉センター 阪南中央病院	580-0023	松原市南新町3丁目3-28	072-333-2100	072-335-2005	199
社会医療法人垣谷会 明治橋病院	580-0045	松原市三宅西1丁目358-3	072-334-8558	072-334-8537	156
医療法人ラポール会 青山脳神経外科病院	583-0014	藤井寺市野中2丁目91番地	072-937-0012	072-937-0085	50

施設名	郵便番号	住所	電話	FAX番号	病床数
医療法人丹比荘 丹比荘病院	583-0884	羽曳野市野164-1	072-955-4468	072-954-2259	310
医療法人医仁会 藤本病院	583-0857	羽曳野市誉田3丁目15番27号	072-958-5566	072-958-5564	177
医療法人はあとふる 運動器ケアしまだ病院	583-0875	羽曳野市檜山100-1	072-953-1001	072-953-1552	88
医療法人昌円会 高村病院	583-0886	羽曳野市恵我之荘3丁目1-3	072-939-0099	072-939-0599	175
医療法人六三会 大阪さやま病院	589-0032	大阪狭山市岩室3丁目216-1	072-365-0181	072-367-3020	279
社会医療法人さくら会 さくら会病院	589-0011	大阪狭山市半田5丁目2610-1	072-366-5757	072-367-2808	147
医療法人敬任会 南河内おか病院	586-0008	河内長野市木戸東町1-1	0721-55-1221	0721-52-3957	99
医療法人生登会 寺元記念病院	586-0017	河内長野市古野町4-11	0721-50-1111	0721-50-1122	160

（資料）市資料及び「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

※1 市独自の災害時医療協力病院

Ⅱ-15 災害拠点病院と直近臨時ヘリポート一覧

1 災害拠点病院等一覧表

(令和7年1月1日現在)

医療機関名	直近臨時 ヘリポート名	臨時ヘリポート 所在地	管理者（連絡先）	病院から の距離
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪急性期・総合医療センター 06-6692-1201	-
地方独立行政法人 大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪市立総合医療センター 06-6929-1221	-
独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪城公園 太陽の広場	大阪市中央区 大阪城	大阪城公園事務所 06-6941-1144	0.5km
日本赤十字社 大阪赤十字病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪赤十字病院 06-6774-5111	-
公立大学法人大阪 大阪公立大学医学部附属病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪公立大学医学部 附属病院 06-6645-2121	-
国立大学法人大阪大学 大阪大学医学部附属病院	屋上ヘリポート	(病院敷地内)	大阪大学医学部附属 病院 06-6879-5160	-
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	千里南公園	吹田市津雲台 1-3	吹田市土木部 公園みどり室 06-6834-5366	0.25km
学校法人 大阪医科薬科大学 大阪医科薬科大学病院	淀川河川公園 大塚地区	高槻市大字大塚	国交省近畿地方整備 局 淀川河川事務所 072-843-2861	4km
学校法人 関西医科大学 関西医科大学附属病院	枚方防災ヘリ ポート	枚方市新町 2-2-9	国交省近畿地方整備 局 淀川河川事務所 072-804-0101	0.15km
学校法人 関西医科大学 関西医科大学総合医療センタ ー	淀川河川敷 (太子橋)	大阪市旭区太子 橋3	国交省近畿地方整備 局 淀川河川事務所 072-843-2861	1.0km
大阪府立 中河内救命救急センター	市立東大阪医 療センター (屋上ヘリポ ート)	東大阪市西岩田 3-4-5	市立東大阪医療セン ター 06-6781-5101	隣接地

医療機関名	直近臨時 ヘリポート名	臨時ヘリポート 所在地	管理者（連絡先）	病院からの 距離
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	市立東大阪医療センター	－
			06-6781-5101	
学校法人近畿大学 近畿大学病院		堺市南区三原台 1-14-1	近畿大学医学部	
			072-288-7222	
地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	堺市立総合医療センター	－
			072-272-1199	
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター （大阪府泉州救命救急センター）	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	りんくう総合医療センター	－
			072-469-3111	
社会医療法人大阪国際メディ カル&サイエンスセンター 大阪警察病院	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	大阪警察病院	－
			06-6771-6051	
社会医療法人きつこう会 多根総合病院	鶴浜緑地グラ ウンド	大阪市大正区 鶴町3	大阪市港湾局計画整 備部施設管理課	5. 6km
			06-6572-2674	
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	屋上ヘリポート	（病院敷地内）	岸和田徳洲会病院	－
			072-445-9915	

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-16 災害用備蓄医薬品

[大阪府医薬品卸協同組合]

(令和6年度)

(医療用医薬品)

薬効別医薬品		一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*1
輸	生理食塩水	[20ml]	局方生理食塩液	20ml1A	15,000
		[50ml]	〃	50ml1V	15,000
		[500ml]	〃	500ml1V	15,000
	電解質補正液	塩化ナトリウム液	塩化ナトリウム注10%「フソー」	10% 20ml1A	2,000
		塩化カリウム液	K.C.L.点滴液15%	15% 20ml1A	2,000
		塩化カルシウム液20ml	塩化カルシウム液補正用	ブ「ラアツ」0.5%20ml1A	2,000
		高カリウム吸収抑制薬	ケイキサレート散	5g	2,000
	酸塩基平衡改善薬	重炭酸ソーダ	メイロン静注7%	20ml1A	1,500
	電解質輸液	細胞外液補充液	ラクテック	500ml1V	7,000
		点滴開始液	ソリタT1号輸液	500ml1袋	8,000
維持液		ソリタT3号輸液	500ml1袋	8,000	
液	ブドウ糖液	5% [20ml]	5%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	8,000
		[500ml]	〃	500ml1V	4,000
		20% [20ml]	20%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	8,000
		50% [20ml]	50%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	8,000
	アミノ酸類	肝不全用アミノ酸輸液	アミノレバン点滴静注	500ml1袋	1,300
		肝不全用アミノ酸輸液	モリヘバミン点滴静注	500ml1袋	1,300
		腎不全用アミノ酸	キドミン輸液	200ml1袋	1,000
	その他	注射用蒸留水	注射用水	100ml1V	15,000
		経腸栄養剤	エンシュア・リキッド	250ml/缶	7,000
		肝不全用成分栄養剤	ヘバンED配合内用剤	80g	5,000
血液製剤	人血清アルブミン注	献血アルブミン25%静注12.5g/50ml	25%50ml	600	
	血漿タンパク注射液	献血アルブミン	250ml	600	
抗生物質	【注射】	セフェム系	セファメジンα注射用	1g1V	7,000
			セフメタゾン静注用	1g1V	4,000
			パンスボリン静注用	1g1V	4,000
		ペニシリン系	ビクシリン注射用0.25g	250mg1V	4,000
			ペントシリン注射用	1g1V	2,500
		アミノ糖系	ゲンタシン注40	40mg1A	2,200
		アミノ糖系	パニマイシン注射液100mg	100mg1A	1,200
		テトラサイクリン系	ミサイリン塩酸塩点滴静注用100mg	100mg1V	3,000
	【内服】	セフェム系	ケフラールカプセル	250mg1P	20,000
			セファクロル細粒	100mg1g	10,000
			セフゾンカプセル100mg	100mg1P	20,000
			セフゾン細粒小児用10%	100mg1g	6,000
		ペニシリン系	サワシリンカプセル250mg	250mg1P	20,000
			サワシリン細粒10%	100mg1g	5,000
		マクロライド系	クラリス錠200	200mg1T	25,000
			クラリスドライシロップ10%小児用	100mg1g	13,000
		テトラサイクリン系	ミノマイシンカプセル100mg	100mg1P	8,000
			ミノマイシン顆粒	20mg1g	6,000
		ホスホマイシン系	ホスミンドライシロップ	400mg1g	6,000
		ニューキノロン系	オゼックス錠150mg	150mg1T	8,000
			クラビット錠250mg	250mg1T	22,000
抗ウイルス薬		抗インフルエンザウイルス剤	タミフルカプセル75	75mg1P	5,000
			タミフルドライシロップ3%	1g	1,500
			ゾフルーザ錠	10mg	2,500
			ゾフルーザ錠	20mg	4,000
			リレンザ	5mg 1ブリスター	5,000
			イナビル吸入粉末剤	20mg 1キット	5,000
			ラビアクタ点滴静注液	150mg 15ml 1V	2,000
			ラビアクタ点滴静注液	300mg 60ml 1袋	2,000
		抗新型コロナウイルス薬	ラゲブリオカプセル	200mg 40P	6,000
止血薬	【注射】	血管強化薬	アドナ注射液	0.5%10ml1A	10,000
		ビタミンK	ケイツーN静注10mg	10mg1A	5,000
		抗プラスミン薬	トランサミン注10%	10%10ml1A	3,000
	【内服】	血管強化薬	アドナ錠30mg	30mg1g	21,000
	【外用】	ゼラチン製剤	スポンゼル	5cm×2.5cm1枚	1,000
抗血栓薬		血小板凝集抑制薬【内服】	ブラビックス錠75mg	75mg1T	9,000
		経口抗凝固薬【内服】	ワルファリンK錠1mg「NP」	1mg1T	12,000
		経口抗凝固薬【内服】	イグザレルト錠15mg	15mg1T	12,000
		抗トロンビン薬【注射】	スロンノンH1注	10mg2ml1A	1,200
		ヘパリン【注射】	ヘパリンナトリウム注射液	5千単位5ml1V	4,000
		灌流血液凝固防止薬	フラグミン静注5000単位	5,000単位1V	500
脂質異常症		スタチン系【内服】	クレストール2.5mg	2.5mg	15,000
		小腸choトランスポート阻害剤	ゼチーア10mg	10mg1T	15,000
		フィブラート系	リビディル錠53.3mg	53.3mg1T	5,000
強心薬		ジギタリス【注射】	ジゴシン注	0.025%1ml1A	1,000
		デスラノシド【注射】	ジギラノゲン注0.4mg	0.02%2ml1A	1,000
		ジギタリス【内服】	ジゴシン錠	0.25mg1T	7,000
昇圧薬	【注射】	αβ刺激薬	ノルアドレナリン注射液	0.1%1ml1A	3,500
		β刺激薬ドパミン	イノパン注	100mg5ml1A	2,500
		β刺激薬ドブタミン	ドブトレックス注射液	100mg1A	3,500

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*1	
狭心症薬(冠拡張薬)	ニトロ剤【注射】	ミリスロール注	5mg10ml1A	4,000	
	ニトロ剤【注射】	ミリスロール注	25mg50ml1V	1,200	
	〃【貼布薬】	フランドルテープ40mg	40mg1枚	7,000	
	〃【舌下錠】	ニトロベン舌下錠0.3mg	0.3mg	3,000	
	ジピリダモール	ベルサンチン錠	25mg1T	14,000	
	ニコランジル	シグマート錠5mg	5mg1T	21,000	
β遮断薬 (狭心症薬・抗不整脈・降圧薬)	β1遮断(ISA-)【内服】	テノミン	50mg1T	8,000	
	β1β2遮断(ISA-)【注射】	インデラル注射液2mg	0.1%2ml1A	500	
	〃【内服】	インデラル錠10mg	10mg1T	7,000	
	β1遮断(ISA+)【内服】	セレクトール錠100mg	100mg1T	7,000	
	β1β2遮断(ISA+)【内服】	ミケラン錠5mg	5mg1T	7,000	
	αβ遮断【内服】	アロチノロール塩酸塩錠10mg	10mg1T	7,000	
Ca拮抗薬 (狭心症薬・降圧薬)	ニフェジピン【内服】	ニフェジピン徐放L錠10mg「サワイ」	10mg1T	25,000	
	ジルチアゼム【注射】	ヘルベッサール注射用10	10mg1V	1,200	
	〃【内服】	ヘルベッサール錠30	30mg1T	22,000	
	ベラパミル【注射】	ワソラン静注	0.25%2ml1A	1,200	
	〃【内服】	ワソラン錠	40mg1T	22,000	
	ニカルジピン【注射】	ベルジピン注射液10mg	10mg10ml1A	4,000	
	〃【内服】	ベルジピン錠	20mg1T	23,000	
	アムロジピン【内服】	ノルバスク錠	5mg1T	8,000	
抗不整脈薬	Naチャンネル遮断薬(1a)【内服】	リスモダン	100mg1P	3,000	
	Naチャンネル遮断薬(1c)【内服】	サンリズムカプセル	50mg1P	7,000	
抗徐脈不整脈薬	迷走神経遮断薬	硫酸アトロピン注射液	0.05%1ml1A	10,000	
利尿薬	ループ利尿薬【注射】	ラシックス注	20mg1A	6,000	
	〃【内服】	ラシックス錠	40mg1T	15,000	
	K保持利尿薬【注射】	ソルダクトン静注用200mg	200mg1A	3,500	
	サイアザイド系【内服】	フルイトラン錠2mg	2mg1T	15,000	
	浸透圧利尿薬【注射】	グリセオール注	300ml1袋	500	
その他の降圧薬	ACE阻害薬	レニベース錠5	5mg1T	14,000	
	ARB	ディオバン錠80mg	40mg1T	10,000	
局所麻酔薬	【注射】	塩酸プロカイン注1%	ロカイン注1%1ml	1%1ml1A	3,000
		リドカイン	キシロカイン注射液1%	1%10ml1V	3,000
	【外用】		キシロカインゼリー	2%30ml	500
			キシロカインボンブスプレー8%	80g	200
肺炎用薬	蛋白分解酵素阻害薬	注射用F O Y 500	500mg1V	1,200	
気管支拡張薬	キサンチン製剤【内服】	テオドール錠100	100mg1T	7,000	
	〃【注射】	ネオフィリン注250mg	2.5%10ml1A	2,000	
気管支喘息治療薬	β2受容体刺激薬【内服】	サルブタモール錠「日医工」	2mg1T	7,000	
	〃【吸入】	サルタノールインヘラー100μg	0.16%13.5ml1V	1,200	
	持続性β2刺激薬【内服】	メブチン錠50μg	0.05mg1T	7,000	
	〃【吸入】	メブチンエアード吸入100回	0.0143%5ml1キット	600	
	副腎ステロイド吸入剤【吸入】	キュバール50エアゾール	7mg8.7g1V	1,000	
ステロイド薬	プレドニゾン【内服】	プレドニン錠5mg	5mg1T	20,000	
	〃【注射】	注射用プレドニゾンコハク酸エステルナトリウム	20mg1A	4,000	
	〃【軟膏】	プレドニゾン軟膏0.5%「VTRS」	0.5%1g	2,000	
	〃【点眼】	プレドニン眼軟膏0.25%	0.25%1g	1,000	
	メチルプレドニゾン【内服】	メドロール錠	4mg1T	7,000	
	ベタメタゾン【内服】	リンデロン錠	0.5mg1T	7,000	
	デキサメタゾン【内服】	デカドロン錠	0.5mg1T	7,000	
	〃【注射】	デカドロン注射液	3.3mg/1ml1A	4,000	
	〃【軟膏】	ボアラクリーム0.12%	0.12%1g	4,000	
抗アレルギー薬 (遊離抑制薬)	トラニラスト【内服】	リザベン	100mg1P	7,000	
	ケトチフェンフマル酸【カプセル】	ザジテン	1mg1P	7,000	
	〃【シロップ】	ザジテンシロップ	0.02%500ml	200	
	アゼラスチン塩酸塩【内服】	アゼブチン錠1mg	1mg1T	8,000	
	エピナスチン塩酸塩【点眼】	アレジオンLX点眼液0.1%	0.1%5ml	1,000	
	トラニラスト【点眼】	リザベン点眼液5ml	0.5%5ml	2,000	
	レボカバステチン塩酸塩【点鼻】	リボスチン点鼻液0.025mg/1.1.2噴霧用	0.025mg/15ml	3,000	
	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物【点鼻】	ナゾネックス点鼻液50μg112噴霧用	9mg/18g/1瓶	2,000	
抗アレルギー薬 (抗ヒスタミン薬)	セチリジン【内服】	ジルテック錠10mg	10mg1T	5,000	
	ヒドロキシジン【内服】	アタラックス錠25mg	25mg1T	7,000	
	〃【注射】	アタラックスP注射液(25mg/ml)	2.5%1ml1A	4,000	
	ロラタジン【内服】	クラリチンレディタブ錠10mg	10mg1T	5,000	
	クロルフェニラミン【内服】	ボララミン錠2mg	2mg1T	7,000	
向精神薬	フェノチアジン系【注射】	コントミン筋注2.5mg	0.5%5ml1A	1,200	
	ハロペリドール【内服】	セレネース錠1.5mg	1.5mg1T	7,000	
	〃【注射】	セレネース注	0.5%1ml1A	3,000	
抗不安薬 (マイナートランキライザー)	ベンゾジアゼピン類【内服】	10mgセルシン錠	10mg1T	14,000	
	〃【注射】	セルシン注射液	10mg1A	3,000	
	〃【注射】	ホリゾン注射液	10mg1A	1,000	
	チエノジアゼピン系【内服】	リーゼ錠5mg	5mg1T	10,000	
抗うつ薬	三環系抗うつ薬【内服】	トリプタノール錠	10mg1T	10,000	
	四環系抗うつ薬【内服】	ルジオミール錠10mg	10mg1T	10,000	

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*1
催眠鎮静薬	バルビツール酸系【内服】	フェノバル錠30mg	30mg1T	10,000
	〃 【注射】	フェノバル注射液100mg	10%1ml1A	1,200
	非バルビツール酸系【内服】	リスミー錠2mg	2mg1T	4,000
	〃 【坐薬】	ダイアップ坐薬4	4mg1個	1,000
	ベンゾジアゼピン系【内服】	レンドルミン錠	0.25mg1T	8,000
	〃 【注射】	ドルミカム注	10mg2ml1A	8,000
抗けいれん薬	非ベンゾジアゼピン系	アモバン錠7.5	7.5mg1T	8,000
	ヒダントイン【内服】	アレビアチン錠100mg	100mg1T	15,000
	〃 【注射】	アレビアチン注250mg	5%5ml1A	1,000
	カルバマゼピン【内服】	テグレート錠200mg	200mg1T	14,000
	エトスクシミド【内服】	ザロンチンシロップ5%	10ml	400
	バルプロ酸ナトリウム【内服】	デバケン錠	200mg1T	28,000
解熱鎮痛消炎薬	非ステロイド系解熱消炎鎮痛薬【内服】	ボルタレン錠	25mg1T	8,000
	〃	ボントールカプセル	250mg1P	8,000
	〃 【坐薬】	ボルタレンサボ	50mg1個	10,000
	鎮痛薬【内服】	ボルタレンサボ	25mg1個	6,000
	〃	カロナル錠300	300mg1T	7,000
	＜小児用＞	アルビニー坐剤50mg	50mg1個	2,000
鎮咳薬・去痰薬	鎮咳薬	アルビニー坐剤200mg	200mg1個	3,000
	〃	メジコン錠15mg	15mg1T	10,000
	〃	メジコン配合シロップ	10ml	10,000
	去痰薬	ムコソルバン錠	15mg1T	8,000
	〃	ムコソルバンシロップ	0.3%1ml	5,000
	鎮咳去痰薬	サリバラ液	500ml	500
総合感冒薬 【内服】	〃	P L 配合顆粒	1g	22,000
	＜小児用＞	幼児用P L 配合顆粒	1g	22,000
健胃消化薬 【内服】	消化酵素薬	ベリチーム配合顆粒	1g	22,000
消化性潰瘍治療薬	プロトンポンプ阻害薬【内服】	オメプラール錠	20mg1T	25,000
	H2受容体拮抗薬【内服】	ガスター錠20mg	20mg1T	20,000
	〃 【注射】	ガスター注射用20mg	20mg1A	6,000
	防御因子増強薬【内服】	セルベックス細粒10%	10%1g	21,000
	抗コリン薬（鎮痛鎮痙薬）【内服】	ブスコパン錠	10mg1T	14,000
	〃 【注射】	ブスコパン注20mg	2%1ml1A	6,000
止瀉薬・整腸薬	抗ペプシン薬【内服】	アルサルミン細粒	90%1g	21,000
	止瀉薬	ロベミンカプセル	1mg1P	15,000
	＜小児用＞	ロベミン小児用細粒0.05%	0.05%1g	10,000
	整腸薬	ビオフェルミンR散	1g	12,000
便秘薬	下剤	ブルゼニド錠	12mg1T	10,000
	浣腸剤	グリセリン浣腸液50%「ケンエー」	50%120ml1個	600
	〃	〃	50%60ml1個	600
	〃	〃	50%30ml1個	500
インスリン 【注射】	速効型	ノボリンR注フレックスベン	300単位1キット	4,500
	二相型	ノボリン30R注フレックスベン	300単位1キット	4,500
	中間型	ノボリンN注フレックスベン	300単位1キット	4,500
	中間型	ヒューマリンN注-100	100単位/10ml1V	4,500
経口血糖降下薬	S U 薬	オイグルコン錠2.5mg	2.5mg1T	20,000
	〃	アマリール1mg錠	1mg1T	10,000
	チアゾリン系	アクトス錠15mg	15mg1T	10,000
	ビグアナイド薬	メトグルコ錠250mg	250mg1T	7,000
解毒薬	ヨウ化ブラリドキシム【注射】	パム静注500mg	2.5%1A	500
	チオ硫酸ナトリウム	チオ硫酸ナトリウム注射液	10%20ml1V	500
	d-ペニシラミン	メタルカプターゼ	100mg1cap	1,000
口腔用塗布薬	【液】	複方ヨード・グリセリン	500ml	200
	【軟膏】	オルテクサー口腔用軟膏0.1%	0.1%1g	1,000
	（殺菌消毒薬含有）	S P トローチ明治	0.25mg1T	20,000
	【ガーゲル】	含嗽用ハチアズレ	0.1%1g	10,000
殺菌消毒薬	局方消毒用アルコール類	消毒用エタノール	500ml	5,000
	ヨウ素化合物【液】	イソジン液	10%250ml	2,000
	〃 【ゲル】	イソジンゲル	10%10g	2,000
	〃 【ガーゲル】	イソジンガーゲル	7%30ml	2,000
	石鹼類	オスバン10%消毒液	10%500ml	4,000
	クロルヘキシジン類	マスキン液（5W/V%）	5%500ml	1,500
	過酸化水素	オキシドール	500ml	600
	抗生物質含有外用薬	ゲンタシン軟膏0.1%	1mg10g	4,000
外用薬	抗生物質含有ステロイド外用薬	リゾロンVG軟膏0.12%	0.12%10g	4,000
	〃	メンタックスクリーム	1%10g	1,000
寄生性皮膚疾患薬	水むし薬	タリビッド点眼液	0.3%5ml	2,000
	合成抗菌薬	ミケラン点眼液2%	2%5ml	1,000
点眼薬	眼圧治療薬	モーラスバップ30mg	10cm×14cm1枚	7,200
	冷シップ	MS温シップ「タイネ」	10g	4,000
シップ薬	温シップ	インテンバン軟膏1%	50g	3,500
	鎮痛消炎薬	〃	〃	〃
医療材料	注射針	BDマイクロファインプラス 31G	31G×8mm 70本入	70本入×200個
	〃	ナノバスニードルⅡ（4mm）	70本入	70本入×500個
〃	アルコール綿	ワンショットプラスEL-Ⅱ 120個入	1枚×120個入	120個入×1000個

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

(一般薬)

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*1
解熱鎮痛（消炎）薬		バファリンA(アスピリン配合)	40T	500
		バファリンルナ(アスピリン非配合)	40T	500
		小児用バファリンCⅡ(アスピリン非配合)	32T	500
		新セデス錠	40T	500
総合感冒薬		改源	26包	500
		新コンタックかぜEX持続性	24CP	500
		新ルルーA錠s	150T	560
鼻炎用薬		新コンタック600プラス	20P	500
		アレグラFX	56T	300
		コールドタイシン点鼻液a	15ml	300
胃腸薬		スクラット胃腸薬	36T	700
		ガスター10	12T	700
		パンシロンG	48包	500
		第一三共胃腸薬細粒s	32包	600
		新セルベールプレミアム	12包	500
		ストッパ下痢止めEX	12回分	600
止瀉薬		正露丸	100T	600
便秘薬	緩下剤	タケダ漢方便秘薬	120T	500
		カイベールC	144T	500
整腸剤		太田胃散整腸薬	160T	500
鎮咳去痰薬		新コンタックせき止めW	12P	500
眼用薬	一般的薬剤	スマイル40 EX	15ml	500
		新V・ロート	13ml	600
	抗菌剤含有	ソフトサンティア	5ml×4	600
		サンテメディカル12	12ml	500
		ロート抗菌目薬EX	10ml	500
シップ薬	冷シップ	のびのびサロシップF	20枚	500
	温シップ	のびのびサロシップFH	16枚	500
殺菌消毒薬	消毒用アルコール類	消毒用エタノール	100ml	2,500
		キレイキレイ薬用ハンドジェル本体	230ml	1,500
	ヨウ素化合物	イソジンきず薬	30ml	600
		マキロンS	75ml	500
		過酸化水素	100ml	500
外用用薬	フルオシノロンアセトニド ベタメタゾン吉草酸エステル	局方オキンドール	100ml	500
		フルコート	10g	500
		ベトネベートN軟膏AS	10g	500
救急絆創膏	マスク	エルモ救急絆Mサイズ	100枚	1,000
		フィッティ7DAYSマスクEXプラス7枚入	1ケース(7枚×160個)	70

(資料)「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-17 災害時医薬品等確保供給体制整備事業一覧

(令和6年度)

団体名	一般社団法人大阪府薬剤師会	大阪府医薬品卸協同組合
供給協定の締結	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
供給品目	医療用医薬品 一般用医薬品 衛生材料 ☆その他府が指定するもの	医療用医薬品 一般用医薬品 衛生材料 ☆その他府が指定するもの
備蓄供給	○	○
最初委託契約締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日
現在委託契約締結日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
備蓄品（R5年度）	医療用医薬品（衛生材料を含む） 一般用医薬品（衛生材料を含む）	医療用医薬品 一般用医薬品（衛生材料を含む）
備蓄場所	4ヵ所	17ヵ所
その他	災害時の医療救護活動に関する協定を平成24年4月1日に締結	

団体名	関西医薬品協会	大阪家庭薬協会	大阪衛生材料協同組合	一般社団法人 日本産業・医療 ガス協会 近畿地域本部 大阪支部
供給協定の締結	○	○	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成21年9月1日
供給品目	医療用医薬品 一般用医薬品 ☆その他府が指定するもの	一般用医薬品 ☆その他府が指定するもの	衛生材料 ☆その他府が指定するもの	医療用ガス ☆その他府が指定するもの

団体名	近畿歯科用品商 協同組合	一般社団法人 大阪医療機器 協会	近畿臨床検査薬 卸連合会
供給協定の締結	○	○	○
協定締結日	平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成27年4月1日
供給品目	歯科用医薬品 歯科材料 ☆その他府が指 定するもの	医療機器 (医療用資器材) 衛生材料 ☆その他府が指 定するもの	臨床検査薬 検査に必要な 資器材 ☆その他府が指 定するもの

☆その他府が指定するもの：難病患者等に用いる特殊な薬剤、身体障害者用医療機器等を含む。
(資料)「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-18 広域緊急交通路線図

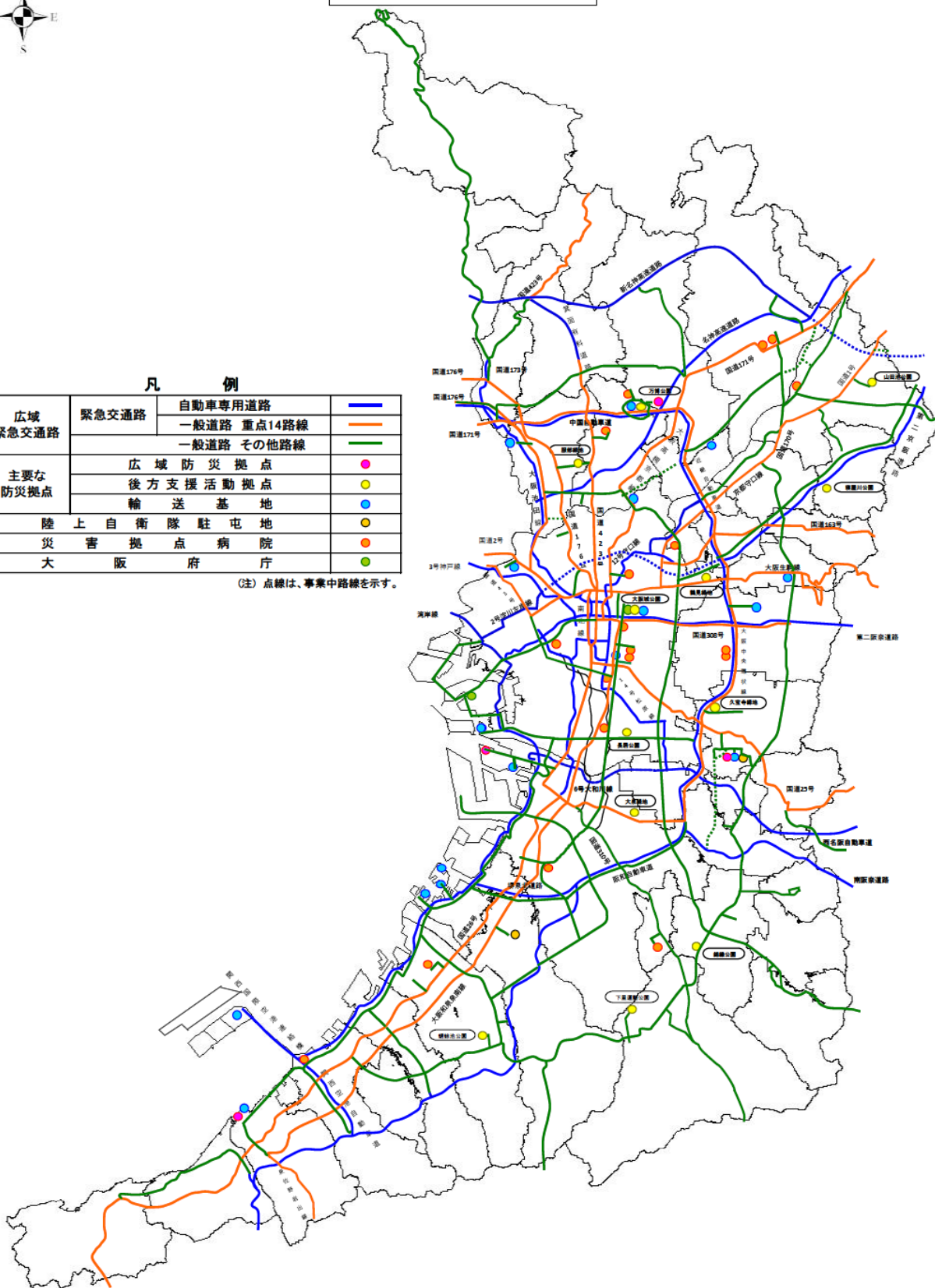
令和7年3月



広域緊急交通路

凡 例	緊急交通路	
	自動車専用道路	一般道路
広域緊急交通路	重点14路線	その他路線
主要な防災拠点	広域防災拠点	後方支援活動拠点
	輸送基地	
陸上自衛隊駐屯地		
災害拠点病院		
大阪府庁		

(注) 点線は、事業中路線を示す。



(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

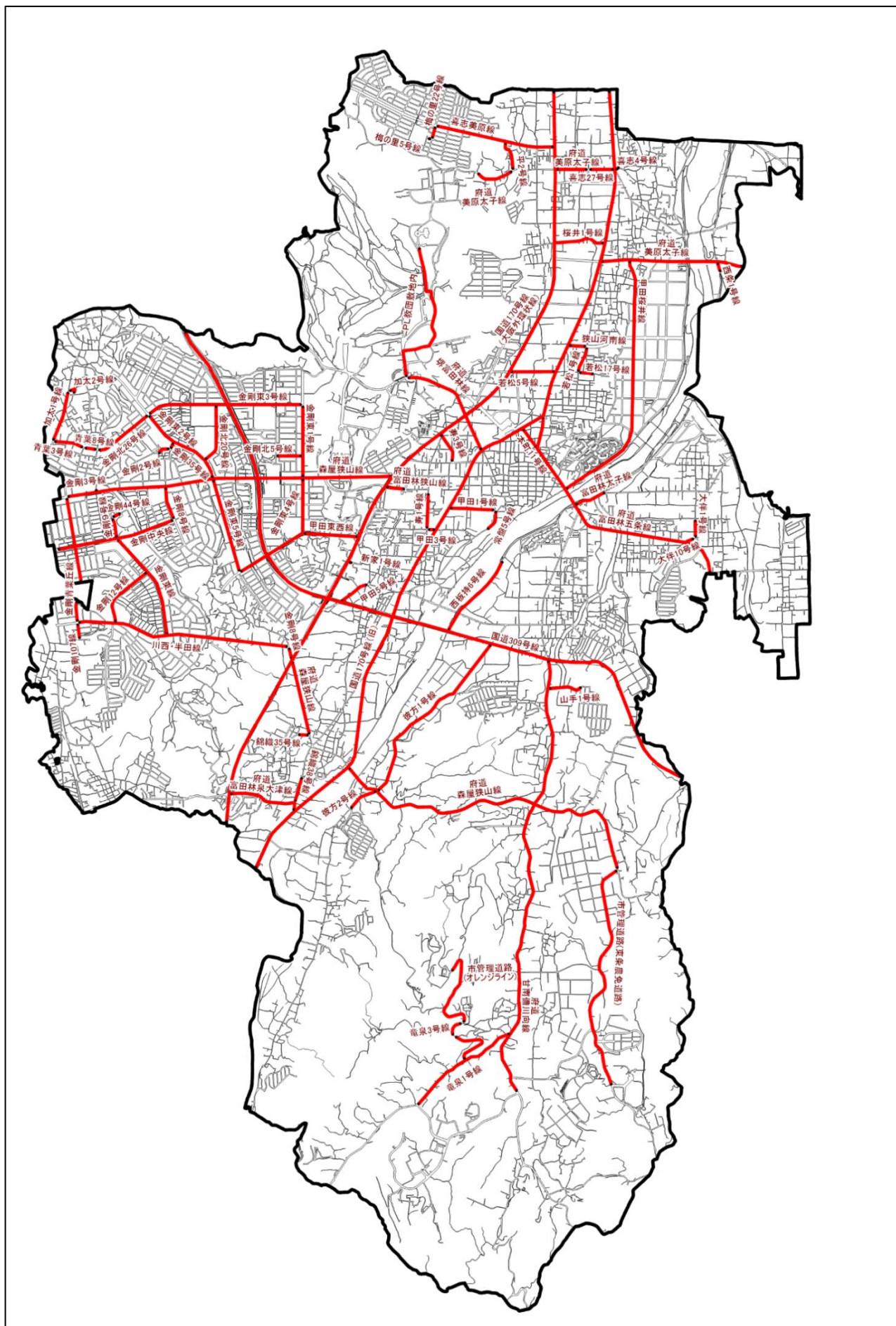
Ⅱ-19 緊急交通路一覧表

		路 線 名
府選定	1	国道 309号線
	2	国道 170号線 (旧)
	3	国道 170号線 (大阪外環状線)
	4	府道 美原太子線
	5	寿 3 号線 (大阪外環状線～富田林土木事務所)
市選定	6	府道 甘南備川向線
	7	府道 堺富田林線
	8	府道 森屋狭山線
	9	府道 富田林狭山線
	10	府道 富田林五条線
	11	府道 富田林泉大津線
	12	府道 富田林太子線
	13	喜志美原線
	14	加太 1 号線
	15	喜志27号線
	16	喜志 4 号線
	17	狭山河南線
	18	錦織35号線
	19	錦織38号線
	20	金剛107線
	21	金剛12号線
	22	金剛 2 号線
	23	金剛 3 5 号線
	24	金剛 3 号線
	25	金剛44号線
	26	金剛 8 号線 (高辺台)
	27	金剛 8 号線 (錦織)
	28	金剛 9 号線
	29	金剛・青葉ヶ丘線 (久野喜台)
	30	金剛・青葉ヶ丘線 (寺池台)
	31	金剛中央線
	32	金剛東 1 号線
	33	金剛東 2 号線
	34	金剛東 3 号線
	35	金剛東 4 号線
	36	金剛東 5 号線
	37	金剛東線
	38	金剛北20号線

		路 線 名
市選定	39	金剛北26号線
	40	金剛北 5 号線
	41	甲田 1 号線
	42	甲田 3 号線
	43	甲田 5 号線
	44	甲田桜井線
	45	甲田東西線
	46	桜井 1 号線
	47	山手 1 号線
	48	若松 1 号線
	49	若松17号線
	50	若松 5 号線
	51	寿 1 号線
	52	常盤 5 号線
	53	新家 1 号線
	54	西条 1 号線
	55	西板持 6 号線
	56	青葉 8 号線
	57	青葉 3 号線
	58	川西・半田線
	59	大伴10号線
	60	大伴 1 号線
	61	梅の里22号線
	62	梅の里 5 号線
	63	彼方 1 号線
	64	彼方 2 号線
	65	平 2 号線
	66	本町11号線
	67	竜泉 1 号線
	68	竜泉 3 号線
	69	加太 2 号線
	70	市管理道路（東条農免道路）
	71	市管理道路（オレンジライン）
	72	私道 P L 教団敷地内

（資料）市資料

市内の緊急交通路図



Ⅱ-20 「緊急通行車両確認申出書」「確認証明書」及び「標章」様式

(1)「緊急通行車両確認申請書」様式

災害対策基本法施行規則 別記様式第3 (第6条関係)

		年 月 日
大阪府公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の使用用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活動地域		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(2)「緊急通行車両確認証明書」様式

災害対策基本法施行規則 別記様式第5 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
大 阪 府 知 事		印
大阪府公安委員会		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備 考 用紙は、日本産業規格A4とする。

(3)「標章」様式

別記様式第4（第6条の2関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・18様式第2線下）

登録(車両)番号

緊急

有効期限

年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

Ⅱ-21 災害時用臨時ヘリポート選定・整備状況

(令和6年7月1日現在)

1 災害時用臨時ヘリポート選定基準

- 1 地盤は、堅牢な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
 - ◎大型ヘリコプター ……100m四方の地積
 - ◎中型ヘリコプター …… 50m四方の地積
 - ◎小型ヘリコプター …… 30m四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられていること。
 - ④ 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例:発煙筒)をとること。
- 2 着陸点には「H」を表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

(資料)大阪府ホームページ

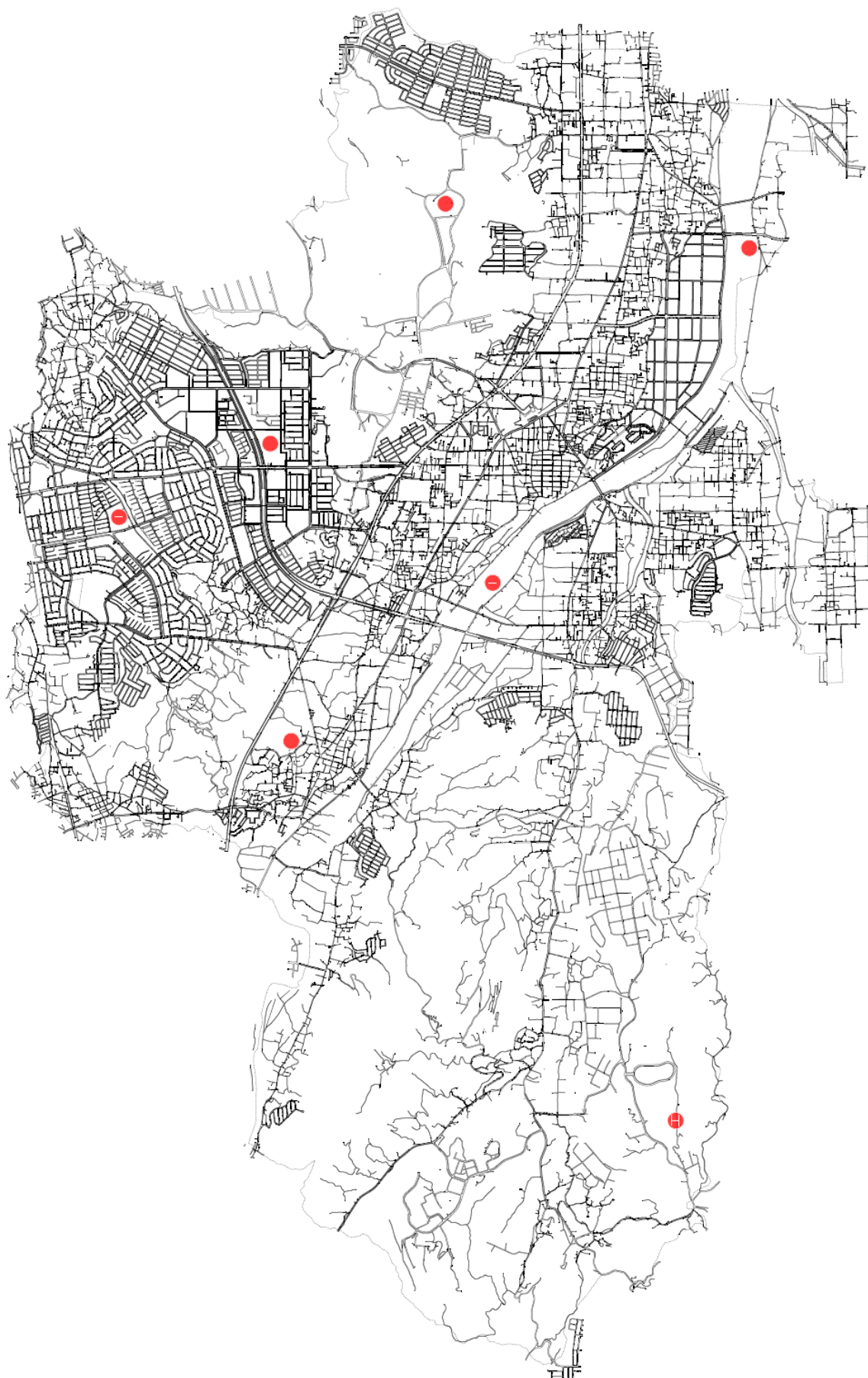
2 災害時用ヘリポート一覧表

(令和6年7月1日現在)

図番号	ヘリポート	所在地	管理者	連絡先	幅×長さ
1	石川河川敷喜志グラウンド	西条町 1-944	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	70×170m (大型可)
2	石川河川敷川西グラウンド	西板持町 1-126	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×370m
3	金剛東中央公園グラウンド	向陽台3-2	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×80m
4	金剛中央公園グラウンド	久野喜台2-2	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	90×90m
5	パーフェクトリバティ教団大本庁 Cグラウンド(駐車場)	新堂 2172-1	パーフェクトリバティ教団	24-1111	350×55m (大型可)
6	大阪大谷大学グラウンド	錦織北 3-11-1	学校法人大谷学園 大阪大谷大学	24-0381	80×130m
7	総合スポーツ公園 (多目的グラウンド、野球場)	大字佐備 2467-1	生涯学習部 生涯学習課	25-1000	180×120m 95×95m (大型可)

(資料) 大阪府ホームページ

Ⅱ-22 災害時用臨時ヘリポート位置図



Ⅱ-23 大阪府選定の輸送基地

区 分	対 象 地 区	所 在 地
陸上輸送基地	1 日本万国博覧会記念公園 2 北大阪トラックターミナル 3 大阪府立消防学校 4 東大阪トラックターミナル 5 大阪城公園（東部地区） 6 大阪府北部広域防災拠点 7 大阪府中部広域防災拠点 8 大阪府南部広域防災拠点	吹田市千里万博公園 1－1 茨木市宮島 2 大東市平野屋 1－4－1 東大阪市本庄中 1－8 7 大阪市中央区大阪城 吹田市千里万博公園 5－5 八尾市空港 1 丁目 2 0 9－7 泉南市りんくう南浜 2－1 4
航空輸送基地	1 大阪国際空港 2 関西国際空港 3 八尾空港	豊中市蛍池西町 3－5 5 5 泉南郡田尻町泉州空港中 1 八尾市空港 2－1 2
海上輸送基地	1 大阪南港（A岸壁） 2 堺泉北港（堺浜 1 号岸壁-7.5m） 3 堺泉北港（汐見 5 号岸壁-12m） 4 堺泉北港（助松1号岸壁 - 9m） 5 堺泉北港（助松 9 号岸壁 - 12m暫定）	大阪市住之江区南港南 3 堺市堺区築港八幡町 泉大津市汐見町 泉大津市小津島町 高石市南高砂
河川輸送基地 （船着場）	【国土交通省近畿地方整備局設置 緊急用船着場】 1 淀川／海老江緊急用船着場 2 淀川／新北野緊急用船着場 3 淀川／柴島緊急用船着場 4 淀川／毛馬緊急用船着場 5 淀川／佐太緊急用船着場 6 淀川／鳥飼緊急用船着場 7 淀川／点野緊急用船着場 8 淀川／大塚緊急用船着場 9 淀川／枚方緊急用船着場 10 淀川／十三緊急用船着場 【大阪府設置 防災船着場】 11 神崎川／高浜防災船着場 12 神崎川／榎木防災船着場 13 神崎川／三国防災船着場 14 神崎川／佃防災船着場 15 神崎川／西島防災船着場 16 堂島川／福島港（ほたるまち港） 17 堂島川／大阪国際会議場前港 18 堂島川／ローズポート	大阪市福島区海老江 3 大阪市淀川区新北野 2 大阪市東淀川区柴島 2 大阪市都島区毛馬町 4 守口市佐太西町 1 摂津市鳥飼下 1 寝屋川市点野 1 高槻市大塚 高槻市大塚 淀川区十三東 1 吹田市内本町 3 吹田市芳野町 大阪市淀川区新高 5 大阪市西淀川区佃 2 大阪市淀川区西島 2 大阪市福島区福島 1 大阪市北区中之島 5 大阪市北区中之島 1

区 分	対 象 地 区	所 在 地
	19 堂島川／堂島浜船着場 20 安治川／大阪市中央卸売市場前港 21 木津川／大阪ドーム千代崎港 22 尻無川／大阪ドーム岩崎港 23 大川／八軒家浜船着場 24 第二寝屋川／（仮称）大阪城船着場 【大阪市設置 防災船着場】 25 道頓堀川／太左衛門橋船着場 26 道頓堀川／湊町船着場 27 道頓堀川／日本橋船着場 28 東横堀川／本町橋船着場 29 城北川／西大宮橋船着場 30 城北川／中葦橋船着場 31 城北川／今福大橋船着場	大阪市北区堂島浜 1 大阪市福島区野田 1 大阪市西区千代崎 3 大阪市西区千代崎 3 大阪市中央区天満橋京町 大阪市中央区大阪城 大阪市中央区宗右衛門町 大阪市浪速区湊町 1 大阪市中央区道頓堀 1 大阪市中央区本町橋 大阪市旭区 大阪市城東区 大阪市城東区

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-24 指定避難所及び拠点救護所等

1 指定避難所・指定避難場所一覧表

(令和8年4月時点)

No	名 称	指定 避難所	指定緊急 避難場所	住 所	電話 番号	地震時 避難	火災時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難	台風時 避難
1	喜志西小学校	○	○	梅の里四丁目6-1	25-7380	○	○			○
2	喜志中学校	○	○	梅の里一丁目7-1	26-0468	○	○			
3	喜志小学校	○	○	木戸山町1-36	24-3103	○	○	○		○
4	新堂小学校	○	○	若松町四丁目5-4	24-3102	○	○	○		○
5	大伴小学校	○	○	南大伴町一丁目 2-20	24-3104	○	○	○		○
6	富田林小学校	○	○	常盤町16-20	24-3101	○	○	○		○
7	府立富田林高校	○	○	谷川町4-30	23-2281	○	○			
8	第一中学校	○	○	寿町一丁目3-5	24-3201	○	○			
9	府立河南高校	○	○	錦ヶ丘町1-15	23-2081	○	○			
10	向陽台小学校	○	○	向陽台五丁目1-1	29-1226	○	○			○
11	藤陽中学校	○	○	向陽台三丁目4-1	29-3705	○	○			
12	藤沢台小学校	○	○	藤沢台二丁目3-1	28-3771	○	○			○
13	府立金剛高校	○	○	藤沢台二丁目1-1	28-3811	○	○			
14	葛城中学校	○	○	藤沢台三丁目4-1	28-3761	○	○			
15	高辺台小学校	○	○	高辺台三丁目1-1	29-1403	○	○			○
16	久野喜台小学校	○	○	久野喜台一丁目 16-1	29-1450	○	○	○		○
17	金剛中学校	○	○	寺池台一丁目1-1	29-1404	○	○			
18	小金台小学校	○	○	小金台三丁目11- 1	29-4460	○	○			○
19	明治池中学校	○	○	小金台二丁目11- 1	29-1355	○	○			
20	川西小学校	○	○	新家一丁目3-1	24-3107	○	○	○		○
21	第二中学校	○	○	新家一丁目4-1	24-3202	○	○			
22	第三中学校	○	○	大字佐備15	34-3206	○	○	○	○	○
23	寺池台小学校	○	○	寺池台四丁目3-1	29-1477	○	○			○
24	伏山台小学校	○	○	伏山二丁目1-1	28-4106	○	○			○
25	錦郡小学校	○	○	錦織南一丁目8-1	24-3106	○	○	○	○	○
26	彼方小学校西館	○	○	大字彼方411	34-3105	○	○			
27	府立富田林支援学校	○	○	大字甘南備216	34-1675	○	○		○	○
28	レインボーホール (市民会館)	○		栗ヶ池町2969-5	25-1117	○	○			
29	東公民館	○		山中田町一丁目 5-50	25-1772	○	○			
30	中央公民館・中央図書館	○		本町16-28	24-3333 25-4921	○	○			
31	金剛公民館・金剛図書館	○		高辺台二丁目1-2	28-1121 28-1171	○	○			
32	市民総合体育館	○		美山台4-1	24-2265	○	○			

No	名 称	指定 避難所	指定緊急 避難場所	住 所	電話 番号	地震時 避難	火災時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難	台風時 避難
33	彼方保育園・ ＪＡ旧彼方支店	○		大字彼方37	33-3943	○	○	○	○	○
34	青葉丘幼稚園	○		加太二丁目8-14	072- 365-0415	○		○		
35	TONPAL とんぱる（多文化 共生・人権プラザ）	○		若松町一丁目7番 1号	0721-24- 0583	○	○	○		
36	河川敷（旧）喜志プール 横グラウンド		○	喜志町一丁目5- 29		○	○			
37	河川敷喜志グラウンド		○	西条町一丁目994		○	○			
38	河川敷若松東グラウンド		○	大字新堂2642-1		○	○			
39	石川河川公園		○	山中田町1		○	○			
40	河川敷石川グラウンド		○	富田林町		○	○			
41	金剛東中央公園		○	向陽台三丁目2		○	○	○	○	
42	藤沢台公園		○	藤沢台五丁目1		○	○	○	○	
43	金剛中央公園		○	久野喜台二丁目2		○	○	○	○	
44	津々山台公園		○	津々山台二丁目3		○	○	○	○	
45	河川敷川西グラウンド		○	西板持町一丁目 126		○	○			
46	河川敷西板持グラウンド		○	西板持町四丁目4		○	○			
47	伏見堂ちびっこ老人 憩いの広場		○	大字伏見堂366-1		○	○	○	○	
48	大阪府 狭山水みらいセンター		○	大阪狭山市 東池尻6-1647	072- 365-2490	○	○		○	

2 協力避難所一覧表・協力避難場所一覧表

（令和8年4月時点）

No	名 称	協力 避難所	協力緊急 避難場所	住 所	電話 番号	地震時 避難	火災時 避難	洪水時 避難	土砂災害 時避難	台風時 避難
1	利晶学園中学校・高 等学校	○	○	大字彼方1801	34-1010	○	○		○	○
2	亀の井ホテル 富田林	○		龍泉880-1	33-0700	○	○			
3	ＰＬ学園グラウンド		○	大字喜志2055		○	○	○	○	
4	大阪大谷大学	○	○	錦織北三丁目11-1	24-0381	○	○			
5	結のぞみ病院	○	○	富田林市伏見堂95	34-1101	○	○		○	○

3 福祉避難所一覧表

（令和8年4月時点）

No	名 称	住所	電話番号
1	富田林市ケアセンター（けあばる）	富田林市向陽台1-4-30	28-8600
2	総合福祉会館	富田林市宮甲田町9-9	25-8261
3	コミュニティセンターかがりの郷	富田林市南大伴町4-4-1	20-6070

4 広域避難地一覧表

(令和7年4月時点)

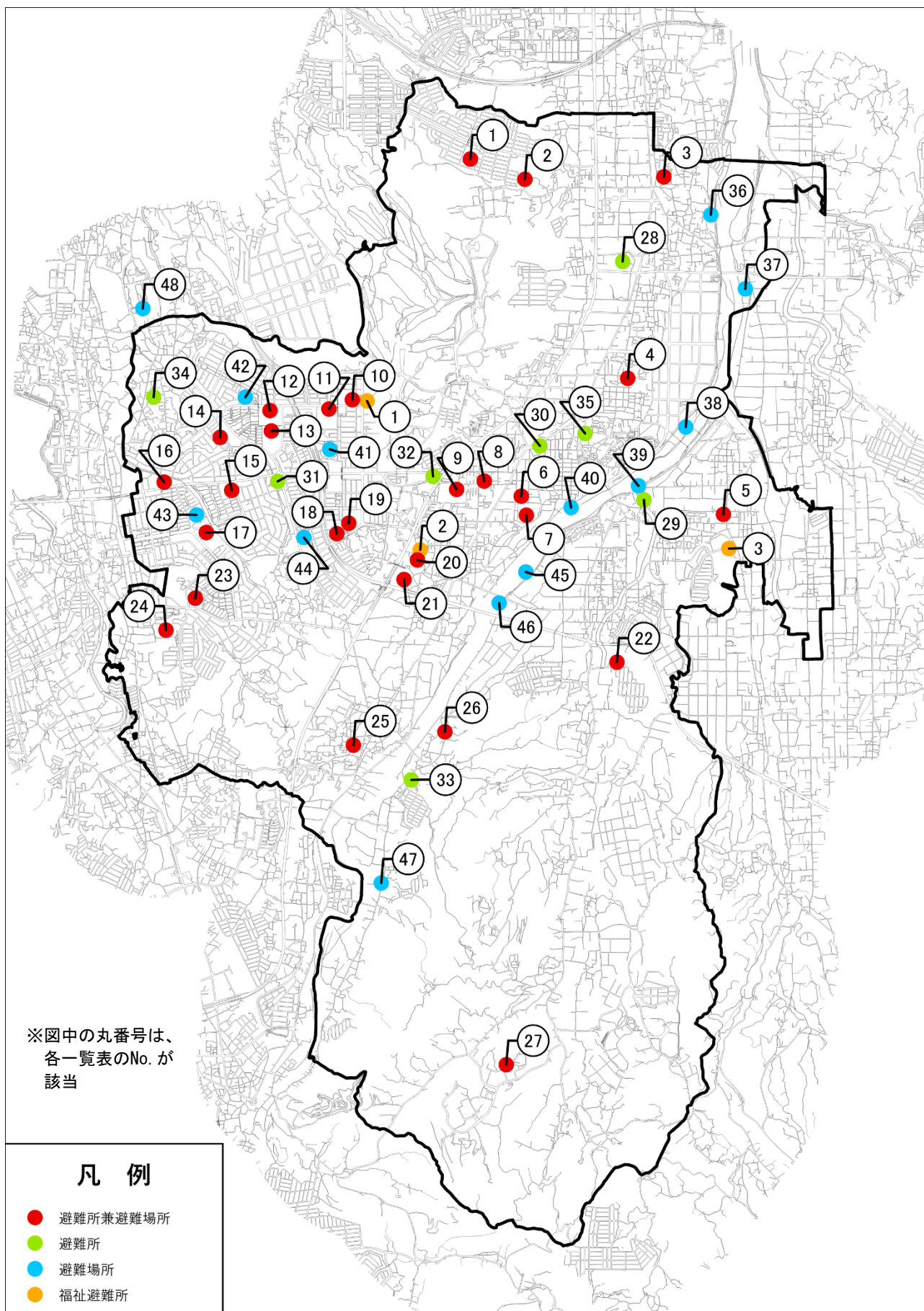
No	名 称	管理事務所	電話番号
1	錦織公園	錦織公園事務所	24-1506

5 拠点救護所一覧表

(令和8年1月時点)

No	名 称	住 所
1	富田林小学校	常盤町
2	第三中学校	佐備
3	金剛中学校	寺池台一丁目
4	喜志中学校	梅の里一丁目
5	明治池中学校	小金台二丁目

6 指定避難所・指定避難場所等位置図



指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所位置図

Ⅱ-25 公園の現況

(令和7年4月1日現在)

都市公園

都市公園（市管理）	97 箇所	422,032 m ²
-----------	-------	------------------------

都市公園（府営公園含む）	99 箇所	1,414,032 m ²
街区公園（誘致距離 250m 面積 0.25ha 標準）	85 箇所	173,801 m ²
近隣公園（誘致距離 500m 面積 2.00ha 標準）	5 箇所	109,384 m ²
地区公園（誘致距離 1km 面積 4.00ha 標準）	2 箇所	86,528 m ²
広域公園（面積 50ha 以上）	2 箇所	992,000 m ²
緑地	5 箇所	52,319 m ²

都市公園（錦織公園、石川河川公園含む）	99 箇所	1,414,032 m ²
都市計画公園（●）	16 箇所	1,108,970 m ²
その他都市公園	83 箇所	305,062 m ²

児童遊園等

児童遊園等	120 箇所	239,209 m ²
-------	--------	------------------------

公園墓地

公園墓地	1 箇所	114,500 m ²
------	------	------------------------

Ⅱ-26 文化財一覧表

(令和7年度)

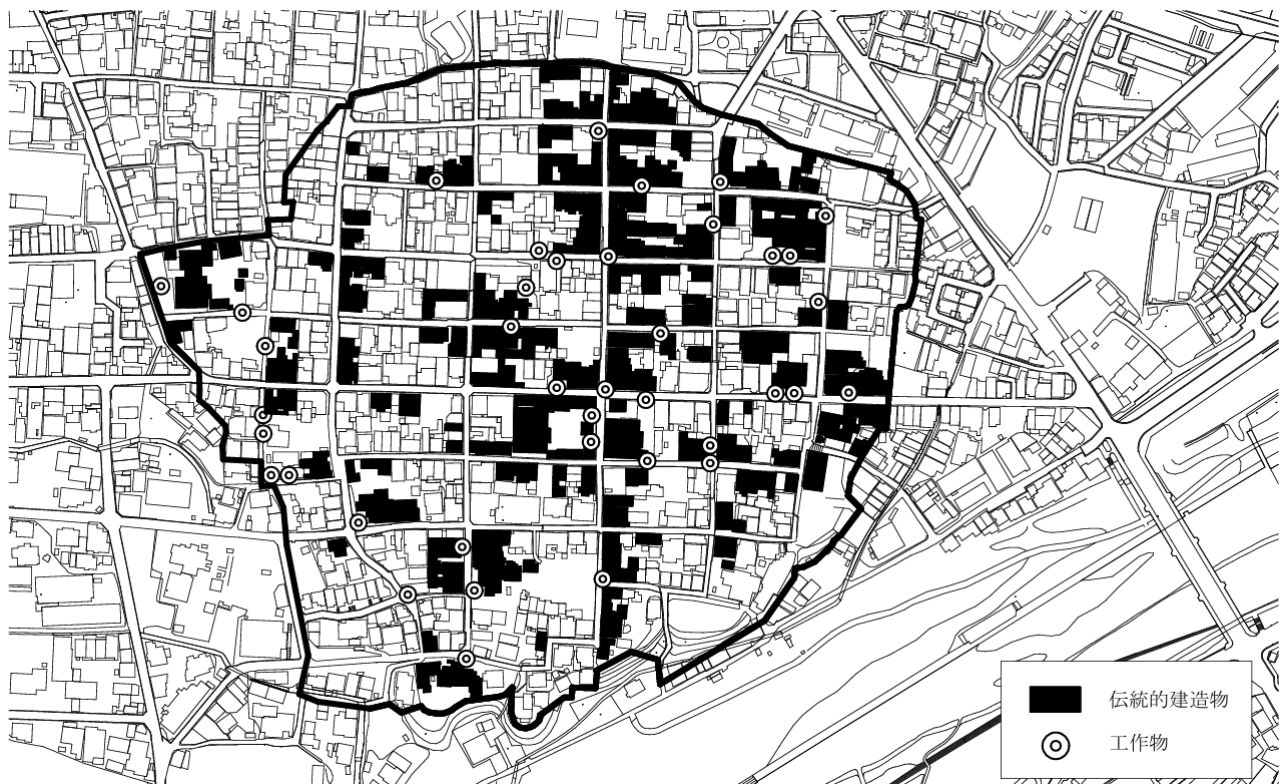
国指定(選定)文化財			
種別	名称	所在地	指定年月日
重要文化財 (建造物)	錦織神社本殿	宮甲田町	昭和25年8月29日 (昭和44年6月20日追加)
	(錦織神社) 摂社春日社本殿		
	(錦織神社) 摂社天神社本殿		
	龍泉寺仁王門	大字龍泉	昭和36年3月23日
	旧杉山家住宅	富田林町	昭和58年12月26日
	富田林興正寺別院本堂・対面所・鐘楼・鼓楼・山門・御成門 附 築地堀3棟	富田林町	平成26年9月18日
重要文化財 (美術工芸品)	瀧谷不動明王寺木造不動明王及二童子立像	大字彼方	昭和31年6月28日
	短刀 無銘正宗(名物 伏見正宗) 附 腰刀拵	非公開	昭和28年11月14日
史跡名勝天然記念物(名勝)	龍泉寺庭園	大字龍泉	昭和56年5月11日
史跡名勝天然記念物(史跡)	新堂廃寺跡 附 オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳	緑ヶ丘町、大字中野	平成14年12月19日
重要伝統的建造物群保存地区	富田林市富田林重要伝統的建造物群保存地区	富田林町の一部 本町の一部	平成9年10月31日 (平成30年8月17日追加)
重要美術品 (旧法)	石造十三重塔	東板持町	昭和10年5月20日

国登録文化財			
種別	名称	所在地	登録年月日
建造物	葛原家住宅(南葛原別邸) 主屋・倉庫	常盤町	平成10年4月21日
	杉田家住宅主屋・蔵	本町	平成12年12月4日
	中内眼科医院	富田林町	平成13年4月24日
	富田林市立川西小学校教育歴史資料室	新家	平成13年11月20日
	岩根家住宅主屋・奥座敷・酒蔵・南蔵・西蔵・茶室・門屋・籠堀	五軒家	平成20年4月18日 (平成27年11月17日追加)
	桃花塾本館・教室棟	大字喜志	平成21年4月28日
	旧田中家住宅主屋・乾蔵	本町	平成25年6月21日

府指定文化財			
種別	名称	所在地	指定年月日
彫刻	浄谷寺石造地藏菩薩立像	富田林町	昭和45年2月20日
	龍泉寺木造金剛力士像二軀	大字龍泉	昭和49年3月29日
	龍泉寺木造聖徳太子立像他	大字龍泉	昭和51年3月31日
史跡	水郡邸	甲田	昭和48年3月29日
	東高野街道錦織一里塚	錦織東	昭和45年2月20日
	廿山古墳及び二本松古墳	大字廿山	平成11年2月5日
工芸品	瀧谷不動明王寺金銅宝珠鈴	大字彼方	昭和56年6月1日
建造物	仲村家住宅	富田林町	平成2年3月2日
有形民俗	西国巡礼三十三度行者関係資料 11点 (富田林組)	富田林町	平成7年12月13日
	西国巡礼三十三度行者関係資料 7点 (嬉組)	嬉	平成10年2月4日

市指定文化財			
種別	名称	所在地	指定年月日
歴史資料	富田林寺内町絵図 7 鋪一括	常盤町	平成31年4月24日
	河内水平社荊冠旗	非公開	令和6年6月27日
考古資料	廿山南古墳出土遺物一括	常盤町	令和2年3月30日
書跡・典籍・古文書	仲村家文書 附 書跡・板木・印鑑・氏子札・酒造関係等証札類	常盤町、富田林町	令和2年3月30日
民俗文化財	朝鮮通信使淀川御座船図絵馬	宮町	令和4年5月26日
天然記念物	大阪層群出土長鼻類切歯化石	寿町	令和6年6月27日

伝統的建造物群保存地区



(資料)「富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画（令和7年3月）」

Ⅱ-27 応急仮設住宅建設必要面積

(令和7年4月1日現在)

番号	公 園 名	開設面積	建設可能面積	所 在 地	備 考
1	高辺台 1 号公園	4,026㎡	1,150㎡	高辺台一丁目	
2	寺池台 2 号公園	3,876㎡	850㎡	寺池台三丁目	
3	藤沢台公園	20,000㎡	1,100㎡	藤沢台五丁目	
4	津々山台公園	20,000㎡	3,200㎡	津々山台二丁目	
5	小金台 2 号公園	2,500㎡	700㎡	小金台一丁目	
6	梅の里 8 号公園	5,105㎡	850㎡	梅の里三丁目	
合 計			7,850㎡		

Ⅱ-28 配水池等一覧表

(令和7年12月現在)

名 称	所在地	容 量 (m ³)
富田林水道センター	甲田2丁目12-24	993

名 称	所在地	容 量 (m ³)
北部配水池	小金台一丁目2-1	9,800
低区配水池	美山台3	2,100
東部配水池	大字彼方1325-4(楠風台)	3,500
彼方配水池	大字彼方1809	3,500
嶽山配水池	大字龍泉874-1	1,200
嶽山第2配水池	大字龍泉880-12	192
金剛配水池	寺池台3-11-36	4,500
喜志配水池	梅の里1-150-16	1,400
喜志高架水槽		(高架水槽) 20
金剛東配水池	津々山台4-7-1	10,300
金剛東高地区配水池		(高架水槽) 2,400
錦織配水池	須賀1-22-13	4,500
公園展望配水池	大字佐備2467-1	880
伏山配水池	金剛錦織台13-3	745
山中田配水池	かがり台24-1	590

Ⅱ-29 給水タンク車等の保有量

(令和7年12月現在)

種 類	容 量	数 量
給水車（加圧・有）	2.0 t	1 台
トラック	—	1 台
給水タンク	1.5 t	3 台
	1.2 t	1 台
	1.0 t	1 台
	500ℓ	5 個
給水袋	6 ℓ	10,700枚
応急給水栓	—	5 栓
発電機	—	1 台

Ⅱ-30 重要物資備蓄目標量

備蓄品目	重要物資確保の基準について	目標量
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2 ^(注) により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方 (注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	12,005食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	632食
毛布 (保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人 ※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等	7,020枚
乳児用 粉ミルク 又は乳児用液 体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる)	5,111g
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本 ^(注) /人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	79本
乳児・小児用 おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0～2歳人口比率)×8枚 ^(注) /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×2.5%(0～2歳人口比率)×8枚 ^(注) /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	702枚
大人用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚 ^(注) /人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚 ^(注) /人/日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用すると平均データから算出(内閣府確認)	141枚
災害用トイレ (組立式等)	避難所避難者数×0.02(避難所避難者50人に1基) 市町村は、簡易トイレ、府は、調達含め仮設トイレ(組立式)中心にそれぞれ確保する。 上記とは別に、府は洋式水洗の組立式トイレ、市町村も洋式水洗の組立式トイレ等を各市町村の一般避難所数×2(府1:市町村1)基をそれぞれ速やかに確保し配備する。 ※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様を含むものとする。また、トイレトーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。	71個

備蓄品目	重要物資確保の基準について	目標量
凝固剤及び便袋（簡易トイレ用）	B0X型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5回×3日以上を目標とする。	—
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52% ^{（注）} （12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52% ^{（注）} （12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	685枚
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m ^{（注）} /人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m ^{（注）} /人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）NP0緊急災害備蓄推進協議会（経済産業省推奨）によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日＝7.5m/人/日	26,325m
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方	3,510枚

（注）目標量は、「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」による

「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」

（令和7年5月 大阪府域救援物資対策協議会）より

Ⅱ-31 富田林市災害用物資等備蓄一覧表

区 分	名 称	住 所	備 考
市防災倉庫	防災倉庫	常盤町1-1	市役所地下
	谷川倉庫	谷川町2	
	水防倉庫	谷川町2	
	小金台倉庫	小金台三丁目1	エコール・ロゼ駐車場
	高辺台小学校	高辺台三丁目1-1	
	彼方小学校東館	彼方411	
	N T T 佐備	楠風台三丁目11	
	東条倉庫（第10分団倉庫）	上佐備	
	喜志西幼稚園	梅の里四丁目7-1	施設一部を借用
	板持幼稚園	西板持町八丁目7-43	施設一部を借用

■備蓄物資一覧表

災害用備蓄状況		備蓄数		災対本部	防災地下	谷川倉庫	水防倉庫	NTT佐備	小金倉庫	喜志西幼	彼方小東側	板持幼稚園
食料品	⑪ 保存食（大食）わかめご飯	1,550 食	50		400							
	⑪ 保存食（大食）山菜おこわ	1,400 食	50		800							
	⑪ 保存食（大食）たけのこご飯	1,550 食	50		750							
	⑪ 保存食（大食）きのこご飯	1,400 食			1,350							
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050 食	250		2,850							
	⑪ 保存食（個食）白飯	600 食			600							
	⑪ 保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160 食			160							
	ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36 箱										
	備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252 箱	19		2							
	備蓄水（1箱6本入 2 $\frac{1}{2}$ ℓ/本） R03.08寄付	61 箱			1							
	水タンク 1000ℓ	35 個			4							
衛生用品	⑪ ボックストイレ（5個/箱）	1,170 個							30			
	⑪ マンホールトイレ	79 個	1		40				1			
	⑪ マンホールトイレ（テント付）	18 個			3							
	⑪ 簡易組立トイレ（手すり付き）	27 個			12				1			
	トイレ用テント	255 個			24				6			
	トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242 箱			5				2	148		
	ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875 個	1,200						8,200			
	⑪ トイレトペーパー	418 個										
	トイレトペーパー（マンホールトイレ用）	700 個										
	マンホールトイレ消耗品（トイレトペーパー除く。）	14 セット										
	綿棒	8,200 本										
	ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162 箱							4			
	ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162 箱							4			
	サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470 本							470			
	防護服（大阪府）	2,000 着										2,000
	蓋付きゴミ箱	84 個							1			44
	手指消毒アルベットα 1ℓ/1本 10本/1箱	250 本		70				35	1			35
	ハンドジェル 500ml/本	273 本							125			
	消毒用エタノールIP 500ml/1本 20本/1箱	406 本						80	86			80
	次亜塩素酸噴霧器（ボトル）	131 本							19			
	キッチンハイター	43 本							4			
	ポンプ式ハンドソープ	132 本							15			
避難関係	⑬ ヘルメット（避難所用）	410 個							10			
	ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258 個			109				135			
	ヘルメット（破棄予定）	18 個			18							
	⑬ 四つ折り担架	43 個							2			
	担架	10 個						2				
	⑬ リヤカー	41 個							2			
	リヤカー	1 個										
	⑬ 呼子笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430 個	10						10			
	⑬ レインコート	428 着		20					10			
	⑬ 避難誘導ボタン	436 個	26						10			
要配慮者	避難誘導用矢印方向板	34 枚										
	⑬ 大型救急箱50人用（各所2個）	80 個							2			
	⑬ おんぶたいプラス	44 個	4						1			
	⑪ おむつ（大人用）	2,445 枚			710							
	⑪ おむつ（小児用）	1,227 枚										
	⑪ 生理用品（10年保存）H28.02購入	946 枚	946									
	⑪ 生理用品（10年保存）R4.11購入	387 枚							258			
	⑪ 生理用品（10年保存）R6.10購入	430 枚							430			
	⑪ 生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720 枚							86			
	⑪ ほ乳瓶	79 本							79			
要配慮者	使い切りほ乳ボトル(Chu-bo!)	80 個							80			
	⑪ 粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1 式	1									
	⑪ 液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1 式	1									

災害用備蓄状況		備蓄数		災対本部	防災地下	谷川倉庫	水防倉庫	NTT佐備	小金倉庫	喜志西幼	彼方小東側	板持幼稚園
居住関係		簡易間仕切りH=1.2m	1,104 個					188	4	280		
		簡易間仕切り（2ルーム）H=1.2m	655 個							655		
		簡易間仕切りH=1.8m + 屋根	410 個						410			
		プライベートルーム	64 枚							64		
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱	580 枚						274			
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱	65 枚									60
		段ボールベッド	523 個						110			260
		ポンプインエアマット	190 個	4								
		ベビー用段ボールベット(コンビ)	45 個	1					44			
	⑩ ⑪	毛布（真空圧縮）	3,794 枚					2,250	20	460		
	⑪	毛布（真空圧縮）	734 枚	14		320						
		毛布	2,505 枚					580	5		160	
	⑩	タオル（非常用圧縮）1パック 20枚	3,890 枚	10					90			
		タオル	1,149 枚			320	700		100			
		冷感タオル（120枚/箱）	7,260 枚						120			2,460
		ペーパータオル（30包/箱）	850 包						30			30
		マスク（大阪府）	2,000 枚									2,000
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール	80,700 枚						2,000			
		N95マスク 160枚/1ダンボール	2,300 枚						2,300			
		フェイスシールド（大阪府）	200 枚									200
		フェイスシールド	145 枚						28			
		箱ティッシュ	6,900 個						60			4,500
		サーキュレーター	42 台	1					2			
		巻き尺（居住面積等計測用）	42 台						3			
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）	39 枚						1			
		避難所設営シールセット	86 セット						8			
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）	250 巻						55			
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお待ちください。）	189 巻						33			
		ゴミ袋（半透明）	6,600 枚						1,120			
		養生テープ ※ 居住面積等表示用	860 巻						80			
通信		MCA 防災無線（避難所運営用）	45 台	4								
		特設公衆電話用配線	98 本						3			
		電話機（特設公衆電話用）	96 台						3			
電気関係	⑩	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む	44 台	1		2			1			
	⑩	カセットガス（エネポ用）	1,073 本	48	89				24			
		オイル充填用ボトルと説明書	41 本						1			
	⑩	ハロゲンライトセット	82 個						2			
	⑩	コードリール	61 個	3	7			3	1			
	⑩	メガホン・サイレン付	87 個	7					2			
	⑩	ラジオライト手巻き・ソーラー発電	437 個	28					10			
拠点救護所関係		テレビ	34 台	1					1			
		備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)	42 個						1			
		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）	5 台						5			
		担架ベッド（ふるさと納税活用）	5 台						5			
		車いす（ふるさと納税活用）	5 台						5			
		松葉杖（ふるさと納税活用）	5 組						5			
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）	5 個						5			
		簡易ベッド	25 個	25								
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）	5 組						5			
		発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）	5 台						5			

災害用備蓄状況			備蓄数		喜志 西小	喜志中	喜志小	新堂小	大伴小	富田林 小	富田林 高	第一中	河南高 校	向陽台 小	藤陽中
食料品	⑪	保存食（大食）わかめご飯	1,550	食	50	50		50	50	50	50	50	50	50	50
	⑪	保存食（大食）山菜おこわ	1,400	食			50								
	⑪	保存食（大食）たけのこご飯	1,550	食											
	⑪	保存食（大食）きのこご飯	1,400	食											
	⑪	保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050	食	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	⑪	保存食（個食）白飯	600	食											
	⑪	保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160	食											
		ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36	箱	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1
		備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252	箱	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		備蓄水（1箱6本入 2 $\frac{1}{2}$ ℓ/本） R03.08寄付	61	箱					5						
		水タンク 1000ℓ	35	個	1	1	1	1	1	1		1		1	1
衛生用品	⑪	ボックストイレ（5個/箱）	1,170	個	30	30	30	30	30	30	15	30	15	30	30
	⑪	マンホールトイレ	79	個	1	1	1	1	3	1		1		1	1
	⑪	マンホールトイレ（テント付）	18	個	2	1	1	1		1		1		1	1
	⑪	簡易組立トイレ（手すり付き）	27	個	2			2							2
		トイレ用テント	255	個	3	6	6	6	6	6	5	6	5	5	6
		トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875	個	175	175	175	175	175	175	200	175	200	175	175
	⑪	トイレットペーパー	418	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		トイレットペーパー（マンホールトイレ用）	700	個	50		50	50	50	50	50		50		
		マンホールトイレ消耗品（トイレットペーパー除く。）	14	セット	1		1	1	1	1	1		1		
		綿棒	8,200	本	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470	本											
		防護服（大阪府）	2,000	着											
		蓋付きゴミ箱	84	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		手指消毒アルベットα 1ℓ/1本 10本/1箱	250	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		ハンドジェル 500ml/本	273	本	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4
		消毒用エタノール1P 500ml/1本 20本/1箱	406	本											
		次亜塩素酸噴霧器（ボトル）	131	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
避難関係		キッチンハイター	43	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		ポンプ式ハンドソープ	132	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	⑮	ヘルメット（避難所用）	410	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258	個											
		ヘルメット（破棄予定）	18	個											
	⑮	四つ折り担架	43	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		担架	10	個											
	⑮	リヤカー	41	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		リヤカー	1	個											
	⑮	呼び笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
要配慮者	⑮	レインコート	428	着	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	⑮	避難誘導ボタン	436	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		避難誘導用矢印方向板	34	枚	2		1	2	2	2				2	
	⑮	大型救急箱50人用（各所2個）	80	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	⑮	おんぶたいプラス	44	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑪	おむつ（大人用）	2,445	枚											
	⑪	おむつ（小児用）	1,227	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）H28.02購入	946	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）R4.11購入	387	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）R6.10購入	430	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720	枚	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
	⑪	ほ乳瓶	79	本											
要配慮者		使い切りほ乳ボトル（Chu-bo!）	80	個											
	⑪	粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1	式											
	⑪	液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1	式											

災害用備蓄状況			備蓄数		喜志 西小	喜志中	喜志小	新堂小	大伴小	富田林 小	富田林 高	第一中	河南高 校	向陽台 小	藤陽中
居住 関係		簡易間仕切りH=1.2m	1,104 個		8	8	8	12	8	12	4	12	4	8	12
		簡易間仕切り（2ルーム）H=1.2m	655 個												
		簡易間仕切りH=1.8m + 屋根	410 個												
		プライベートルーム	64 枚												
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱	580 枚		10	10	10	10	10	10		10		10	10
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱	65 枚												
		段ボールベッド	523 個		5	5	5	5	5	5		5		5	5
		ポンプインエアマット	190 個		10		10	10	10	10				10	
		ベビー用段ボールベット（コンビ）	45 個												
	⑩	毛布（真空圧縮）	3,794 枚		40	30	30	30	30	30		40		40	30
	⑪	毛布（真空圧縮）	734 枚								20		20		
		毛布	2,505 枚												
	⑩	タオル（非常用圧縮）1パック 20枚	3,890 枚		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		タオル	1,149 枚												
		冷感タオル（120枚/箱）	7,260 枚		120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		ペーパータオル（30包/箱）	850 包		30	10	30	30	30	30	10	10	10	30	10
		マスク（大阪府）	2,000 枚												
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール	80,700 枚		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		N95マスク 160枚/1ダンボール	2,300 枚												
		フェイスシールド（大阪府）	200 枚												
		フェイスシールド	145 枚		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		箱ティッシュ	6,900 個		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		サーキュレーター	42 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		巻き尺（居住面積等計測用）	42 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）	39 枚		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		避難所設営シールセット	86 セット		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）	250 巻		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお持ちください。）	189 巻		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		ゴミ袋（半透明）	6,600 枚		140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
		養生テープ ※ 居住面積等表示用	860 巻		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
通信		MCA防災無線（避難所運営用）	45 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		特設公衆電話用配線	98 本		2	3	2	3	2	2	3	3	3	3	3
		電話機（特設公衆電話用）	96 台		2	3	2	3	2	2	3	3	2	3	3
電気 関係	⑩	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む	44 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑩	カセットガス（エネポ用）	1,073 本		24	24	24	24	24	24	※	24	※	24	24
		オイル充填用ボトルと説明書	41 本		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑩	ハロゲンライトセット	82 個		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	⑩	コードリール	61 個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑩	メガホン・サイレン付	87 個		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	⑩	ラジオライト手巻き・ソーラー発電	437 個		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		テレビ	34 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)			42 個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拠点 救護 所 関係		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）	5 台		拠点 救護 所					拠点 救護 所					
		担架ベッド（ふるさと納税活用）	5 台												
		車いす（ふるさと納税活用）	5 台												
		松葉杖（ふるさと納税活用）	5 組												
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）	5 個												
		簡易ベッド	25 個												
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）	5 組												
		発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）	5 台												

災害用備蓄状況		備蓄数	藤沢台小	金剛高校	葛城中	高辺小		久野喜小	金剛中	小金台小	明治池中	川西小	第二中
						倉庫	教具室						
食料品	⑪ 保存食（大食）わかめご飯	1,550 食	50	50							50	50	50
	⑪ 保存食（大食）山菜おこわ	1,400 食						50	50	50			
	⑪ 保存食（大食）たけのこご飯	1,550 食				350							
	⑪ 保存食（大食）きのこご飯	1,400 食			50								
	⑪ 保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050 食	50	50	50	500		50	50	50	50	50	50
	⑪ 保存食（個食）白飯	600 食											
	⑪ 保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160 食											
	ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36 箱	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252 箱	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	備蓄水（1箱6本入 2ℓ/本） R03.08寄付	61 箱										5	5
	水タンク 1000ℓ	35 個	1		1	1		1	1	1		1	
衛生用品	⑪ ボックストイレ（5個/箱）	1,170 個	30	15	30	30		30	30	30	30	30	30
	⑪ マンホールトイレ	79 個		1		2		1	1	1	2	2	2
	⑪ マンホールトイレ（テント付）	18 個			1					1	1	1	
	⑪ 簡易組立トイレ（手すり付き）	27 個		1		1			2				
	トイレ用テント	255 個	5	6	5	6		5	6	6	6	6	5
	トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242 箱	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875 個	175	200	175	175		175	200	200	175	175	175
	⑪ トイレレットペーパー	418 個	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10
	トイレレットペーパー（マンホールトイレ用）	700 個	50	50							50		
	マンホールトイレ消耗品（トイレレットペーパー除く。）	14 セット	1	1							1		
	綿棒	8,200 本	200	200	200	200		200	200	200	200	200	
	ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162 箱	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4
	ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162 箱	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4
	サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470 本											
	防護服（大阪府）	2,000 着											
	蓋付きゴミ箱	84 個	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
	手指消毒アルベットのα 1ℓ/1本 10本/1箱	250 本	1	1	1		36	1	1	1	1	1	1
	ハンドジェル 500ml/本	273 本	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4
	消毒用エタノールIP 500ml/1本 20本/1箱	406 本				80							
	次亜塩素酸噴霧器（ボトル）	131 本	3	1	3		3	3	3	3	3	3	3
避難関係	キッチンハイター	43 本	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
	ポンプ式ハンドソープ	132 本	3	3	3		3	3	3	3	3	3	3
	⑬ ヘルメット（避難所用）	410 個	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10
	ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258 個											
	ヘルメット（破棄予定）	18 個											
	⑬ 四つ折り担架	43 個	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	担架	10 個				7							
	⑬ リヤカー	41 個	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	リヤカー	1 個				1							
	⑬ 呼び笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430 個	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10
要配慮者	⑬ レインコート	428 着	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10
	⑬ 避難誘導ボタン	436 個	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10
	避難誘導用矢印方向板	34 枚	1			2		2		2		2	
	⑬ 大型救急箱50人用（各所2個）	80 個	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	⑬ おんぶたいプラス	44 個	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
	⑪ おむつ（大人用）	2,445 枚				1,734							
	⑪ おむつ（小児用）	1,227 枚				1,227							
	⑪ 生理用品（10年保存）H28.02購入	946 枚											
	⑪ 生理用品（10年保存）R4.11購入	387 枚											
	⑪ 生理用品（10年保存）R6.10購入	430 枚											
	⑪ 生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720 枚	43	43	43	43		43	43	43	43	43	43
	⑪ ほ乳瓶	79 本											
	使い切りほ乳ボトル（Chu-bo!）	80 個											
	⑪ 粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1 式											
	⑪ 液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1 式											

災害用備蓄状況			備蓄数		藤沢台小	金剛高校	葛城中	高辺小		久野喜小	金剛中	小金台小	明治池中	川西小	第二中
								倉庫	教具室						
居住関係		簡易間仕切りH=1.2m	1,104 個	8	4	8	312			8	12	8	12	12	8
		簡易間仕切り（２ルーム）H=1.2m	655 個												
		簡易間仕切りH=1.8m＋屋根	410 個												
		プライベートルーム	64 枚												
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱	580 枚	10		10	10			10	10	10	10	10	10
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱	65 枚												
		段ボールベッド	523 個	5		5	5			5	5	5	5	5	5
		ポンプインエアマット	190 個	10				7		10		10		10	
		ベビー用段ボールベット（コンビ）	45 個												
	⑩ ⑪	毛布（真空圧縮）	3,794 枚	39	20	40	10			30	30	30	40	30	40
	⑪	毛布（真空圧縮）	734 枚												
		毛布	2,505 枚				1,730								
	⑩	タオル（非常用圧縮）１ﾊﾞｯｸ 20枚	3,890 枚	100	100	100	90			100	100	100	100	100	100
		タオル	1,149 枚												
		冷感タオル（120枚/箱）	7,260 枚	120	120	120		120		120	120	120	120	120	120
		ペーパータオル（30包/箱）	850 包	30	30	10		30		30	10	30	10	30	10
		マスク（大阪府）	2,000 枚												
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール	80,700 枚	2,000	2,000	2,000		2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		N95マスク 160枚/1ダンボール	2,300 枚												
		フェイスシールド（大阪府）	200 枚												
		フェイスシールド	145 枚	3	3	3		3		3	3	3	3	3	3
		箱ティッシュ	6,900 個	60	60	60		60		60	60	60	60	60	60
		サーキュレーター	42 台	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1
		巻き尺（居住面積等計測用）	42 台	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）	39 枚	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1
		避難所設置シールセット	86 セット	2	2	2		2		2	2	2	2	2	2
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）	250 巻	5	5	5		5		5	5	5	5	5	5
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお待ちください。）	189 巻	4	4	4		4		4	4	4	4	4	4
		ゴミ袋（半透明）	6,600 枚	140	140	140		140		140	140	140	140	140	140
		養生テープ ※ 居住面積等表示用	860 巻	20	20	20		20		20	20	20	20	20	20
通信		MCA防災無線（避難所運用用）	45 台	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
		特設公衆電話用配線	98 本	2	3	3	2			3	3	3	3	2	3
		電話機（特設公衆電話用）	96 台	2	3	3	2			3	3	3	3	2	3
電気関係	⑩	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む	44 台	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
	⑩	カセットガス（エネポ用）	1,073 本	24	24	24	24			24	24	24	24	24	24
		オイル充填用ボトルと説明書	41 本	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
	⑩	ハロゲンライトセット	82 個	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2
	⑩	コードリール	61 個	1	1	1	6			1	1	1	1	1	1
	⑩	メガホン・サイレン付	87 個	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2
	⑩	ラジオライト手巻き・ソーラー発電	437 個	10	10	10	10			10	10	10	10	10	10
備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)			42 個	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1
拠点救護所関係		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）	5 台												
		担架ベッド（ふるさと納税活用）	5 台												
		車いす（ふるさと納税活用）	5 台												
		松葉杖（ふるさと納税活用）	5 組												
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）	5 個												
		簡易ベッド	25 個												
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）	5 組												
発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）			5 台												

災害用備蓄状況			備蓄数		第三中	寺池台小	伏山台小	錦郡小	彼方小西	支援学校	市民会館	東公民館	中央公園	金剛公園	福祉会館
食料品	⑪	保存食（大食）わかめご飯	1,550	食		50			50	50	50	50	50		
	⑪	保存食（大食）山菜おこわ	1,400	食	50		50	50							50
	⑪	保存食（大食）たけのこご飯	1,550	食										50	
	⑪	保存食（大食）きのこご飯	1,400	食											
	⑪	保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050	食	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	⑪	保存食（個食）白飯	600	食											
	⑪	保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160	食											
		ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36	箱	1	1	1	1	1	1	1		1		1
		備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252	箱	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		備蓄水（1箱6本入 2ℓ/本） R03.08寄付	61	箱	5				5	5					
		水タンク 1000ℓ	35	個	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1
衛生用品	⑪	ボックストイレ（5個/箱）	1,170	個	30	30	30	30	30		30	30	30	30	30
	⑪	マンホールトイレ	79	個	1	2	1	2	1		1		1		
	⑪	マンホールトイレ（テント付）	18	個							1				
	⑪	簡易組立トイレ（手すり付き）	27	個				2							
		トイレ用テント	255	個	5	6	6	6	6		6	5	6	5	5
		トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242	箱	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2
		ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875	個	175	175	175	200	175	175	175	175	175	175	175
	⑪	トイレレットペーパー	418	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		トイレレットペーパー（マンホールトイレ用）	700	個	50	50	50	50							
		マンホールトイレ消耗品（トイレレットペーパー除く。）	14	セット	1	1	1	1							
		綿棒	8,200	本	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4	4	4	4	4	4	1	4	1	4
		ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4	4	4	4	4	4	1	4	1	4
		サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470	本											
		防護服（大阪府）	2,000	着											
		蓋付きゴミ箱	84	個	1	1	1	1	1	1	1		1		1
		手指消毒アルベットのα 1ℓ/1本 10本/1箱	250	本	1	1	1	1	1	1	1		1		1
		ハンドジェル 500ml/本	273	本	4	4	4	4	4	4	4		4		4
		消毒用エタノールIP 500ml/1本 20本/1箱	406	本											
避難関係	⑫	ヘルメット（避難所用）	410	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258	個											
		ヘルメット（破棄予定）	18	個											
	⑫	四つ折り担架	43	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		担架	10	個											
	⑫	リヤカー	41	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		リヤカー	1	個											
	⑫	呼び笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	⑫	レインコート	428	着	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	⑫	避難誘導ボタン	436	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
要配慮者		避難誘導用矢印方向板	34	枚	4	2	2	2		2					
	⑫	大型救急箱50人用（各所2個）	80	個	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2
	⑫	おんぶたいプラス	44	個	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1
	⑪	おむつ（大人用）	2,445	枚									1		
	⑪	おむつ（小児用）	1,227	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）H28.02購入	946	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）R4.11購入	387	枚											43
	⑪	生理用品（10年保存）R6.10購入	430	枚											
	⑪	生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720	枚	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	
	⑪	ほ乳瓶	79	本											
		使い切りほ乳ボトル（Chu-bo!）	80	個											
	⑪	粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1	式											
	⑪	液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1	式											

災害用備蓄状況			備蓄数		第三中	寺池台小	伏山台小	錦郡小	彼方小西	支援学校	市民会館	東公民館	中央公園	金剛公園	福祉会館
居住関係		簡易間仕切りH=1.2m	1,104 個		8	12	8	12			12	4	8	4	8
		簡易間仕切り（２ルーム）H=1.2m	655 個												
		簡易間仕切りH=1.8m + 屋根	410 個												
		プライベートルーム	64 枚												
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱	580 枚		10	10	10	10	10						10
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱	65 枚												
		段ボールベッド	523 個		5	5	5	5	5						5
		ポンプインエアマット	190 個		10	10	10	10		10					
		ベビー用段ボールベット（コンビ）	45 個												
	⑮	毛布（真空圧縮）	3,794 枚		40	40	30	30	10	30	28	30	29	10	30
	⑪	毛布（真空圧縮）	734 枚												
		毛布	2,505 枚											30	
	⑮	タオル（非常用圧縮） 1パック 20枚	3,890 枚		100	100	100	60	100	80	100	100		100	100
		タオル	1,149 枚												
		冷感タオル（120枚/箱）	7,260 枚		120	120	120	120	120	120	120		120		120
		ペーパータオル（30包/箱）	850 包		30	30	30	30	10	30	10		10		10
		マスク（大阪府）	2,000 枚												
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール	80,700 枚		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	100	2,000	100	2,000
		N95マスク 160枚/1ダンボール	2,300 枚												
		フェイスシールド（大阪府）	200 枚												
		フェイスシールド	145 枚		3	3	3	3	3	3	3		3		3
		箱ティッシュ	6,900 個		60	60	60	60	60	60	60		60		60
		サーキュレーター	42 台		1	1	1	1	1	1	1		1		1
		巻き尺（居住面積等計測用）	42 台		1	1	1	1	1	1	1		1		1
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）	39 枚		1	1	1	1	1	1			1		1
		避難所設営シールセット	86 セット		2	2	2	2	2	2	2		2		2
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）	250 巻		5	5	5	5	5	5	5		5		5
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお待ちください。）	189 巻		4	4	4	4	4	4	4		4		4
		ゴミ袋（半透明）	6,600 枚		140	140	140	140	140	140	140	10	140	10	140
		養生テープ ※ 居住面積等表示用	860 巻		20	20	20	20	20	20	20		20		20
通信		MCA防災無線（避難所運営用）	45 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		特設公衆電話用配線	98 本		3	3	2	2	2	3	2	1	1	1	1
		電話機（特設公衆電話用）	96 台		3	3	2	2	2	3	2	1	1	1	1
電気関係	⑮	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む	44 台		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑮	カセットガス（エネポ用）	1,073 本		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
		オイル充填用ボトルと説明書	41 本		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑮	ハロゲンライトセット	82 個		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	⑮	コードリール	61 個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	⑮	メガホン・サイレン付	87 個		2	2	2		2	2	2	2	2	2	2
	⑮	ラジオライト手巻き・ソーラー発電	437 個		10	10	10	9	10	10	10	10	10	10	10
		テレビ	34 台		1	1	1	1	1		1				
備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)			42 個		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拠点救護所関係		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）	5 台												
		担架ベッド（ふるさと納税活用）	5 台												
		車いす（ふるさと納税活用）	5 台												
		松葉杖（ふるさと納税活用）	5 組												
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）	5 個												
		簡易ベッド	25 個												
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）	5 組												
		発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）	5 台												

災害用備蓄状況			備蓄数		総合体 育	かがり 郷	彼方 保	J A 彼方	青葉 幼稚園	TONPAL	初富学 校	亀の井 ホテル	大谷大学	
													23号館	体育館
食料品	⑪	保存食（大食）わかめご飯	1,550	食										
	⑪	保存食（大食）山菜おこわ	1,400	食	50			50	50					
	⑪	保存食（大食）たけのこご飯	1,550	食		50				50	50		150	
	⑪	保存食（大食）きのこご飯	1,400	食										
	⑪	保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050	食	50	50		200	50	50	50		100	
	⑪	保存食（個食）白飯	600	食										
	⑪	保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160	食										
		ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36	箱	1	1		1	1				1	
		備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252	箱	5	5		15	5	5	5		10	
		備蓄水（1箱6本入 2ℓ/本） R03.08寄付	61	箱		5		15					5	
		水タンク 1000ℓ	35	個	1	1		1						
衛生用品	⑪	ボックストイレ（5個/箱）	1,170	個	30	30		30	30	15	5		30	
	⑪	マンホールトイレ	79	個	1			1					2	
	⑪	マンホールトイレ（テント付）	18	個		1								
	⑪	簡易組立トイレ（手すり付き）	27	個										
		トイレ用テント	255	個	6	5		5	5		5		10	
		トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242	箱	2	2		2	2	1	2		5	
		ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875	個	175	175		175	200	200	200		200	
	⑪	トイレットペーパー	418	個	10	10		18	10	10	10		10	
		トイレットペーパー（マンホールトイレ用）	700	個										
		マンホールトイレ消耗品（トイレットペーパー除く。）	14	セット										
		綿棒	8,200	本	200	200		200	400	200	200			
		ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4		4	4	4	4		4	
		ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4		4	4	4	4		4	
		サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470	本										
		防護服（大阪府）	2,000	着										
		蓋付きゴミ箱	84	個	1	1		1	1	1	1		1	
		手指消毒アルベツトα 1ℓ/1本 10本/1箱	250	本	1	1		1	1	1	1		1	35
		ハンドジェル 500ml/本	273	本	4	4		4	4		4		4	
		消毒用エタノールIP 500ml/1本 20本/1箱	406	本										80
避難関係	⑬	ヘルメット（避難所用）	410	個	10	10		10	10	10			10	
		ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258	個				14						
		ヘルメット（破棄予定）	18	個										
	⑬	四つ折り担架	43	個	1	1		2	1	1			1	
		担架	10	個				1						
	⑬	リヤカー	41	個	1	1		1	1				1	
		リヤカー	1	個										
	⑬	呼び笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430	個	10	10		10	10	10	10		10	
	⑬	レインコート	428	着	10	10		10	10	10			10	
	⑬	避難誘導ボタン	436	個	10	10		10	10	10			10	
要配慮者		避難誘導用矢印方向板	34	枚							2			
	⑬	大型救急箱50人用（各所2個）	80	個	2	2		2	2	2			2	
	⑬	おんぶたいプラス	44	個	1	1		1	1	1			1	
	⑪	おむつ（大人用）	2,445	枚										
	⑪	おむつ（小児用）	1,227	枚										
	⑪	生理用品（10年保存）H28.02購入	946	枚										
	⑪	生理用品（10年保存）R4.11購入	387	枚		43								
	⑪	生理用品（10年保存）R6.10購入	430	枚										
	⑪	生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720	枚	43			43	43	43	43		43	
	⑪	ほ乳瓶	79	本										
		使い切りほ乳ボトル（Chu-bo!）	80	個										
	⑪	粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1	式										
	⑪	液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1	式										

災害用備蓄状況				備蓄数	総合体 育	かがり 郷	彼方 保	J A 彼方	青葉 幼稚園	TONPAL	初富学 校	亀の井 ホテル	大谷大学	
													23号館	体育館
居住関係		簡易間仕切りH=1.2m		1,104 個	8	8		12	8	4			16	
		簡易間仕切り（2ルーム）H=1.2m		655 個										
		簡易間仕切りH=1.8m + 屋根		410 個										
		プライベートルーム		64 枚										
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱		580 枚				10					10	26
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱		65 枚										
		段ボールベッド		523 個				5					5	18
		ポンプインエアマット		190 個				10			9			
		ベビー用段ボールベット（コンビ）		45 個										
	⑬	毛布（真空圧縮）		3,794 枚	30	30		30			8		50	
	⑪	毛布（真空圧縮）		734 枚					30	20				150
		毛布		2,505 枚										
	⑬	タオル（非常用圧縮）1パック 20枚		3,890 枚	100	100		60	100	100			100	
		タオル		1,149 枚				29						
		冷感タオル（120枚/箱）		7,260 枚	120	120		120	120	120	120		120	
		ペーパータオル（30包/箱）		850 包	10	10		30	10	30	10		10	
		マスク（大阪府）		2,000 枚										
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール		80,700 枚	2,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000		2,000	
		N95マスク 160枚/1ダンボール		2,300 枚										
		フェイスシールド（大阪府）		200 枚										
		フェイスシールド		145 枚	3	3		3	3	3	3		3	
		箱ティッシュ		6,900 個	60	60		60	60	60	60		60	
		サーキュレーター		42 台	1	1		1	1	1	1		1	
		巻き尺（居住面積等計測用）		42 台	1	1		1	1	1	1		1	
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）		39 枚	1	1		1	1	1	1		1	
		避難所設営シールセット		86 セット	2	2		2	2	2	2		2	
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）		250 巻	5	5		5	5	5	5		5	
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお待ちください。）		189 巻	4	4		4	4	4	4		4	
		ゴミ袋（半透明）		6,600 枚	140	140		140	140	140	140		140	
		養生テープ ※ 居住面積等表示用		860 巻	20	20		20	20	20	20		20	
通信		MCA防災無線（避難所運営用）		45 台	1	1	1		1		1	1	1	
		特設公衆電話用配線		98 本	3	1	1		1	1	3	1	2	
		電話機（特設公衆電話用）		96 台	3	1		1	1	1	3		2	
電気関係	⑬	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む		44 台	1	1		1	1	1			1	
	⑬	カセットガス（エネポ用）		1,073 本	24	24		24	24	24			24	
		オイル充填用ボトルと説明書		41 本	1	1		1	1	1			1	
	⑬	ハロゲンライトセット		82 個	2	2		2	2	2			2	
	⑬	コードリール		61 個	1	1		3	1	1			1	
	⑬	メガホン・サイレン付		87 個	2	2		2	2	2			2	
	⑬	ラジオライト手巻き・ソーラー発電		437 個	10	10		10	10	10			10	
拠点 救護 所 関係		テレビ		34 台			1	1	1		1			
		備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)		42 個	1	1		1	1	1	1		1	
		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）		5 台										
		担架ベッド（ふるさと納税活用）		5 台										
		車いす（ふるさと納税活用）		5 台										
		松葉杖（ふるさと納税活用）		5 組										
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）		5 個										
		簡易ベッド		25 個										
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）		5 組										
		発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）		5 台										

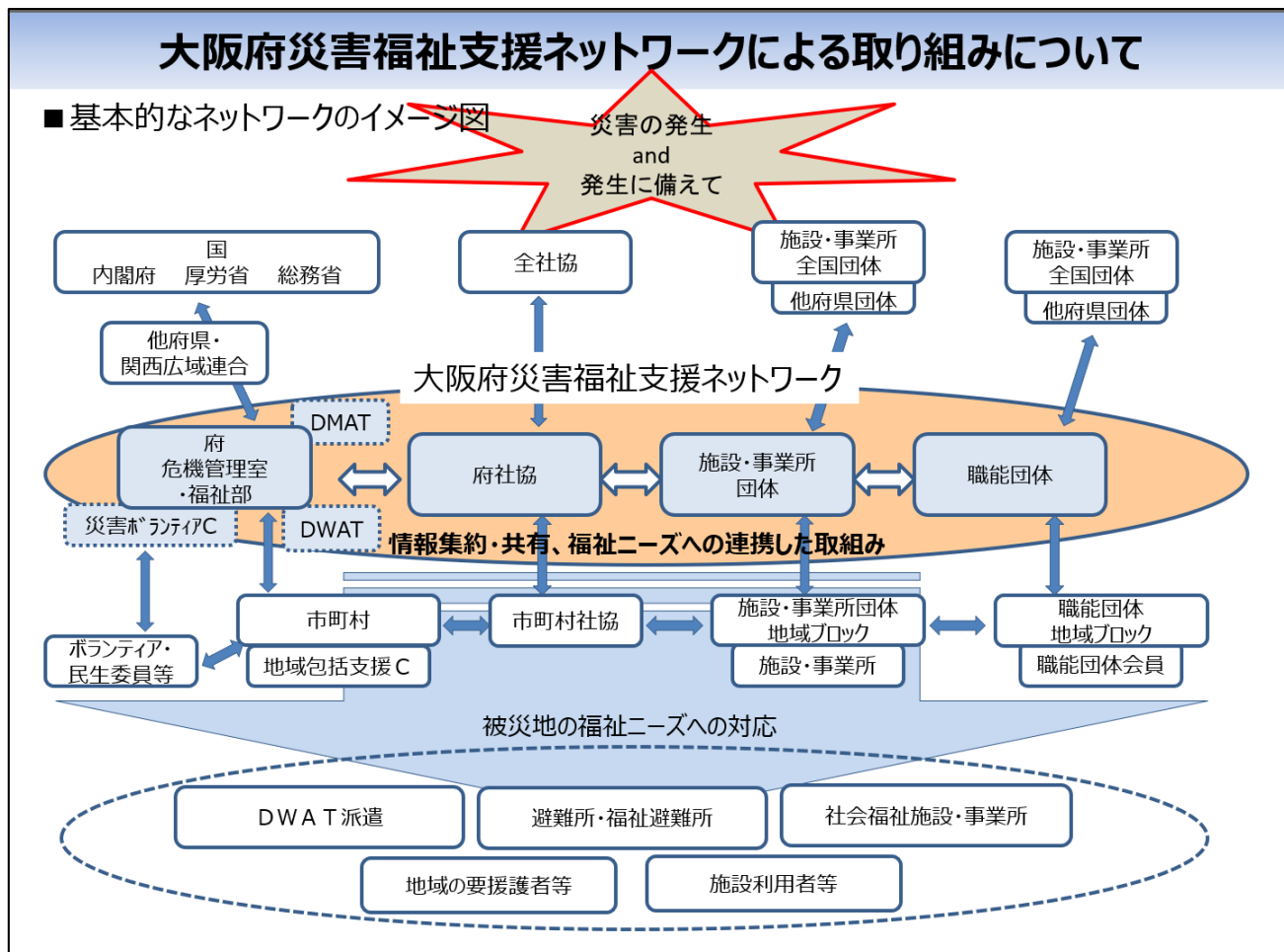
災害用備蓄状況			備蓄数		結のぞみ	けあばる	きらめき	集会所等	児童館	東条小	藍野大学
食料品	⑪	保存食（大食）わかめご飯	1,550	食	50						
	⑪	保存食（大食）山菜おこわ	1,400	食							
	⑪	保存食（大食）たけのこご飯	1,550	食		50					
	⑪	保存食（大食）きのこご飯	1,400	食							
	⑪	保存食（個食4種）マジックライスR01～	6,050	食	50	50		250			
	⑪	保存食（個食）白飯	600	食							
	⑪	保存食（個食）白かゆ（レトルト）	160	食							
		ビスコ（缶）10缶/箱、6袋/缶、5枚/袋入	36	箱	1	1					
		備蓄水（1箱24本入 490ml/本）	252	箱	5	5	1	10			
		備蓄水（1箱6本入 2 $\frac{2}{3}$ l/本） R03.08寄付	61	箱	5						
衛生用品		水タンク 1000ℓ	35	個		1			1		
	⑪	ボックストイレ（5個/箱）	1,170	個	30	30		25			
	⑪	マンホールトイレ	79	個	1						
	⑪	マンホールトイレ（テント付）	18	個							
	⑪	簡易組立トイレ（手すり付き）	27	個	1				1		
		トイレ用テント	255	個	6	6			5		
		トイレ用消耗品セット（凝固剤と袋各100個）	242	箱	2	2		5			
		ウェットティッシュ 200個/1箱	16,875	個	200	200					
	⑪	トイレットペーパー	418	個	10	10					
		トイレットペーパー（マンホールトイレ用）	700	個							
		マンホールトイレ消耗品（トイレットペーパー除く。）	14	セット							
		綿棒	8,200	本	200	400					
		ニトリル手袋（M）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4					
		ニトリル手袋（L）（片手100枚/箱）	162	箱	4	4					
		サランラップ【日赤寄付受け（防災フェア余り）】	470	本							
		防護服（大阪府）	2,000	着							
		蓋付きゴミ箱	84	個	1	1					
		手指消毒アルベットのα 1ℓ/1本 10本/1箱	250	本	1	1					
		ハンドジェル 500ml/本	273	本	4	4					
		消毒用エタノールIP 500ml/1本 20本/1箱	406	本							
避難関係		次亜塩素酸噴霧器（ボトル）	131	本	3	2					
		キッチンハイター	43	本	1	1					
		ポンプ式ハンドソープ	132	本	3	3					
	⑮	ヘルメット（避難所用）	410	個	10	10					
		ヘルメット（予備）（旧タイプ）	258	個							
		ヘルメット（破棄予定）	18	個							
	⑮	四つ折り担架	43	個	1	1					
		担架	10	個							
	⑮	リヤカー	41	個	1	1					
		リヤカー	1	個							
要配慮者	⑮	呼び笛 ※収納ボックス保管品目表にも記載	430	個	10	10					
	⑮	レインコート	428	着	10	10					
	⑮	避難誘導ボタン	436	個	10	10					
		避難誘導用矢印方向板	34	枚							
	⑮	大型救急箱50人用（各所2個）	80	個	2	2					
	⑮	おんぶたいプラス	44	個	1	1					
	⑪	おむつ（大人用）	2,445	枚							
	⑪	おむつ（小児用）	1,227	枚							
	⑪	生理用品（10年保存）H28.02購入	946	枚							
	⑪	生理用品（10年保存）R4.11購入	387	枚		43					
	⑪	生理用品（10年保存）R6.10購入	430	枚							
	⑪	生理用品（10年保存）R7.7購入	1,720	枚	43						
	⑪	ほ乳瓶	79	本							
		使い切りほ乳ボトル（Chu-bo!）	80	個							
	⑪	粉ミルク（27g×30×2×2箱）2025.04	1	式							
	⑪	液体ミルク 200ml×100缶 2024.06	1	式							

災害用備蓄状況			備蓄数		結の ぞみ	けあ ばる	きら めき	集会 所等	児童 館	東条 小	藍野 大学
居住 関係		簡易間仕切りH=1.2m	1,104 個		8	4					
		簡易間仕切り（2ルーム）H=1.2m	655 個								
		簡易間仕切りH=1.8m + 屋根	410 個								
		プライベートルーム	64 枚								
		災害時用段ボールパーテーション 2枚/1箱	580 枚		10	10					
		災害時用段ボールパーテーション 1枚/1箱	65 枚			5					
		段ボールベッド	523 個		5						
		ポンプインエアマット	190 個		10						
		ベビー用段ボールベット（コンビ）	45 個								
	⑩	毛布（真空圧縮）	3,794 枚								
	⑪	毛布（真空圧縮）	734 枚		30	30		100			
		毛布	2,505 枚								
	⑩	タオル（非常用圧縮）1パック 20枚	3,890 枚		100	100					
		タオル	1,149 枚								
		冷感タオル（120枚/箱）	7,260 枚		120	120					
		ペーパータオル（30包/箱）	850 包		30	10					
		マスク（大阪府）	2,000 枚								
	⑪	マスク 2,000枚/1ダンボール	80,700 枚		2,000	2,000		500			
		N95マスク 160枚/1ダンボール	2,300 枚								
		フェイスシールド（大阪府）	200 枚								
		フェイスシールド	145 枚		3	3					
		箱ティッシュ	6,900 個		60	60					
		サーキュレーター	42 台		1	1					
		巻き尺（居住面積等計測用）	42 台		1	1					
		居住面積表示用ブルーシート（3m×3m）	39 枚		1	1					
		避難所設営シールセット	86 セット		2	2					
		ポリエチレン粘着テープ（立入禁止）	250 巻		5	5					
		ポリエチレン粘着テープ（こちらでお持ちください。）	189 巻		4	4					
		ゴミ袋（半透明）	6,600 枚		140	140					
		養生テープ ※ 居住面積等表示用	860 巻		20	20					
通信		MCA防災無線（避難所運営用）	45 台		1					1	
		特設公衆電話用配線	98 本		3	2					
		電話機（特設公衆電話用）	96 台		3	2					
電気 関係	⑩	発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W※オイル含む	44 台		1	1					
	⑩	カセットガス（エネポ用）	1,073 本		24	24					
		オイル充填用ボトルと説明書	41 本		1	1					
	⑩	ハロゲンライトセット	82 個		2	2					
	⑩	コードリール	61 個		1	1					
	⑩	メガホン・サイレン付	87 個		2	2					
	⑩	ラジオライト手巻き・ソーラー発電	437 個		10	10					
		テレビ	34 台			1					
備品収納ボックス(筆記用具や避難者名簿など)			42 個		1	1					
拠点 救護 所 関係		折りたたみベッド（ふるさと納税活用）	5 台								
		担架ベッド（ふるさと納税活用）	5 台								
		車いす（ふるさと納税活用）	5 台								
		松葉杖（ふるさと納税活用）	5 組								
		LEDヘッドライト（ふるさと納税活用）	5 個								
		簡易ベッド	25 個								
		カセットガス・オイル（エネポ用 寄贈）	5 組								
		発電機（ガス）エネポ EU9iGB 900W（寄贈）	5 台								

Ⅱ-32 支援物資保管（物資集積場）

施設名	所在地	電話番号
市民総合体育館	富田林市美山台4-1	24-2265

Ⅱ-33 大阪府災害福祉広域支援ネットワークによる取り組みについて



（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-34 帰宅困難者支援施設（災害時帰宅支援ステーション）

施設名	所在地	電話番号
観光交流施設 きらめきファクトリー	富田林市本町 19-8	24-5500

□災害時帰宅支援ステーション事業の概要

大規模災害により交通が途絶したときに、協定を締結している事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施する。

また、各店舗には下図の災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを掲出し、広く住民の皆さんにこの取り組みを周知する。

【具体的な支援内容】

- ・ 水道水及びトイレの提供
- ・ 通行可能な道路等の情報の提供 等

【対象地域】

滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、徳島県及び三重県の府県市域

【協力事業者】

29事業者

【登録店舗数】

12,416店舗（令和6年11月1日現在）



（資料）関西広域連合ホームページ

Ⅱ-35 地域別自主防災組織の現況

(令和7年度)

No.	結成	組 織 名	会員数	管轄世帯数
1	H9. 9	南甲田地区自主防災組織	27	645
2	H9. 10	久野喜台一丁目地区自主防災組織	16	240
3	H9. 10	上佐備町会自主防災モデル地区組織会	16	68
4	H9. 10	東条地区10町連合会自主防災組織	39	540
5	H9. 11	川向町地区自主防災組織	19	220
6	H10. 4	若松町一丁目町会自主防災組織	22	500
7	H10. 5	富田林町自主防災会	46	510
8	H10. 6	高辺台一丁目自主防災組織会	30	540
9	H10. 10	北寿美ヶ丘自主防災組織会	29	83
10	H12. 3	セントポリア金剛東自主防災組織	25	368
11	H12. 4	山中田町会自主防災組織	19	550
12	H12. 8	伏山町地区自主防災組織	32	330
13	H12. 8	メゾンドールウイングヒルズ自主防災会	36	703
14	H17. 3	津々山台一丁目第一自治会自主防災組織	20	159
15	H18. 3	須賀台地区自主防災委員会	15	180
16	H18. 4	横山自主防災会	30	83
17	H19. 3	不動ヶ丘自主防災会	29	235
18	H19. 6	津々山台四丁目自主防災会	10	115
19	H19. 8	須賀西町会自主防災会	47	445
20	H20. 2	楠住宅連合会自主防災会	13	232
21	H20. 2	嬉桜ヶ丘防災会	2	78
22	H20. 10	たかさん自主防災会	32	84
23	H21. 1	彼方自主防災会	31	171
24	H21. 1	昭和町二丁目自主防災会	11	109
25	H21. 4	元町町会防災会	32	66
26	H21. 4	南別井自主防災隊	34	93
27	H21. 5	寿美ヶ丘町会自主防災会	40	301
28	H21. 10	イトーピア金剛東グランヒルズ防災組織	16	198
29	H22. 2	宮町自主防災会	26	170
30	H22. 3	中野町自主防災会	25	450
31	H22. 9	東板持町自主防災会	55	112
32	H23. 2	若松町連合町会自主防災会	92	1,200
33	H24. 3	錦織錦聖町自主防災会	50	382
34	H24. 3	錦織高砂町自主防災会	29	180
35	H24. 5	錦織高橋町会自主防災会	15	120

No.	結成	組 織 名	会員数	管轄世帯数
36	H24. 5	寿町青山台自主防災会	42	48
37	H24. 5	錦織南町自主防災会	45	214
38	H24. 6	東本町自主防災会	62	125
39	H24. 7	嬉町自主防災会	21	77
40	H24. 8	錦織本町自主防災会	12	60
41	H24. 9	錦織西町自主防災会	40	55
42	H24. 12	ファミリー金剛ヒルズソシエテ自主防災班	13	107
43	H25. 1	ハロータウン金剛富田林自主防災会	76	77
44	H25. 1	南旭ヶ丘町防災会	20	460
45	H25. 4	高辺台二丁目自主防災会	16	451
46	H25. 7	南大伴町会自主防災会	26	410
47	H26. 1	金剛錦織台自主防災会	7	265
48	H26. 1	津々山台 3 丁目 B 自治会自主防災会	13	148
49	H26. 4	藤沢台七丁目自主防災会	13	328
50	H26. 6	錦織北町自主防災会	25	188
51	H26. 4	府宮板持住宅自治会自主防災会	11	380
52	H26. 7	向陽台五丁目自治会自主防災会	13	59
53	H26. 4	小金台四丁目自主防災会	15	161
54	H26. 12	青山台自主防災会	43	137
55	H27. 4	平町一丁目自主防災会	18	120
56	H27. 6	寿町二丁目町会自主防災組織	40	430
57	H27. 6	中野若葉町自主防災会	7	53
58	H27. 7	北別井自主防災会	5	90
59	H27. 8	須賀東自主防災会	14	650
60	H27. 10	北大伴町自主防災会	41	198
61	H27. 12	かがり台自主防災会	58	318
62	H28. 7	山手町自主防災会	8	330
63	H29. 1	清水町第一町会自主防災会	12	250
64	H29. 1	清水町第二町会自主防災会	13	492
65	H29. 1	清水町第四町会自主防災会	12	333
66	H29. 10	平町二丁目自主防災会	13	71
67	H29. 12	寺池台三丁目自主防災会	12	320
68	H30. 9	久野喜台二丁目自主防災会	11	178
69	H30. 9	喜志町（一丁目～五丁目）自主防災会	39	1,000
70	H30. 11	楠風台自治会自主防災会	54	450
71	H30. 12	伏見堂自主防災会	42	76
72	H30. 10	ガーデンハウス藤沢台第2住宅自主防災会	9	177
73	H31. 4	錦織東町自主防災会	14	124

No.	結成	組 織 名	会員数	管轄世帯数
74	R1. 7	西板持町自主防災会	52	640
75	R1. 11	伏山聖ヶ丘地区自主防災会	22	187
76	R2. 1	向陽台四丁目第 1 自主防災組織	8	87
77	R2. 12	五軒家自主防災会	15	620
78	R3. 11	新家町自主防災会	136	83
79	R4. 8	藤沢台六丁目防災委員会	10	410
80	R5. 8	加太町会自主防災会	24	410
81	R6. 11	桜ヶ丘町自主防災組織	10	196
82	R7. 2	こんふし会	11	313
83	R7. 2	宮甲田自主防災会	22	330
84	R7. 3	錦ヶ丘宮林自主防災会	12	164
85	R7. 4	楠町自治会防災部会	8	340
86	R7. 7	富美ヶ丘町自主防災会	11	319
87	R8. 2	ライオンズマンション金剛寺池台自主防災会	11	144

Ⅱ-36 大阪府「災害時におけるボランティア活動支援制度」の概要

1 趣 旨

大阪府域において地震・台風などによる大規模な災害が発生した場合に、府内外からのボランティアが、被災地等において円滑にボランティア活動ができるよう、その活動環境の整備を図る。

2 主な事業内容

- ① 災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、（福）大阪府社会福祉協議会や市町村などと連携し、ボランティアの需給調整を行う窓口を開設し、登録を行うとともに、ボランティア情報を提供する。
- ② 災害発生時のボランティア活動が円滑に行えるよう、府域でのボランティア活動が可能な団体を事前に登録する。
- ③ 登録ボランティアのボランティア活動中の事故に備え、活動参加者に保険に加入していただき、その保険料を府が負担する。
- ④ （福）大阪府社会福祉協議会などと連携し、登録ボランティアを対象に、研修・講習会を実施する。

3 制度の対象となるボランティアの活動向容

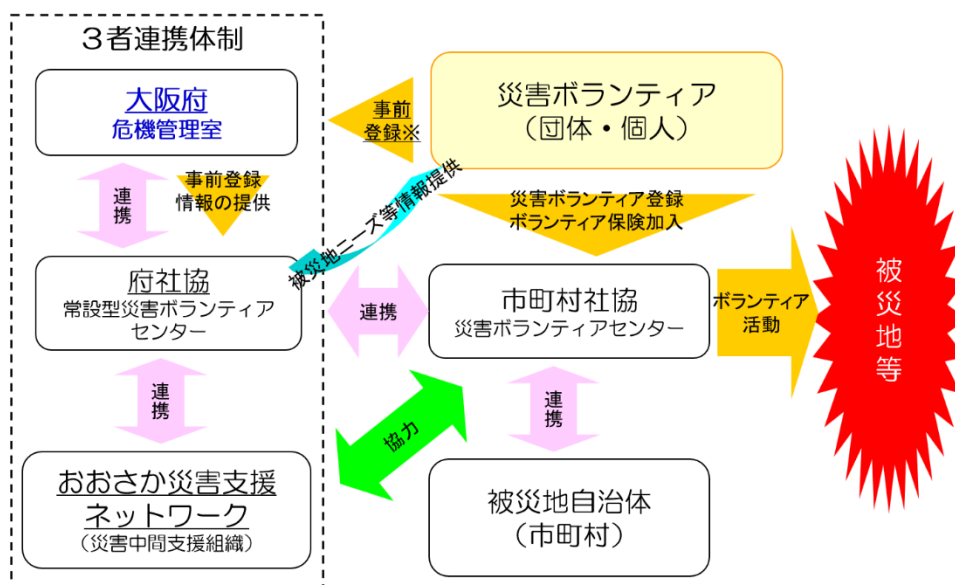
- ① 被災者に対する炊き出し
- ② 救助物資の仕分け・配付
- ③ 避難所運営
- ④ 高齢者・障がい者などの要配慮者への援助
- ⑤ 外国人に対する支援
- ⑥ 被災住宅に対する支援
- ⑦ その他被災者に対する支援活動

4 要 綱

災害時におけるボランティア活動支援要綱（平成9年3月31日施行、令和6年6月20日改正）

5 ボランティア活動のフロー図（災害時）

災害時におけるボランティア活動支援のフロー図



（資料）大阪府ホームページ

Ⅱ-37 主なボランティア活動推進機関

広域ボランティア活動推進機関

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
大阪府ボランティア・市民活動センター(大阪府社会福祉協議会)	大阪府中央区 中寺 1-1-54	大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9631	06-6762-9679	地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線 谷町六丁目駅
大阪ボランティア協会	大阪府中央区 谷町 2-2-20	市民活動スクエア「CANVAS谷町」	06-6809-4901	06-6809-4902	地下鉄谷町線 谷町4丁目駅
大阪市ボランティア情報センター(大阪市社会福祉協議会)	大阪府天王寺区 東高津町 12-10	大阪市立社会福祉センター内	06-6765-4041	06-6765-5618	地下鉄谷町線・千日前線 谷町九丁目駅、近鉄大阪線 上本町駅、JR大阪環状線 鶴橋駅
日本赤十字社 大阪府支部	大阪府中央区 大手前 2-1-7	大阪赤十字会館内	06-6943-0708	06-6941-2038	京阪電車、地下鉄 谷町線 天満橋駅

市町村ボランティアセンター(南河内地域)

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
富田林市ボランティアセンター(事務所)	富田林市宮甲 田町9-9	富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230	近鉄河内長野線 川西駅
河内長野市社会福祉協議会ボランティアセンター	河内長野市大 師町663-1	イズミヤ河内長野店内	0721-65-0133	0721-65-0143	南海高野線・近鉄 長野線 河内長野駅
松原市社会福祉協議会 まつばらボランティアセンター	松原市阿保 1-1-1	松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294	近鉄南大阪線 河内松原駅
羽曳野市ボランティアセンター	羽曳野市誉田 4-1-1	羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853	近鉄南大阪線 古市駅
藤井寺市社会福祉協議会ボランティアセンター	藤井寺市北岡 1-2-8	藤井寺市立福祉会館(ふれあいセンター)	072-938-8220	072-938-8221	近鉄南大阪線 藤井寺駅

名 称	所在地		電話番号	F A X 番号	最寄り駅
大阪狭山市ボランティアセンター	大阪狭山市 今熊1-85	大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	南海高野線 金剛駅
太子町ボランティアセンター	太子町大字 春日963-1	町立総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111	近鉄南大阪線 上ノ太子駅
河南町ボランティアセンター	河南町大字 白木1371	保健福祉センター（かなんぴあ）内	0721-93-6299	0721-93-5299	近鉄長野線 富田林駅から 金剛バス役場前
千早赤阪村ボランティアセンター	千早赤阪村 大字二河原辺 8-1		0721-72-0294	0721-70-2037	近鉄富田林駅から 金剛バス楠公 誕生地前

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-38 災害ボランティア拠点一覧表

災害ボランティアセンター

設置主体	所在地	電話番号	備考
富田林市社会福祉協議会	富田林市宮甲田町9-9	25-8200	市内の被災状況により、その都度市と協議し、決定する。 災害V C設置場所が想定の場所で適当かを災害範囲と照らしあわせて柔軟に対応する。

災害ボランティア活動拠点

施設名	所在地	電話番号	備考
すばるホール	富田林市桜ヶ丘町2-8	25-0222	

Ⅱ-39 し尿処理施設等

(令和8年1月現在)

名 称	所 在 地	処理能力
南河内環境事業組合 資源再生センター	大阪狭山市 東池尻六丁目1622番地の1	し尿 28kℓ/日 浄化槽汚泥 49kℓ/日 計 77kℓ/日

Ⅱ-40 ごみ処理施設等

(1) ごみ処理施設

(令和8年1月現在)

名 称	所 在 地	焼却能力	粗大ゴミ処理能力
南河内環境事業組合 第1清掃工場	富田林市 大字甘南備2345番地	300t / 24h (150t / 24h×2基)	回転式50t / 5h 1基
南河内環境事業組合 第2清掃工場	河内長野市 日野1564-3	190t / 24h (95t / 24h×2基)	回転式30t / 5h 1基 剪断式 5t / 5h 1基

(2) ごみ関係車両

(令和8年1月現在)

車 種		積載量（ t ）	台数	用 途
特殊 架装 車	バックマスター	2	5	資源ごみ収集、ふれあい収集
	プレスパック	2	2	臨時ごみ、町会清掃、 ふれあい収集予備車
	ダンプ	2	1	不法投棄家電の搬出、不法投棄収集
軽トラック		0. 35	1	死獣回収、ハチ駆除
軽ダンプ		0. 35	1	違反ごみの収集、不法投棄収集

Ⅱ-41 がれき処理施設等

(1) がれき処理施設

府域の広域的な廃棄物最終処分施設

名 称	位 置	施設の概要	受入れがれき
大阪湾広域臨海 環境整備センター (泉大津沖埋立処分場)	堺泉北港 泉大津市 夕凧町地先	面積 203ha 埋立容量 (海面埋立容量) 3,100万m ³ (うち、災害廃棄物・産業廃 棄物: 720万m ³)	廃棄材等の可燃物 を除く不燃物
大阪湾広域臨海 環境整備センター (大阪沖埋立処分場)	大阪港・ 大阪市此花 区北港緑地 地先	面積 95ha 埋立容量 1,400万m ³ (うち、災害廃棄物・産業廃 棄物: 530万m ³)	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (平成31年3月修正)」

大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ

(2) がれき廃材等仮置き場

施 設 名	所 在 地	電話番号
スポーツ公園	富田林市佐備2467-1	35-2121

Ⅱ-42 大阪府水防区域一覧表

河川	海岸	関係土木 事務所 工 営 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	
石川	左岸	富田林	藤井寺市 羽曳野市 河内長野市 富田林市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自石川橋 至西名阪自動車道上流90m 自西名阪自動車道上流290m 自西名阪自動車道上流410m 自西名阪自動車道上流740m 自西名阪自動車道上流820m 自近鉄橋梁下流150m 自近鉄橋梁上流240m 自南阪奈道路上流300m 自南阪奈道路上流930m 自河南橋下流440m 自河南橋 自喜志大橋上流400m 自喜志大橋上流810m 自川西大橋上流70m 自川西大橋上流420m	3,690	自昭和橋下流360m 自昭和橋上流100m 自南阪奈道路上流930m 自南阪奈道路上流1100m 自河南橋 自河南橋上流100m 自金剛大橋 自金剛大橋上流460m	1,190	4,880
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自千代田橋下流260m 自千代田橋 自千代田橋上流390m 自千代田橋上流500m	370	自新大黒橋 至南阪奈道路上流300m 自南阪奈道路上流1100m 自南阪奈道路上流1420m 自河南橋上流100m 自喜志大橋上流400m 自金剛大橋下流920m 自金剛大橋 自金剛大橋上流460m 自金剛大橋上流740m 自千代田橋下流600m 自千代田橋下流260m 自千代田橋 自千代田橋上流390m 自千代田橋上流500m 自町井大橋下流370m	7,030	7,400
	右岸	富田林 八尾	柏原市 羽曳野市 河南町 富田林市 河内長野市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自飛鳥川合流点 至臥龍橋 自南阪奈道路上流160m 自南阪奈道路上流220m 自梅川合流点 自梅川合流点上流280m 自千早川合流点 自千早川合流点上流100m 自金剛大橋上流180m 自金剛大橋上流720m	1,500	自千早川合流点上流100m 至新北橋上流90m	510	2,010
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自金剛大橋下流180m 至金剛大橋上流180m 自諸越橋下流480m 至町井大橋下流270m 自南阪奈道路 至南阪奈道路上流160m	2,810 160	2,970
佐備川	左岸	富田林	富田林市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			目大伴橋 至新旭橋 自鎌田橋 至板持橋上流30m 自甘城橋下流120m 至甘城橋(法定区間上流端)	1,070 120	1,190
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自大伴橋 至大伴橋上流70m 自新旭橋下流140m 至新旭橋上流310m 自鎌田橋 至清水橋	70 980	70 980
				堤防形態【築堤区 間】(流下能力)			自法定区間上流端下流50m 至法定区間上流端	50	50
宇奈田川	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)					

河川		関係土木 事務所 工 場 所	担 当 水防管理 団 体 名	種 別	A 特に重要な水防区域		B 重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)
					区 域	延長(m)	区 域	延長(m)	
千早川	左岸	富田林	富田林市 河南町 千早赤阪村	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 下東条橋下流150m 自 南大伴橋 至 上東條橋上流410m 自 上東阪橋上流180m 至 上東阪橋上流240m	1,230			1,230
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 岩井谷橋上流20m 至 岩井谷橋上流140m 自 八千代橋下流330m 至 八千代橋下流280m 自 八千代橋下流230m 至 八千代橋	400	自 葛城橋上流20m 至 赤坂大橋上流60m 自 甲取橋 至 出合橋上流210m	1,650	2,050
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 下東条橋上流100m 自 南大伴橋下流240m 至 南大伴橋	900			900
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 無名橋下流50m 至 無名橋上流30m 自 上東阪橋下流130m 至 上東阪橋下流60m 自 八千代橋下流330m 至 八千代橋下流200m 自 八千代橋下流50m 至 八千代橋	330	自 葛城橋上流70m 至 葛城橋上流370m 自 葛城橋上流510m 至 出合橋	1,320	1,650
梅川	左岸	"	河 南 町 太 子 町 富 田 林 市	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流70m	70	自 東山橋上流50m 至 東山橋上流260m	210	280
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 田久橋下流150m 至 田久橋下流40m 自 寺田橋下流120m 至 寺田橋上流60m 自 和田橋下流60m 至 和田橋上流20m	370	自 東山橋下流330m 至 東山橋上流50m 自 東山橋上流260m 至 新梅川橋下流190m 自 加納橋下流240m 至 加納橋	1,810	2,180
	右岸	"	"	堤防形態【築堤区 間】(流下能力)	自 石川合流点 至 石川合流点上流230m	230	自 中之橋下流310m 至 中之橋	310	540
				堤防形態【堀込区 間】(流下能力)	自 寺田橋下流120m 至 寺田橋上流20m 自 寺田橋上流170m 至 寺田橋上流310m 自 加納橋 至 和田橋上流90m 自 無名橋 至 鳥川橋	980	自 東山橋 至 中之橋下流310m 自 中之橋 至 大宝橋上流60m 自 新梅川橋上流100m 至 田久橋下流70m 自 新梅川橋下流340m 至 新梅川橋	890 340	2,210
太井川	左岸	富田林	太 子 町	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 松本橋 至 松本橋上流240m 自 太井川橋下流180m 至 太井川小橋上流60m	630	630
	右岸	"	太 子 町 富 田 林 市	堤防形態【堀込区 間】(流下能力)			自 太井川橋下流30m 至 仏眼寺橋	990	990

(資料) 令和7年度 大阪府水防計画 (資料編)

Ⅱ-43 水位周知河川の水位到達情報

1. 水位情報周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

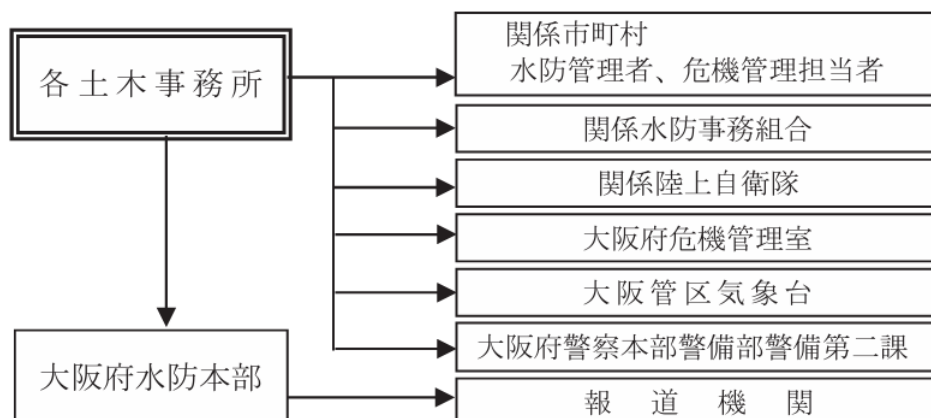
水位情報 周知河川	26河川 【余野川、箕面川、千里川、天竺川、兎川、高川、茨木川、山田川、芥川、女瀬川、 檜尾川、水無瀬川、天野川、穂谷川、船橋川、東除川、西除川、石津川、芦田川、 春木川、津田川、近木川、見出川、佐野川、樫井川、男里川】
--------------	---

2. 水位到達情報

知事が指定する水位周知河川について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に到達した場合
氾濫危険情報 （洪水特別警戒水位到達情報）	対象量水標で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合

3. 連絡系統図



※各土木事務所の代理で、水防本部から連絡する場合がある。

（資料）令和7年度 大阪府水防計画（本編）

Ⅱ-44 ため池防災関係水防区域

(1) 重要な防水ため池 (B級)

ため池名	所在地
新 池	富田林市富美ヶ丘町
寺 池	富田林市錦織北3丁目
須賀小池	富田林市須賀1丁目
久保堂池	富田林市新堂

(2) 要水防ため池 (C級)

ため池名	所在地
御観寺池	富田林市中野
六反池	富田林市新堂
太郎池	富田林市美山台
びわ池	富田林市桜ヶ丘町
丸 池	富田林市山中田町3丁目
寅ヶ池	富田林市別井4丁目
新 池	富田林市伏山3丁目
今 池	富田林市伏山3丁目
須賀大池	富田林市須賀1丁目
堤 池	富田林市錦織
奥ノ池	富田林市錦織
赤穂池	富田林市錦織
上ノ池	富田林市錦織
中之池	富田林市錦織
円満池	富田林市彼方
中ノ池	富田林市彼方
今 池	富田林市彼方
引谷池	富田林市彼方
垣内池	富田林市佐備
辰 池	富田林市喜志町
引谷池	富田林市廿山
上 池	富田林市伏山3丁目
新 池	富田林市錦織
下 池	富田林市伏山
宮林池	富田林市桜ヶ丘町
妙楽池	富田林市毛人谷
上ノ池	富田林市宮町1丁目
摺鉢池	富田林市宮町1丁目

ため池名	所在地
星ヶ池	富田林市喜志
喜志新池（真池）	富田林市喜志
粟ヶ池	富田林市粟ヶ池町
神楽池	富田林市喜志
田池（下ノ池）	富田林市宮町 1 丁目
巡礼池	富田林市桜ヶ丘町
嬉小池	富田林市大字嬉
272140274池	富田林市錦織

（資料） 令和7年度 大阪府水防計画（資料編）

Ⅱ-45 土砂災害危険箇所等集計表

土木事務所名	市町村名	土砂災害危険箇所 (平成15年3月公表)				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	地すべり等防止法の規定による指定区域 (平成26年3月31日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (令和7年10月1日現在)						
		急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	合 計			現象による区分						指 定 箇 所 合 計
								急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		
								警戒区域		警戒区域		警戒区域		
								警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域	警戒区域	
富田林	富田林市	43	60	5	108	2	1	158	157	40	30	1	0	199

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」、大阪府ホームページ

Ⅱ-46 土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

（令和7年10月1日現在）

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 （平成15年3月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 （現象：土石流） （令和7年10月1日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
I-214-001	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
I-214-002	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
I-214-003	石川		D21410030	石川右7	●	—	富田林市彼方
I-214-004	石川		D21410040	石川右8	●	●	富田林市彼方
I-214-005	石川						富田林市彼方
I-214-006	石川						富田林市伏見堂
I-214-007	佐備川		D21410070	佐備川左3	●	●	富田林市佐備
I-214-008	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
I-214-009	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
I-214-010	佐備川	佐備川第一支溪	対象外	—	—	—	富田林市龍泉
I-214-011	佐備川		D21410110	佐備川左6	●	●	富田林市龍泉
I-214-012	佐備川		D21410120	佐備川左7	●	●	富田林市龍泉
I-214-013	石川	横山北谷	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-014	石川	横山北谷左支溪	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-015	石川	横山北谷左支溪	対象外	—	—	—	富田林市横山
I-214-016	石川	横山中谷	D21410160	石川右16（横山中谷）	●		富田林市横山
I-214-017	石川	石川右支溪					富田林市横山
I-214-018	石川	横山南谷	D21410180	石川右18（横山南谷）	●	●	富田林市横山
I-214-019	佐備川	佐備川左支溪	D21410190	佐備川左9左一（佐備川左支溪）	●	●	富田林市甘南備
I-214-020	佐備川	佐備川左支溪	D21410200	佐備川左8（佐備川左支溪）	●	●	富田林市龍泉
I-214-021	佐備川	佐備川左支溪	D21410210	佐備川左9左二（佐備川左支溪）	●	●	富田林市甘南備
I-214-022	佐備川	佐備川第七支溪	D21410220	佐備川左9左三（佐備川第七支溪）	●		富田林市甘南備
I-214-023	石川	嬉川	D21410230	石川右19（嬉川）	●	●	富田林市嬉
I-214-024	石川	嬉川左第一支溪	D21410240	石川右20（嬉川左第一支溪）	●		富田林市嬉
I-214-025	石川	嬉川左第二支溪	D21410250	石川右21（嬉川左第二支溪）	●		富田林市嬉

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 土石流) (令和7年10月1日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
I-214-026	石川	末広川右第一支溪	D21410261	石川右22(1)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
			D21410262	石川右22(2)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
			D21410263	石川右22(3)(末広川右第一支溪)	●	●	富田林市嬉
I-214-027	石川	末広川右支溪					富田林市嬉
I-214-028	石川	末広川右第二支溪	D21410280	石川右25	●	●	富田林市嬉
I-214-029	佐備川	佐備川第二支溪	D21410290	佐備川右五(佐備川第二支溪)	●	●	富田林市甘南備
I-214-030	佐備川	佐備川第五支溪	対象外	—	—	—	富田林市甘南備
I-214-031	佐備川	甘南備川	D21410311	佐備川左12(1)(甘南備川)	●	●	富田林市甘南備
I-214-032	佐備川		D21410320	佐備川左9右四	●	—	富田林市甘南備
II-214-001	石川		D21420010	石川右12	●	●	富田林市伏見堂
II-214-002	佐備川		D21420020	佐備川右2	●	●	富田林市佐備
II-214-003	佐備川	佐備川第六支溪	D21420030	佐備川左9左四(佐備川第六支溪)	●	●	富田林市甘南備
II-214-004	佐備川		D21420040	佐備川左9左五	●	●	富田林市甘南備
II-214-005	佐備川		D21420050	佐備川左9左六	●	●	富田林市甘南備
II-214-006	石川		対象外	—	—	—	富田林市嬉
III-214-001	石川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
III-214-002	石川		D21430020	石川右5	○		富田林市彼方
III-214-003	石川		D21430030	石川右6	●		富田林市彼方
III-214-004	佐備川		D21430040	佐備川右1	●		富田林市佐備
III-214-005	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市佐備
III-214-006	石川		対象外	—	—	—	富田林市伏見堂
III-214-007	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市彼方
III-214-008	佐備川		D21430081	佐備川左1(1)	●	●	富田林市彼方
			D21430083	佐備川左1(3)	●	●	富田林市彼方
III-214-009	佐備川		D21430090	佐備川左9右一	●	●	富田林市甘南備
III-214-010	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
III-214-011	佐備川		D21430110	佐備川左9左九	●	●	富田林市甘南備
III-214-012	佐備川		D21430120	佐備川左9左七	●	●	富田林市甘南備
III-214-013	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 土石流) (令和7年10月1日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
Ⅲ-214-014	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-015	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-016	佐備川		D21430160	佐備川左10左一	●		富田林市甘南備
Ⅲ-214-017	佐備川		D21430170	佐備川右 4	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-018	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-019	佐備川		D21430190	佐備川左 9 右七	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-020	佐備川		対象外	—	—	—	富田林市甘南備
Ⅲ-214-021	佐備川		D21430210	佐備川左 9 右三	●	●	富田林市甘南備
Ⅲ-214-022	佐備川		D21430220	佐備川左11(石見川右支溪)	●	●	富田林市甘南備
			D38310260	佐備川左 2 (甘南備谷)	○	○	富田林市甘南備
富田林市 計			既往区域指定 (●)		38	29	
			新規区域指定 (○)		2	1	
	60	21	富田林市 計 (●+○)		40	30	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」、大阪府ホームページ

Ⅱ-47 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

（令和7年10月1日現在）

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 （平成15年3月公表）		地すべり等防止法の規定に よる指定区域 （平成21年3月24日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 に関する法律の規定による指定区域 （現象：地すべり） （令和7年10月1日現在）				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂 災害 警戒 区域	土砂 災害 特別 警戒 区域	
63	PL学園						富田林市喜志
64	蒲ダノ木谷	蒲ダノ木谷	J21400640	蒲ダノ木谷	○		富田林市甘南備
65	下赤坂城跡						富田林市
136	伏見堂						富田林市伏見堂
137	上佐備						富田林市佐備

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」、大阪府ホームページ

Ⅱ-48 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

（令和7年10月1日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 （平成15年3月公表）		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 （平成22年2月26日現在）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 （現象：急傾斜地の崩壊） （令和7年10月1日現在）				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	警戒区域 土砂災害	特別警戒区域 土砂災害	
11214317	寿美ヶ丘		k21400460	寿美ヶ丘	●	○	富田林市東板持町二丁目
11214318	錦聖		K21400510	錦聖	●	○	富田林市錦織南一丁目
11214319	滝谷不動北	滝谷不動北	K21401001	滝谷不動北－1	●	○	富田林市彼方
			K21401002	滝谷不動北－2	●	○	富田林市彼方
11214320	虎松		K21401551	虎松－1	●	●	富田林市須賀
			K21401552	虎松－2	●	●	富田林市須賀
11214321	横山		K21400600	横山	●	○	富田林市横山
11214322	嬉南		K21400650	嬉南	●	○	富田林市嬉
11214323	共栄北		K21400671	共栄北－1	●	○	富田林市甘南備
			K21400672	共栄北－2	●	○	富田林市甘南備
11214324	共栄東		K21400700	共栄東	●	○	富田林市甘南備
11214325	共栄南		K21400690	共栄南	●	○	富田林市甘南備
11214655	伏見堂		K21400590	伏見堂	●	○	富田林市伏見堂
11214656	甘南備	甘南備	K21401051	甘南備－1	●	●	富田林市甘南備
			K21401052	甘南備－2	●	●	富田林市甘南備
11214657	嬉		K21400640	嬉	●	○	富田林市嬉
11214820	彼方(1)		K21400540	彼方(1)－1	●	○	富田林市彼方
			K21400542	彼方(1)－2	●	○	富田林市彼方
11214821	龍泉(2)		K21400620	龍泉(2)	●	○	富田林市龍泉
12214036	楠風台		K21400500	楠風台	●	○	富田林市楠風台一丁目
12214037	ビーバーハウス						富田林市嬉
21214660	新堂(1)		K21400450	新堂(1)	●	○	富田林市新堂
21214661	廿山		K21400481	廿山－1	●	●	富田林市廿山
21214662	東板持町三丁目(1)		K21400470	東板持町三丁目(1)	●	○	富田林市東板持町三丁目
21214663	錦織北一丁目(1)		K21400490	錦織北一丁目(1)	●	○	富田林市錦織北一丁目

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (令和7年10月1日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
21214664	佐備(1)		K21400520	佐備(1)	●	○	富田林市佐備
21214665	佐備(2)		K21401020	佐備(2)	●	●	富田林市佐備
21214666	佐備(3)		K21400530	佐備(3)	●	○	富田林市佐備
21214667	彼方(2)		K21400550	彼方(2)	●	○	富田林市彼方
21214668	不動ヶ丘(1)		K21400561	不動ヶ丘(1) - 1	○	○	富田林市不動ヶ丘
			K21400562	不動ヶ丘(1) - 2	○	○	富田林市不動ヶ丘
21214669	不動ヶ丘(2)		K21400570	不動ヶ丘(2)	○	○	富田林市伏見堂
21214670	伏見堂(3)		K21400580	伏見堂(3) - 1	●	○	富田林市伏見堂
21214671	龍泉(1)		K21400611	龍泉(1)	●	○	富田林市龍泉
21214672	甘南備(2)		K21400660	甘南備(2)	●	○	富田林市甘南備
21214673	甘南備(3)		K21401060	甘南備(3)	●	●	富田林市甘南備
21214674	甘南備(5)		K21400680	甘南備(5)	●	○	富田林市甘南備
31214120	甘山		K21400030	甘山	●	●	富田林市大字甘山
31214121	桜ヶ丘町		K21400040	桜ヶ丘町	●	●	富田林市桜ヶ丘町
31214122	甘山二丁目						
31214123	東板持						富田林市大字佐備
31214124	佐備(4)		K21400060	佐備(4)	●	●	富田林市大字佐備
31214125	佐備(5)		K21400070	佐備(5)	●	●	富田林市佐備
31214126	佐備(6)		K21401310	佐備(6) A	●	●	富田林市佐備
31214127	伏見堂(1)		K21400090	伏見堂(1)	●	●	富田林市大字伏見堂
31214128	伏見堂(2)		K21400100	伏見堂(2)	●	●	富田林市大字伏見堂
31214129	甘南備(6)		K21400110	甘南備(6)	●	●	富田林市大字甘南備
31214130	甘南備(7)		K21400010	甘南備(7)	●	●	富田林市大字甘南備
			K21401360	甘南備(7) A	●	●	富田林市大字甘南備
32214003	甘南備(7)						富田林市甘南備
			K21400120	甘南備(8)	○	○	富田林市大字甘南備
			K21400150	宮町三丁目	○	○	富田林市宮町三丁目
			K21400200	南大伴二丁目	○	○	富田林市南大伴二丁目
			K21400211	別井(1) - 2	○	○	富田林市大字別井

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に 関する法律 の規定による 指定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (令和7年10月1日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21400220	別井(2)	○	○	富田林市大字別井
			K21400230	別井(3)	○	○	富田林市大字別井
			K21400250	彼方(10)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400261	彼方(11)-2	○	○	富田林市大字彼方
			K21400270	彼方(12)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400280	彼方(13)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400300	彼方(15)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400310	彼方(16)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400320	彼方(17)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400330	彼方(18)	○	○	富田林市大字彼方
			K21400340	佐備(21)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400350	佐備(7)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400360	佐備(8)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400370	佐備(9)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400380	佐備(10)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400390	佐備(11)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400400	佐備(12)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400410	佐備(14)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400420	佐備(15)	○	○	富田林市大字佐備
			K21400430	嬉(2)	○	○	富田林市大字嬉
			K21400440	伏見堂(3)	○	○	富田林市大字伏見堂
			K21400461	東板持町二丁目(1)	○	○	富田林市東板持町二丁目
			K21400612	龍泉(3)	○	○	富田林市龍泉
			K21400630	嬉(1)	○	○	富田林市大字嬉
			K21400673	共栄北-3	○	○	富田林市甘南備
			K21400710	甘南備(10)	○	○	富田林市甘南備
			K21400720	甘南備(26)	○	○	富田林市甘南備
			K21400730	甘南備(11)	○	○	富田林市甘南備
			K21400740	甘南備(12)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に關 する法律の 規定による指 定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (令和7年10月1日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21400750	甘南備 (13)	○	○	富田林市甘南備
			K21400760	甘南備 (14)	○	○	富田林市甘南備
			K21400770	甘南備 (15)	○	○	富田林市甘南備
			K21400781	甘南備 (16) - 1	○	○	富田林市甘南備
			K21400782	甘南備 (16) - 2	○	○	富田林市甘南備
			K21400790	甘南備 (17)	○	○	富田林市甘南備
			K21400800	甘南備 (18)	○	○	富田林市甘南備
			K21400820	甘南備 (20)	○	○	富田林市甘南備
			K21400840	甘南備 (22)	○	○	富田林市甘南備
			K21400850	甘南備 (23)	○	○	富田林市甘南備
			K21400860	甘南備 (24)	○	○	富田林市甘南備
			K21400870	甘南備 (25)	○	○	富田林市甘南備
			K21400880	不動ヶ丘 (3)	○	○	富田林市不動ヶ丘
			K21400890	横山 (2)	○	○	富田林市横山
			K21400900	嬉 (5)	○	○	富田林市嬉
			K21400910	佐備 (13)	○	○	富田林市佐備
			K21400920	彼方 (3)	○	○	富田林市彼方
			K21400930	彼方 (4)	○	○	富田林市彼方
			K21400940	彼方 (5)	○	○	富田林市彼方
			K21400950	彼方 (6)	○	○	富田林市彼方
			K21400960	彼方 (7)	○	○	富田林市彼方
			K21400970	彼方 (8)	○	○	富田林市彼方
			K21400980	甘南備 (49)	○	○	富田林市甘南備
			K21400990	彼方 (20)	○	○	富田林市彼方
			K21401010	彼方 (21)	○	○	富田林市彼方
			K21401030	伏見堂 (4)	○	○	富田林市伏見堂
			K21401040	伏見堂 (5)	○	○	富田林市伏見堂
			K21401070	甘南備 (27)	○	○	富田林市甘南備
			K21401080	甘南備 (28)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に 関する法律 の規定による 指定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (令和7年10月1日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21401090	甘南備 (29)	○	○	富田林市甘南備
			K21401100	甘南備 (30)	○	○	富田林市甘南備
			K21401110	甘南備 (31)	○	○	富田林市甘南備
			K21401120	甘南備 (32)	○	○	富田林市甘南備
			K21401130	甘南備 (33)	○	○	富田林市甘南備
			K21401140	甘南備 (34)	○	○	富田林市甘南備
			K21401150	甘南備 (35)	○	○	富田林市甘南備
			K21401160	甘南備 (36)	○	○	富田林市甘南備
			K21401170	甘南備 (37)	○	○	富田林市甘南備
			K21401180	甘南備 (38)	○	○	富田林市甘南備
			K21401190	甘南備 (39)	○	○	富田林市甘南備
			K21401200	甘南備 (40)	○	○	富田林市甘南備
			K21401210	甘南備 (41)	○	○	富田林市甘南備
			K21401220	甘南備 (42)	○	○	富田林市甘南備
			K21401230	甘南備 (43)	○	○	富田林市甘南備
			K21401240	甘南備 (44)	○	○	富田林市甘南備
			K21401250	甘南備 (45)	○	○	富田林市甘南備
			K21401260	甘南備 (46)	○	○	富田林市甘南備
			K21401270	甘南備 (47)	○	○	富田林市甘南備
			K21401280	甘南備 (48)	○	○	富田林市甘南備
			K21401290	彼方 (22)	○	○	富田林市彼方
			K21401300	彼方 (23)	○	○	富田林市彼方
			K21401320	龍泉(4)	○	○	富田林市龍泉
			K21401330	甘南備(58)	○	○	富田林市甘南備
			K21401340	甘南備(57)	○	○	富田林市甘南備
			K21401350	龍泉(3)	○	○	富田林市龍泉
			K21401370	甘南備(50)	○	○	富田林市甘南備
			K21401380	甘南備(51)	○	○	富田林市甘南備
			K21401390	甘南備(52)	○	○	富田林市甘南備

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩 壊による災 害の防止に關 する法律の 規定による指 定区域 (平成22年2 月26日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律の規定による指定区域 (現象 : 急傾斜地の崩壊) (令和7年10月1日現在)				所在地
危険 箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
			K21401400	甘南備(53)	○	○	富田林市甘南備
			K21401410	甘南備(54)	○	○	富田林市甘南備
			K21401420	甘南備(55)	○	○	富田林市甘南備
			K21401430	甘南備(56)	○	○	富田林市甘南備
			K21401440	甘南備(59)	○	○	富田林市甘南備
			K21401450	甘南備(60)	○	○	富田林市甘南備
			K21401460	甘南備(61)	○	○	富田林市甘南備
			K21401470	甘南備(62)	○	○	富田林市甘南備
			K21401480	甘南備(63)	○	○	富田林市甘南備
			K21401490	甘南備(64)	○	○	富田林市甘南備
			K21401500	東板持(2)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401510	東板持(3)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401520	東板持(4)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401530	東板持(6)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401540	東板持(5)	○	○	富田林市大字東板持
			K21401560	向野町	○		富田林市向野町
			K21607450	木戸東町(6)	○	○	富田林市錦織
			K21607890	汐の宮町(1)	○	○	富田林市錦織東3丁目 及び伏見堂
			K21608700	末広町(6)	○	○	富田林市嬉及び伏見堂
			K38301320	森屋	○	○	富田林市佐備
			K38301610	小吹(1)	○	○	富田林市甘南備
富田林市 計			既往区域指定(●)		43	17	
			新規区域指定(○)		115	140	
	43	2	富田林市 計(●+○)		158	157	

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」、大阪府ホームページ

Ⅱ-49 災害危険区域一覧表

(令和6年9月18日現在)

番号	市町村名	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示 番号	指定の方法			
51	富田林市	滝谷不動北	彼方	1 種	H2. 3. 30	417	急傾	63		
51	富田林市	滝谷山	彼方	2 種	S61. 8. 13	1134			災危	13
123	富田林市	甘南備	甘南備	1 種	H11. 11. 2	1821	急傾	116		
161	富田林市	末広 (1)	大字嬉	1 種	H19. 1. 19	106	急傾	154		
194	富田林市	中佐備	大字佐備	1 種	R4. 7. 25	966	急傾			

(資料)「大阪府地域防災計画資料編 (令和7年3月修正)」

Ⅱ-50 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生または崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

（平成30年4月1日現在）

危険地区番号		位 置	
市町村	地区	市町村	大 字
214-	1	富田林市	喜 志
214-	2	富田林市	甘南備（1）
214-	3	富田林市	甘南備（2）
214-	4	富田林市	甘南備（3）
214-	5	富田林市	伏見堂横山
214-	6	富田林市	伏見堂
214-	7	富田林市	伏見堂、嬉
214-	8	富田林市	嬉（1）
214-	9	富田林市	嬉（2）
214-	10	富田林市	伏見堂嬉（2）
214-	11	富田林市	甘南備（4）
214-	12	富田林市	甘南備（5）
214-	13	富田林市	嬉（3）
214-	14	富田林市	彼 方
214-	15	富田林市	佐 備
214-	16	富田林市	甘南備（6）
214-	17	富田林市	甘南備（7）
214-	18	富田林市	甘南備（8）

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-51 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与える恐れのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

- * 押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所
- * 崖錘 崩落土石が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

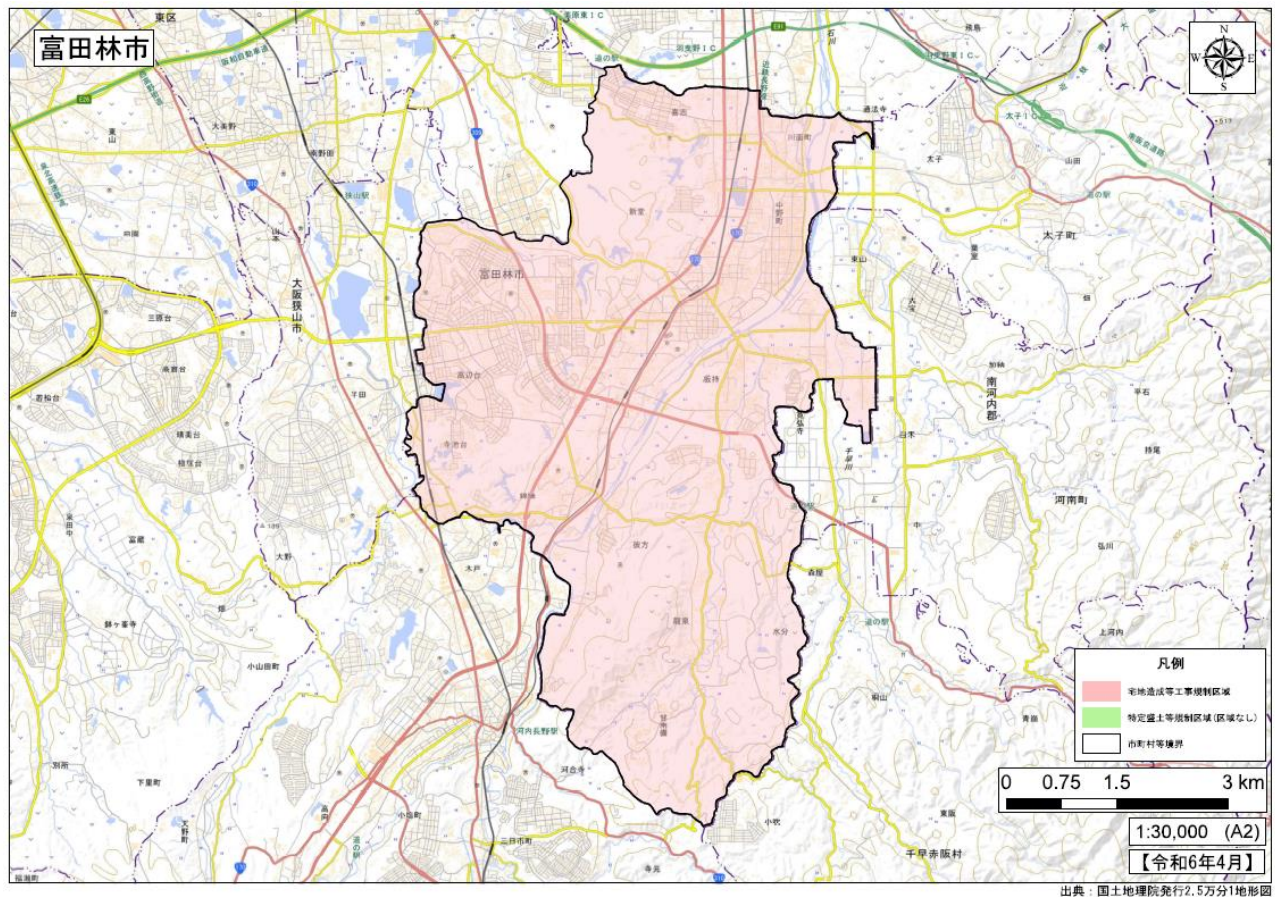
（平成30年4月1日現在）

危険地区番号		位 置	
市町村	地区	市町村	大 字
214-	1	富田林市	甘南備

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅱ-52 宅地造成等工事規制区域の指定状況

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和5年5月26日に施行され、大阪府（政令指定都市・中核市を除く）では令和6年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を行った。富田林市は市内全域が宅地造成等工事規制区域となった。



【参考】宅地造成等規制法（旧法）での指定状況

（平成14年1月1日現在）（単位：ha）

	第1次指定	第2次指定	第3次指定	第4次指定	第5次指定	第6次指定	第7次指定	第8次指定	計
告示 施行	S38. 4. 1 S38. 4. 1	S39. 7. 9 S39. 7. 9	S43. 2. 8 S43. 2. 8	S51. 3. 26 S51. 4. 1	S61. 3. 24 S61. 3. 31	H5. 4. 19 H5. 5. 10	H7. 3. 31 H7. 3. 31	H10. 3. 31 H10. 5. 1	
面積	-	1, 291	8. 15	607	-	-	-	-	2, 713

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（平成27年修正）」

Ⅱ-53 洪水・内水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等

(令和7年度)

■水防法に規定される浸水想定区域及び洪水リスク表示区域

イ. 地下街等（水防法第15条の2）

	名 称	住 所	事 由
1	なし		

ロ. 要配慮者利用施設（水防法第15条の3）

	名 称	住 所	事 由
社会福祉施設			
1	ケアセンターNishiki	錦織南2-1-1	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
2	Nishikiデイサービスセンター	錦織南2-1-1	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
3	Nishikiショートステイ	錦織南2-1-1	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
4	特別養護老人ホーム錦織荘	錦織東3-4-18	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
5	錦織荘デイサービスセンター	錦織東3-4-18	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
6	富田林市立大伴保育園	北大伴町2-12-4	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
7	ワールドアスリートクリエーションセンター	中野町東2-4-39	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
8	糸星	若松町東2-3-33-103	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
9	銀杏	若松町東2-6-19	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
10	トキヲコエテ	若松町東2-6-2	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
11	放課後等デイサービス陽だまり	西板持町2-1-38	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
12	よねの家	川面町1-10-14	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
13	よねの家2	川面町1-10-13	水防法15条浸水想定区域（洪水・内水）
14	愛の家グループホーム富田林佐備	佐備348	水防法15条浸水想定区域（洪水）
15	寿福の郷 富田林西板持	西板持町7-1-25	水防法15条浸水想定区域（洪水）
16	デイサービス寿福の家富田林	西板持町7-1-25	水防法15条浸水想定区域（洪水）
17	あかしりハビリデイサービス	北大伴町2-3-14	水防法15条浸水想定区域（洪水）
18	まんてん	川面町2-5-18	水防法15条浸水想定区域（洪水）
19	わくわく富田林	川面町2-5-19	水防法15条浸水想定区域（洪水）
20	拓共同作業所	北大伴町3-5-30	水防法15条浸水想定区域（洪水）

	名 称	住 所	事 由
21	生活介護陽だまり	西板持町2-3-23	水防法15条浸水想定区域（洪水）
22	おおきなかぶ	川向町7-7	水防法15条浸水想定区域（洪水）
23	こんごうホーム	伏見堂95	水防法15条浸水想定区域（洪水）
24	就労継続支援B型事業所 なの花	若松町東1-205-1	水防法15条浸水想定区域（洪水）
25	障がい者生活支援センターチャレンジ	若松町東1-2-38	水防法15条浸水想定区域（洪水）
26	ヴァルム	西板持町8-15-12	水防法15条浸水想定区域（洪水）
27	I' I I	西板持町7-15-18	水防法15条浸水想定区域（洪水）
28	テンダアハート錦織	錦織東3-11-5	水防法15条浸水想定区域（洪水）
29	就労継続支援B型 J O Y	錦織東3-3-13	水防法15条浸水想定区域（洪水）
30	ナンカイワーク	若松町5-17-7	水防法15条浸水想定区域（内水）
31	シング	甲田3-2-29	水防法15条浸水想定区域（内水）
32	スマイルK O B O 滝谷事業所	須賀2-12-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
33	工房はんど	錦織中1-14-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
34	ぐるーぷはうす なごみ	東板持町3-15-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
35	寿里苑 夢の杜	高辺台2-8-12	水防法15条浸水想定区域（内水）
36	寿里苑夢の杜デイサービスセンター	高辺台2-8-12	水防法15条浸水想定区域（内水）
37	短期入所生活介護寿里苑夢の杜	高辺台2-8-12	水防法15条浸水想定区域（内水）
38	フォーライフレジデンス	寿町4-8-4	水防法15条浸水想定区域（内水）
39	(医)今城クリニック サテライト型小規模多機能型居宅介護 つぐみ	山手町20-22	水防法15条浸水想定区域（内水）
40	春の家	佐備2497-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
41	ケアハウス春の家	佐備2497-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
42	寿福の郷 富田林喜志駅前	喜志町3-7-27	水防法15条浸水想定区域（内水）
43	ナーシングホーム克蘭コート富田林	中野町3-3072-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
44	ケアコート若松町	若松町西2-1421	水防法15条浸水想定区域（内水）
45	ケアコート寿町	寿町4-7-41	水防法15条浸水想定区域（内水）
46	ハーモニー富田林	山中田町2-13-4	水防法15条浸水想定区域（内水）
47	ピースフリー富田林	須賀2-18-10	水防法15条浸水想定区域（内水）
48	リーブス富田林	寿町4-6-2	水防法15条浸水想定区域（内水）

	名 称	住 所	事 由
49	寿福の郷 富田林川西駅前	甲田3-3-17	水防法15条浸水想定区域（内水）
50	有料老人ホーム太陽	昭和町1-4-52	水防法15条浸水想定区域（内水）
51	有料老人ホーム青空	昭和町1-4-52	水防法15条浸水想定区域（内水）
52	かなびのさと	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
53	すくよか	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
54	こんごう	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
55	にじょう	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
56	かつらぎ	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
57	生活介護そら	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
58	生活介護 おりーぶ	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
59	大阪府立こんごう福祉センター さわやか	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
60	桃花塾 成人部	喜志2067	水防法15条浸水想定区域（内水）
61	桃花塾通所部	喜志2067	水防法15条浸水想定区域（内水）
62	ギア・アップ権	若松町5-12-34-A102、A202	水防法15条浸水想定区域（内水）
63	第2拓作業所	佐備1381-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
64	テンダアハート	高辺台1-2-12	水防法15条浸水想定区域（内水）
65	A - s t y l e 工房	甲田3-2-3	水防法15条浸水想定区域（内水）
66	さん	津々山台1-2-27	水防法15条浸水想定区域（内水）
67	サンキューネットデイサービスセンター	五軒家1-4-11	水防法15条浸水想定区域（内水）
68	サンキューネット・生活介護（共生型）	五軒家1-4-11	水防法15条浸水想定区域（内水）
69	（医）正清会 金剛病院	寿町1-6-10	水防法15条浸水想定区域（内水）
70	小川リハビリセンター	甲田3-10-2	水防法15条浸水想定区域（内水）
71	常德保育園	常盤町14-21	水防法15条浸水想定区域（内水）
72	げんき桜こども園	甲田1-14-9	水防法15条浸水想定区域（内水）
73	くみの木こども園なかの	中野町1-226-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
74	認定こども園 げんき桜桃保育園	甲田1-14-11	水防法15条浸水想定区域（内水）
75	リハプライド富田林	宮町2-9-49	水防法15条浸水想定区域（内水）
76	トリニティデイサービスセンター トコトン富田林	若松町西2-1738-3	水防法15条浸水想定区域（内水）
77	デイサービスふくろう	常盤町6-9	水防法15条浸水想定区域（内水）

	名 称	住 所	事 由
78	デイサービスサム	常盤町10-32	水防法15条浸水想定区域（内水）
79	デイサービスほのぼの来楽部	佐備739	水防法15条浸水想定区域（内水）
80	デイサービスあんずの木	佐備1062	水防法15条浸水想定区域（内水）
81	デイサービスりぼん須賀	須賀2-25-27	水防法15条浸水想定区域（内水）
82	デイサービスもみの木	高辺台1-7-31	水防法15条浸水想定区域（内水）
83	カメラアデイサービス倶楽部	高辺台2-7-20	水防法15条浸水想定区域（内水）
84	るんるんジャンプ	藤沢台1-4-20	水防法15条浸水想定区域（内水）
85	放課後等デイサービスそら	甲田2-20-14	水防法15条浸水想定区域（内水）
86	放課後等デイサービスてんとん	寺池台3-1-18	水防法15条浸水想定区域（内水）
87	放課後デイサービス運動療育バード須賀	須賀2-12-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
88	スカフォルズ	須賀2-19-8	水防法15条浸水想定区域（内水）
89	放課後等デイサービスてんとん2くみ	若松町西1-1882-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
90	T A N G O 富田林校	甲田2-20-7	水防法15条浸水想定区域（内水）
91	児童発達支援・放課後等デイサービスえがお富田林	喜志町5-3-6	水防法15条浸水想定区域（内水）
92	放課後等デイサービス ウィズ・ユー富田林向陽台	向陽台2-13-12	水防法15条浸水想定区域（内水）
学校			
93	富田林市立新堂幼稚園	若松町4-7-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
94	富田林市立大伴幼稚園	南大伴町1-2-5	水防法15条浸水想定区域（内水）
95	富田林市立錦郡幼稚園	錦織南1-2-10	水防法15条浸水想定区域（内水）
96	富田林市立川西幼稚園	新家1-3-2	水防法15条浸水想定区域（内水）
97	富田林市立津々山台幼稚園	津々山台1-20-9	水防法15条浸水想定区域（内水）
98	富田林市立富田林小学校	常盤町16-20	水防法15条浸水想定区域（内水）
99	富田林市立新堂小学校	若松町4-5-4	水防法15条浸水想定区域（内水）
100	富田林市立大伴小学校	南大伴町1-2-20	水防法15条浸水想定区域（内水）
101	富田林市立彼方小学校	彼方411	水防法15条浸水想定区域（内水）
102	富田林市立川西小学校	新家1-3-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
103	富田林市立東条小学校	龍泉566	水防法15条浸水想定区域（内水）
104	富田林市立久野喜台小学校	久野喜台1-16-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
105	富田林市立藤沢台小学校	藤沢台2-3-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
106	富田林市立第一中学校	寿町1-3-5	水防法15条浸水想定区域（内水）

	名 称	住 所	事 由
107	富田林市立第二中学校	新家1-4-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
108	富田林市立第三中学校	佐備15	水防法15条浸水想定区域（内水）
109	富田林市立金剛中学校	寺池台1-1-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
110	富田林市立葛城中学校	藤沢台3-4-1	水防法15条浸水想定区域（内水）
111	大阪府立富田林中学校高等学校	谷川町4-30	水防法15条浸水想定区域（内水）
112	大阪府立河南高等学校	錦ヶ丘町1-15	水防法15条浸水想定区域（内水）
113	大阪府立富田林支援学校	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
医療施設			
114	一般財団法人成研会結のぞみ病院	伏見堂95	水防法15条浸水想定区域（洪水）
115	医療法人正清会金剛病院	寿町1-6-10	水防法15条浸水想定区域（内水）
116	すくよか	甘南備216	水防法15条浸水想定区域（内水）
117	医療法人昭仁会小川外科	甲田3-10-2	水防法15条浸水想定区域（内水）

ハ、大規模な工場その他の施設（水防法第15条の4）

	名 称	住 所	事 由
1	なし		

（資料）市資料

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2

（土砂災害警戒区域内の要配慮者施設）

名 称	住 所	事 由
梅の里ホーム	大字甘山20-8	急傾斜 K21400481
学校法人利晶学園 利晶学園中学校・高等学校	大字彼方1801	急傾斜 K21400930
大阪府立富田林支援学校	大字甘南備216	急傾斜 K21401140
市立東条小学校 旧市立東条幼稚園	大字龍泉566	土石流 D21410110 土石流 D21410120
市立彼方小学校	大字彼方411	土石流 D21410030
市立彼方幼稚園	大字彼方325-1	土石流 D21410030 急傾斜 K21400990
放課後等デイサービス 星	大字甘南備216	急傾斜 K21401140
東条学童クラブ	大字龍泉566	土石流 D21410120 土石流 D21410110
彼方学童クラブ	大字彼方411	土石流 D21410030

（資料）市資料

Ⅱ-54 防火対象物

防火対象物及び中高層建築物の現況(富田林市)

階 層 別 項 別			対 象 物	防火管理者		階 層 別 の 棟 数														
				義 務 任	選 任	3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 以上		
1	イ	劇場・映画館等	3	3	3															
	ロ	公会堂・集会場	25	25	23	3														
2	イ	キャバレー・カフェー・ ナイトクラブ等																		
	ロ	遊技場・ダンスホール	4	4	4															
	ハ	風俗店等																		
	ニ	個室型店舗	1	1	1															
3	イ	待合・料理店等																		
	ロ	飲食店	61	48	43	1														
4		百貨店・マーケット等	103	81	70	3	2													
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	7	7	7	3	3													
	ロ	寄宿舎、下宿・共同住宅	1059	437	414	144	95	272	22	14	16	12	16	5	2		4	3		
6	イ	病院・診療所・助産所	41	15	15	6	3		2		1									
	ロ	福祉施設等	75	72	70	11	10	2												
	ハ	6項ロ以外の福祉施設等	146	54	50	9	1	1												
	ニ	幼稚園・特別支援学校	28	25	25															
7		小・中・高等学校・大学等	129	125	125	53	18	4												
8		図書館・博物館・美術館等	1																	
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等 の公衆浴場	1	1	1															
	ロ	9項イ以外の公衆浴場																		
10		車両の停車場・船舶、 航空機の発着場	2																	
11		神社・寺院・教会等	26	21	20	2		1												
12	イ	工場・作業場	394	56	52	50	12	3	3											
	ロ	映画スタジオ・テレビス タジオ																		
13	イ	自動車車庫・駐車 場	22	9	9	1														
	ロ	飛行機・回転翼航空機 の格納庫																		
14		倉庫	173	18	15	16				1										
15		前各項に該当しない 事業場	191	95	90	32	7	5	1	1	1									
16	イ	複合用途防火対象物	186	107	76	49	23	19	3	5	1	1	4							
	ロ	16項イ以外の複合用 途防火対象物	98	22	19	26	11	15	2	3	1			1						
16の2		地下街																		
16の3		準地下街																		
17		重要文化財等の建造物	6	1	1															
18		延長50m以上のアー ケード																		
19		市町村の指定する山林																		
20		消防法施行規則で定 める舟車																		
合 計			2782	1227	1133	409	185	322	33	24	20	13	20	6	2	0	4	3		

(資料) 令和5年版 消防概況

Ⅱ-55 危険物施設状況

(1) 消防法による危険物施設

		施設数
製造所		1
貯蔵所	屋 内	51
	屋外タンク	1
	屋内タンク	3
	地下タンク	32
	簡易タンク	2
	移動タンク	33
	屋 外	1
	計	124
取扱所	給 油	20
	自家給油	8
	販 売	2
	一 般	20
	計	50
合 計		174

(資料) 令和5年版 消防概況

(2) 火災予防条例等に基づく届出状況

申請・届出種別	件 数
防火対象物使用開始届出書	132
ボイラー設置届出書	4
給湯湯沸設備設置届出書	3
乾燥設備設置届出書	1
サウナ設備設置届出書	2
ヒートポンプ冷暖房機設置届出書	2
発電設備設置届出書	4
変電設備設置届出書	18
蓄電池設備設置届出書	2
水素ガスを充てんする気球の設置届	1
少量危険物貯蔵取扱届出書	27
指定可燃物貯蔵取扱所	1
少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	11
指定可燃物貯蔵取扱廃止届出書	1
合 計	209

(資料) 令和5年版 消防概況

Ⅲ〔災害応急対策〕

Ⅲ-1 災害派遣要請要求書

文書番号

年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

Ⅲ-2 災害派遣撤収要請要求書

文書番号

年 月 日

大阪府知事 様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。

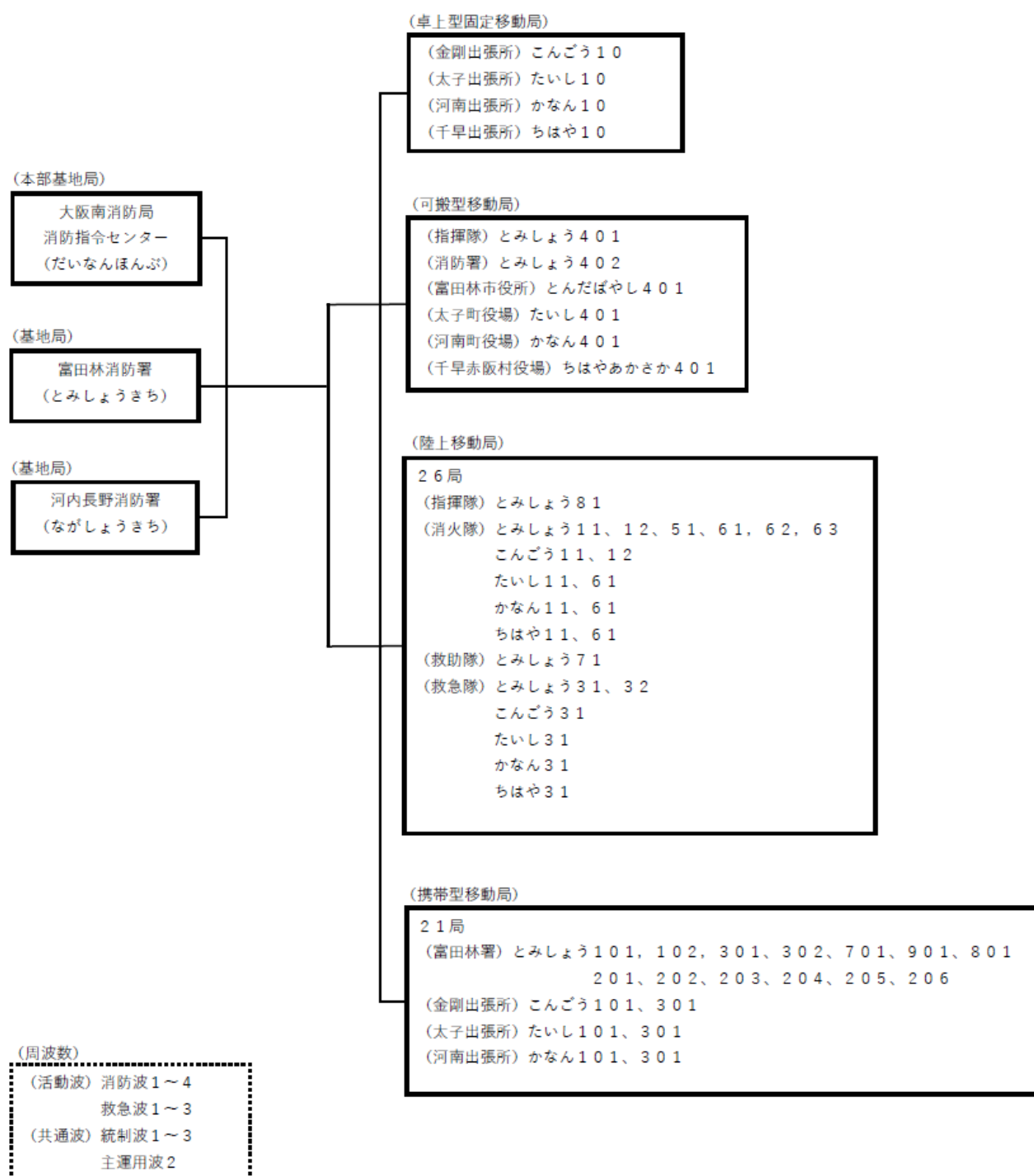
記

- 1 撤収要請の要求日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請を要求する事由
- 4 その他参考となるべき事項

(資料)「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅲ-3 消防無線通信網

(令和7年度)



Ⅲ-4 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告

(1) 報告すべき災害及び即報基準

ア 災害報告取扱要領

① 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

② 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

イ 火災・災害等即報要領

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

① 災害即報（一般基準）

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- (5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

② 災害即報（個別基準）

次の災害については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

【地震】

- ・当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

- ・ 人的被害又は住家被害を生じたもの

【風水害】

- ・ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 災害即報（社会的影響基準）

- ・ ①、②に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

④ 直接即報基準（災害即報）

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

- ・ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ・ 風水害等が発生し、死者又は行方不明者が生じたもの

Ⅲ-5 被害状況等即報基準

区分		記入内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者。 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部破損)	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの、及び土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

区分	記入内容
非 住 家 の 被 害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

○ 被害の認定基準(2/3)

区分			記入内容
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没及び冠水		田の例に準じる。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 り ょ う		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港 湾		「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	損 害 船 舶		「損害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうちのうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

○ 被害の認定基準(3/3)

被害項目		報告基準
り 災 者	り 災 世 帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震による被害の場合のみ報告する。
公立文教施設		「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
農林水産業施設		「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路、港湾、漁港及び下水道とする。
その他公共施設		「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

Ⅲ-6 火災・災害等即報要領による報告

[即報基準]

(1) 火災等即報

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ① 死者3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

イ 個別基準

次の火災及び事故については上記の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

① 火災

(1) 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの
- (ウ) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (エ) 特定違反対象物の火災
- (オ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (カ) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (キ) 損害額1億円以上と推定される火災

(2) 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
- (ウ) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(3) 交通機関の火災

- ・ 航空機火災
- ・ タンカー火災
- ・ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- ・ トンネル内車両火災
- ・ 列車火災

(4) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの

(3) 特定事業所内の火災（(1)以外のもの。）

③ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、危険物等という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの。（②の石油コンビナート等特別区域内の事故を除く。）

（例示）

- ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- ・負傷者が5名以上発生したもの
- ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上、河川への危険物等流出事故
- ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏洩事故

④ 原子力災害

(1) 原子力施設において爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質の漏洩があったもの

(2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

⑤ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

⑥ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

（2）救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者5人以上の救急事故

イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

ウ 要救護者が5人以上の救助事故

エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

オ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

カ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

キ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

ク 上記アからキに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ パスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

以下、報告様式は、「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」による。

(4)「第1号様式（火災）」様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼損棟	棟数 } 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(5)「第2号様式（特定の事故）」様式

第2号様式（特定の事故）

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	第 報 年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(6)「第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）」様式

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害										
発生場所											
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td rowspan="2">覚 知 方 法</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚 知 方 法		(月 日 時 分)						
月 日 時 分	覚 知 方 法										
(月 日 時 分)											
事故等の概要											
死傷者等	<table border="1"> <tr> <td>死者（性別・年齢）</td> <td>負傷者等</td> <td>人（ 人）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計 人</td> <td rowspan="3"> { 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人） </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）	計 人	{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）				不明	人
死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）									
計 人	{ 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）										
		不明	人								
救助活動 の要否											
要救護者数（見込）	<table border="1"> <tr> <td>救助人員</td> <td></td> </tr> </table>	救助人員									
救助人員											
消防・救急・ 救助活動の状況											
災害対策本部等 の設置状況											
その他参考事項											

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(7)「第4号様式（その1）」様式

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名
災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(8)「第4号様式(その1)」別紙

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(8)「第4号様式(その2)」

第4号様式(その2)

[illegible]

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

Ⅲ-7 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、災害が発生するおそれ、又は被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

[法施行令第1条第1項第1号]

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5, 000人未満	30世帯
5, 000人以上	15, 000人未満	40世帯
15, 000人以上	30, 000人未満	50世帯
30, 000人以上	50, 000人未満	60世帯
50, 000人以上	100, 000人未満	80世帯
100, 000人以上	300, 000人未満	100世帯
300, 000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2, 5 0 0世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

[法施行令第1条第1項第2号]

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5, 000人未満	15世帯
5, 000人以上	15, 000人未満	20世帯
15, 000人以上	30, 000人未満	25世帯
30, 000人以上	50, 000人未満	30世帯
50, 000人以上	100, 000人未満	40世帯
100, 000人以上	300, 000人未満	50世帯
300, 000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、1 2, 0 0 0世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

[法施行令第1条第1項第3号前段]

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

[法施行令第1条第1項第3号後段]

- (5) 災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

[法施行令第1条第1項第4号後段]

（注）住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

Ⅲ-8 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 （H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 （H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 （H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）

被害種類		被害認定統一基準（H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
	半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上３０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上３０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
	一部損壊 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の１０％以上２０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が１０％以上２０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 （H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 （H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知）

（注）

- （１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （２）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （３）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

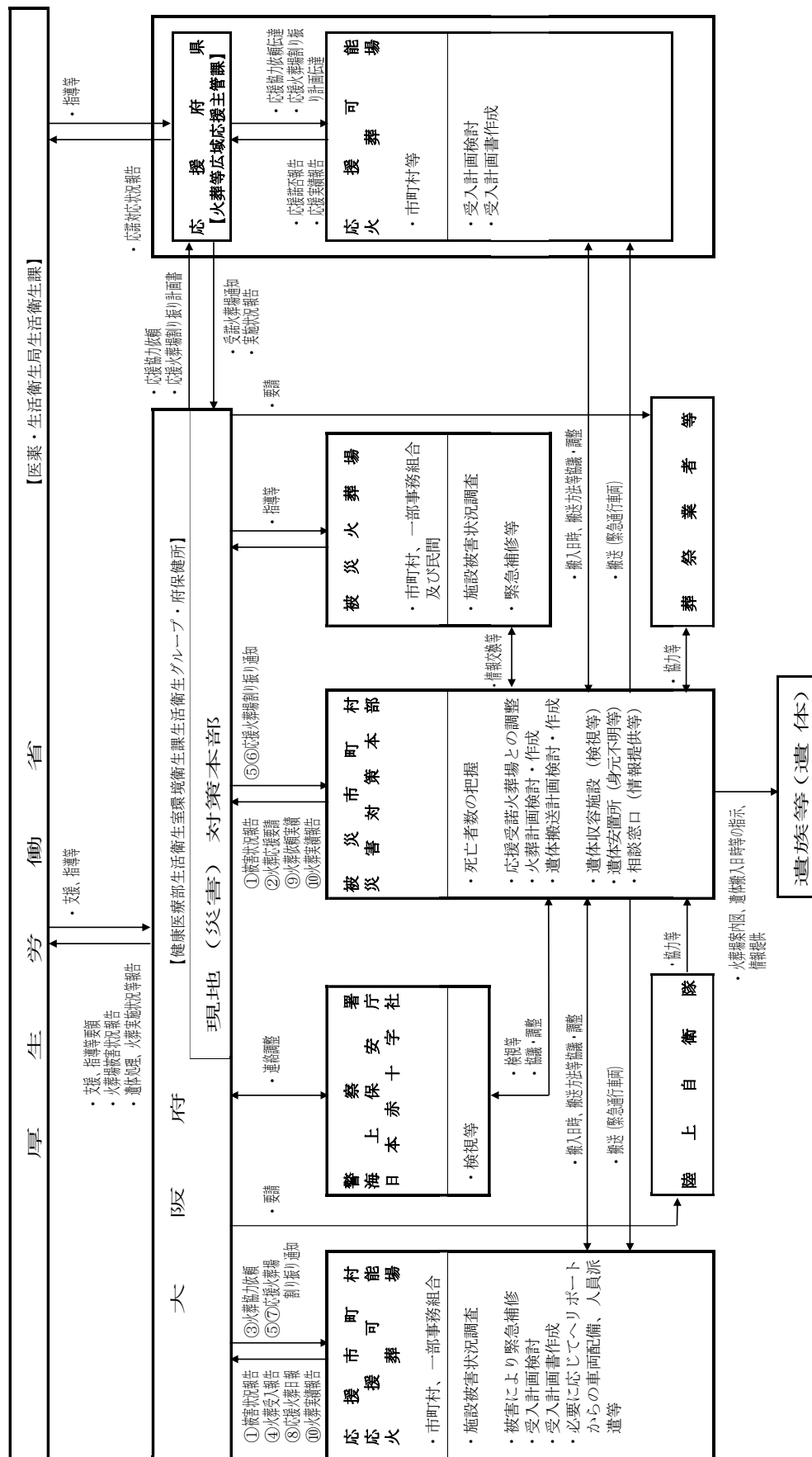
Ⅲ-9 公営火葬場

(令和7年3月現在)

名 称		住 所	電話番号
富田林斎場		富田林市大字佐備2594番地の15	33-6200
火葬炉	前室付セラミック3次燃焼炉（普通炉5基、大型炉2基）		
動物炉	セラミック3次燃焼炉（1基）		

Ⅲ-10 広域火葬に係る情報伝達フロー

1. 広域火葬に係る情報伝達フロー



※①～⑩は様式第1号～様式10号とする。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」「大阪府広域火葬計画（令和6年3月）」

Ⅲ-11 遺体安置所

名 称	住 所	電話番号
富田林斎場	富田林市大字佐備2594番地の15	33-6200

III-12 動員報告書

班員の動員状況報告書

[illegible]

(注) 参集者把握次第速やかに報告し、*欄は翌日報告のこと。

Ⅲ-13 被害状況等受付書

被害状況等受付書 (年度)

整理 番号		対応済

(1) 受付状況

受付日時	月 日 ()	午前・午後	時 分
受付者	氏 名		

(2) 通報内容・被害状況

通 報 者	氏 名	□ 匿名	
	住 所		
	電 話	□ 対応時連絡要 □ 連絡不要	
発生日時	月 日 ()	午前・午後	時 分 □ 同上 □ 不明
発生場所	富田林市	□ 通報者の住所と同じ	
通報(被害) 内 容			
処理	☐ 危機管理室へ引継 ☐ 要支援者対策部へ引継 ☐ 避難所運営部へ引継 ☐ 対策パトロール部へ引継 ☐ 環境部へ引継 ☐ 総務情報部で対応 ☐ 通報のみ・苦情・対応不可 ☐ その他()		

(3) 対応内容(応急)

出 動 者		氏 名		
被害状況		現地確認	月 日 ()	午前・午後 時 分
職員対応	①	対応日時	月 日 ()	午前・午後 時 分
	②	対応日時	月 日 ()	午前・午後 時 分
業者対応		業 者 名		
		依頼日時	月 日 ()	午前・午後 時 分

様式 1

※下線には各部略文字を記入して下さい

各部整理番号： 一 番

本部整理番号：本 部 一 番

H: ● 処理内容		* 処理担当部が記入	
(担 当 部)	(担当者)		
(処理日時)	年	月	日 午前・午後 時 分頃
(処理内容)			
* 処理済み後は、災害対策本部へ連絡			

Ⅲ-15 「土石流災害報告」様式

緊急報告用

第 報

災 害 報 告 (土石流等)

(H 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府		[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名	
ふりがな 河川名	[1級・2級・その他]		水系	川		[沢・川・谷]			
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分				
災 害 形 態	土石流・土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()								
気象状況	異常気象名		観測所名						
	連 続 雨 量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時				
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の	/	程度	
溪流の情報	区 分	I・II・準ずる・危険溪流ではない			流域面積	Km ²	河床勾配	1/	
被害状況	人的被害	死 者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	概略のボンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明	名	者	才				
		負 傷 者	名	年齢	才				
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)					
		半壊	戸						
		一部破損	戸						
		床上浸水	戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)					
		公共土木施設被害	(流出・破損・埋没・交通の不通状況 等を記載) 市道を埋塞 水路埋塞 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)						
	二次災害の可能性		(有・無)						
保全対象	Km下流に人家		戸 (人)	道路名等					
	(その他)		ha						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)									
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)									
					災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]				
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄	砂防指定地 (年指定)		地すべり防止区域 [国土・林・農]					
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]		急傾斜地崩壊危険区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域						
	その他 ()								
報 告 者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名				
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名				

* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるボンチ絵、関連記事等

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

* 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用(緊急報告を添付)

(溪流名)

災害報告(土石流等)

(年 月 日 時 現在)

気象状況 「調査中・確認済・不明」	観測所名及び溪流(谷出口)との距離		観測所名	距離	Km					
	連続雨量		(緊急報告に記載)							
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)							
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)							
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
積雪・融雪状況	観測所と溪流(谷出口)との標高差		m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
	風向(災害発生時)									
	風力(災害発生時)		m/s							
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]	人家戸数		戸							
	人口		人							
	耕地面積		ha							
	災害弱者関連施設		1有・2無	施設名						
	公共施設		1有・2無	施設名						
土石流氾濫区域の面積		m ²								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]	特別警戒区域		警戒区域							
	人的被害	死者	名	名						
		行方不明	名	名						
		負傷者	名	名						
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
		半壊	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
		一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
	防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]						
			避難場所	[無・有] 施設名						
			避難経路	[無・有]						
表示板設置		[無・有] (箇所)								
警戒避難基準雨量の設定		[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr				
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]	氾濫面積	m ²	m ²	m ²				
			平均堆積深	m	m	m				
			最大堆積深	m	m	m				
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m ×	m					
			氾濫終息点の勾配	度						
			最大礫径	m						
			流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)	(不透過型)		
	(砂防)	基			基	基				
	(治山)	基			基	基				
	(所管不明)	基			基	基				
	天然ダム	[無・有]								
	崩壊地付近の亀裂	[無・有]								
	流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ()							
	通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)	[確認済・不明]	市町村(部署名)							
			住民							
その他										

座標 北緯 度 分 秒
東経 度 分 秒

Ⅲ-16 「地すべり災害報告」様式

緊急・詳細 報告用		※緊急報告は網掛け部分を記入		第 報		
災 害 報 告 (地すべり) (年 月 日 時 現在)						
ふりがな	発生場所	おおさかふ 大阪府		大字	地区名	
	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]			
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済] 年 月 日 時 分				
気象状況	異常気象名	観測所名		災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
地すべり規模		幅 m	長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	
		保全対象人家戸数 戸	公共施設	拡大の見込	有・無	
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年 月 日 時 ~ 時	観測地点		
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	観測地点		
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	変 状	き裂 有・無	陥没 有・無	隆起 有・無	湧水 有・無	末端の押出の有無 有・無
箇 所 除	地すべり危険箇所	該当 有・無	危険度 [A・B・C]	所管 [国土・林・農]		
	地すべり防止区域	指定 有・無	指定年 年	既設対策工の有無 有・無	所管 [国土・林・農]	
被害状況	人的被害	死 者	《 》 < 》 > 名	被害者	才 農地被害	
		行方不明	《 》 < 》 > 名	者	才	
		負 傷 者	《 》 < 》 > 名	年齢	才	
	人家被害	全壊・流出	《 》 < 》 > 戸	木造	《 》 < 》 > 戸	RC
		半 壊	《 》 < 》 > 戸	木造	《 》 < 》 > 戸	RC
		一部破損	《 》 < 》 > 戸	木造	《 》 < 》 > 戸	RC
	非 住 家 被 害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・縦積・RC・その他)		
公共土木施設被害 (流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)						
そ の 他						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)						
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)						
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]						
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]		建築基準法による災害危険区域		
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域		
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所		宅地造成工事規制区域		
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域			
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域			
	災害対策基本法防災計画区域					
	その他 ()					
報 告 者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名		
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名		

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座標 北緯 度 分 秒
東経 度 分 秒

地区名

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

Ⅲ-17 「がけ崩れ災害報告」様式

緊急・詳細 報告用		※緊急報告は網掛け部分を記入		第 報		
災 害 報 告 (がけ崩れ)				(年 月 日 時 現在)		
ふりがな	発生場所	おおくさかふ 大阪府 [都・道・府・県]		大字	地区名	
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分		
気象状況	異常気象名	観測所名		災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
種類	自然斜面	H= m	横断図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付しても良い)	
	人工斜面	H= m				
	勾配 θ_1	度				
	拡大の見込み [有・無]					
崩壊の状況	保全対象人家戸数	戸				
	高さ	m	巾	m		
	面積	m ²	勾配 θ_2	度		
	崩壊又は流出土砂量	m ³				
	がけ下端の堆積深	m				
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m			
		②家屋	m			
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m			
		②家屋	m			
	崩土の到達距離	m				
被害状況	人 的 被害		死 者	《 》 < > 名	被害者	
			行方不明	《 》 < > 名	者	
			負 傷 者	《 》 < > 名	年 齢	
	物 的 被害	全壊・流出	《 》 < > 戸	木 造	《 》 < > 戸	RC
		半壊	《 》 < > 戸	木 造	《 》 < > 戸	RC
		一部破損	《 》 < > 戸	木 造	《 》 < > 戸	RC
	非住家被害		戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)	
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)			
	そ の 他					
	避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)					
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)						
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]						
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域			
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域			
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号	箇所番号		
	その他 (					
報告者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名		
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名		

※ 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

Ⅲ-18 「避難者名簿」様式

様式 3

避難者名簿（避難者受付シート）（世帯単位）

No.

避難所 ※世帯員全員をご記入ください。性別の記入は任意です。

入所年月日	年 月 日	避難場所区分	※該当区分に○		避難所内 ・ 車中内	
氏名（ふりがな）	年齢	性別	続柄	避難※①	安否※②	職業等※③
代表						
ご家族						
住所／電話番号	〒 - TEL (- -)					
家屋の被害状況 (該当箇所)に○	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水 停電 ・ 断水 ・ ガス停止 ・ 電話不通 ・ 通信回線不通					
親族などの 連絡先	〒 - TEL (- -) 氏名： 代表者との関係：					
配慮事項 (安心携帯カードの転記等)	※ご家族の中に病気や食事制限（アレルギー）などの特別な配慮を必要とする方がいる等の注意点をご記入ください。					
安否問合せ (情報を提供してよろしいか)	①すべて不可 ②家族のみ可 ③すべて可 ※注意事項等 ()					
退所年月日 退所先	退出日： 年 月 日 〒 - TEL (- -)					
ペット同行の有無	有 ・ 無 ※有の場合は下記もご記入願います。ただし同室避難はできません。 種類： 匹数：					
備考	※車中泊される場合、車種・車番をご記入ください。					

※① 避難欄→当該避難所に避難済みの場合は○
※② 安否欄→未避難の家族に対して連絡が取れている場合は○
※③ 職業等欄→資格免許等、特技を保有している場合も記入してください。 避難所状況報告書
※1：内容に変更がある場合は、速やかに申し出てください。 (初動期 第 報)
※2：本名簿は避難所運営目的以外には、本人の許可なく使用しません。 [避難所名]

Ⅲ-19 避難所の報告用紙

代筆者： 令和 年 月

目 作成

開設日時	月 日 時 分	災害対策本部報告先 TEL・FAX
避難種別	指示 ・ 自主避難	対策本部受信者名

- ・初動期(24時間)には、3時間おきに報告するようにしてください。
- ・第1報では、周囲の状況などは、その時点で分かる範囲で報告してください。
- ・災害対策本部からの連絡のために、受信手段については必ず報告してください。

避難日時			報告職員名		
避難所		・FAX番号 ・電話番号			
受信手段		・伝令 ・無線子機 ・その他()			
避難人数		約 人		避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険			
	人命救助	不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明			
	延焼	なし ・ 延焼中(約 件) ・ 大火の危険			
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中			
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通			
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可			
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり(約 件) ・ 不明			
避難者数増減見込み		増加 ・ 減少 ・ 変化無し			
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)					
参集した避難所管理責任者：					
参集した避難所派遣職員：					
その他の参集者：					

避難所状況報告書（定時報告 第 報）

[避難所名]

令和 年 月 日 作成

開設日時	月 日 時 分
避難種別	指示 ・ 自主避難

災害対策本部報告先

TEL・FAX

対策本部受信者名

避難日時			報告職員名	
避難所 受信手段	・FAX番号 ・伝令 ()		・電話番号 ・その他	
避難人数	人(男 人・女 人)		避難世帯数	世帯
個別の対応を必要とする要配慮者の状況				
周辺 状況	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中		
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通		
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可		
避難者数増減見込み			増加 ・ 減少 ・ 変化無し	
避難所運営委員会 会長名				
各班		対応状況	今後の要求、展開	
連絡 事項	総務班			
	被災者管理班			
	情報広報班			
	施設管理班			
	食料・物資班			
	救護班			
	衛生班			
その他の状況・要望など				

Ⅳ〔事故等災害応急対策〕

Ⅳ-1 林野火災対策資料（調査様式）

様式 1、様式 2、作図例を以下に示す。

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

(様式1)

林野火災対策資料（調査様式）

都道府県_____市町村_____

出火日時	年 月 日 時 分	出火場所	市(区) 町 村					原因の詳細：						
発見日時	日 時 分	発見者 年齢・性別	歳 男・女	発見当時の状況：										
覚知日時	日 時 分	覚知方法												
鎮圧日時	日 時 分	先着消防 到着日時	日 時 分	出火原因		発火源	経過					着火物		
鎮火日時	日 時 分	放水開始 日時	日 時 分		コード番号 内 容									
出 火 時 の 気 象 状 況				火 元 及 び 周 辺 の 状 況					初期消火の状況：					
観測日時： 日 時 分、観測場所：				火元の位置			森 林 種 別	制 普						
天 気		相 対 温 度	%	斜 面 方 位			人 天 別							
風 向		実 効 温 度	%	傾 斜			樹 種							
平均風速	m/sec	最終降雨日からの日数	日	斜 面 長			林 齢							
最大風速	m/sec	過去1カ月間の降雨量	mm	地 被 物 の 量			樹 高		死 傷 者					
気 温	℃	事前10日間の降雨量	mm	地被物の種類										
予警報の 発令日時	異常乾燥注意報		月 日 時 分	その他参考事項：					区 分	死 者	負傷者	理 由		
	火 災 警 報		月 日 時 分							人	人			
	強 風 注 意 報		月 日 時 分											
	その他（ ）		(月 日 時 分)											
損 害 状 況	区 分		面 積	損 害 額	森 林 の 損 害 状 況	区 分	主な樹種	面 積	材 積	損害額	計			
	森 林	国 有 林	ha	千円		針 葉 樹		ha	m ³	千円	焼 損 家 屋			
		都 道 府 県 有 林				公 葉 樹					焼 損 棟 数		り 災 世 帯 数	
		市 町 村 有 林				混 交 林					全 焼 (棟)		全 損 (世帯)	
		私 有 林				無立木地					半 焼 (棟)		半 損 ()	
	原 野 及 び 牧 野					計					部分焼 (棟)		小 損 ()	
	計		ha	千円						ぼ や (棟)		り 災 者 数 人		
	その他（建物、機械等）			千円						焼損床面積 m ²		焼損床面積 m ²		

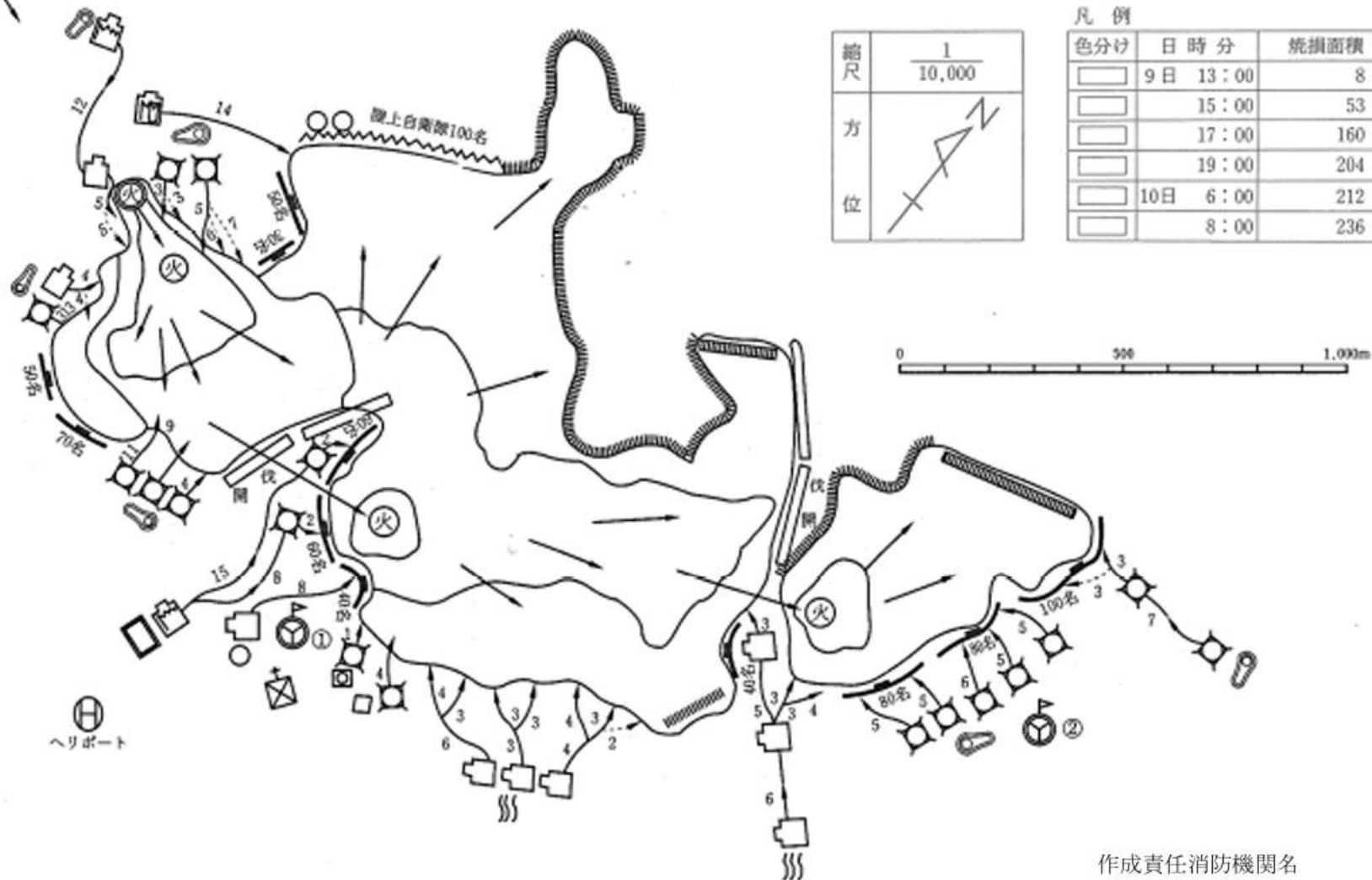
(様式2)

[illegible]

市町
○○村○○地区林野火災動態図作成例

出火日時 平成○○年○月○日○○時○○分
鎮火日時 " ○日○○時○○分

相模原市



縮尺	1 10,000
方位	

凡例

色分け	日時分	焼損面積 (ha)
	9日 13:00	8
	15:00	53
	17:00	160
	19:00	204
	10日 6:00	212
	8:00	236

作成責任消防機関名

V 〔災害復旧・復興対策〕

V-1 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準

(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の5 （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの - 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 - 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100分の0.2 （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条、18条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で4,000戸 （B基準） - 滅失住宅戸数＞被災地全域で2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの - 一市町村の区域内で200戸以上 - その区域内の住宅戸数の10%以上 - 滅失住宅戸数＞被災地全域で1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの - 一市町村の区域内で400戸以上 - その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	- 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法2章の措置が適用される災害 - 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおとど被害の実情に応じ個別に考慮

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。	1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置
（農地、農業用施設等災害関係） (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置
（林業災害関係） (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該（3）年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置
（中小企業施設災害関係） (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

V-2 激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復 旧 事 業 名	根拠条項	関 係 部 局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設災害関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 老人福祉施設災害復旧事業 ・ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・ 知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・ 堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・ 湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部
農林水産業に関する特別の助成 ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ・ 森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 中小企業者に対する融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部

復旧事業名	根拠条項	関係部局
その他の財政援助及び助成		
・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	教育庁
・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	教育庁
・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
・ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	20条	福祉部
・ 水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
・ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例	23条	
・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	24条	総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部
・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

(資料)「大阪府地域防災計画資料編(令和7年3月修正)」

V-3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金及び被災者生活再建支援金について

1 富田林市災害見舞金（富田林市災害見舞金等支給条例）

市は、災害による被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

対象となる 災害	火災、風水害、交通事故その他市長が必要と認める災害
支給対象	・ 災害により市内において現に居住している家屋に被害を受けた者…災害見舞金 ・ 災害により死亡した市内に居住する者の遺族。ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第29号)第3条の適用を受けた場合を除く。…死亡弔慰金
支給額	・ 住家全焼、全壊、流失した場合 1世帯あたり 10万円 ・ 住家半焼、半壊した場合 1世帯あたり 5万円 ・ 住家床上浸水した場合 1世帯あたり 3万円 ・ 死亡した場合 1人あたり 10万円

2 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる 災害	ア 富田林市において5世帯以上の住家が滅失した災害 イ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ウ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 （ * 当該災害後3か月以上の行方不明者を含む）
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の人が死亡した場合 250万円
費用負担	国（1/2）大阪府（1/4）市（1/4） まず、市が全額支給し、そのうち3/4を大阪府が負担し、さらに大阪府が負担した費用の2/3を国が負担する。

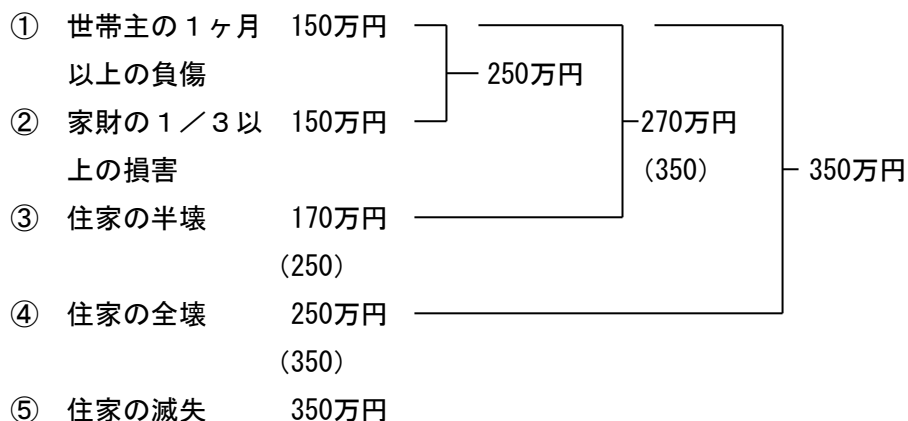
3 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

市は、被災者又はその遺族に対し、災害障害見舞金を支給する。

対象となる 災害	災害弔慰金に同じ	
支給対象	上記の災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に 掲げる程度の障害を有する人となった者 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 2 5 0 万円 イ その他の人が障害を受けた場合 1 2 5 万円	
費用負担	「災害弔慰金の支給について」に同じ	
その他	災害障害見舞金の支給した後に死亡した場合、災害弔慰金が支給されるが、災害障害見舞金の支給額の分だけ減額される。	

4 災害援護資金の貸付について

- (1) 実施主体 「災害弔慰金の支給について」に同じ
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 3 5 0 万円



(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は () 内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

(6) 利率 年3%（据置期間中は無利子）

(7) 据置期間 3年（特別の場合5年）

(8) 償還期間 10年（据置期間を含む）

(9) 償還方法 年賦又は半年賦

(10) 貸付原資負担 国（2／3）、都道府県・政令指定都市（1／3）

（都道府県は、とりあえず市町村〔政令指定都市除く〕に全額貸付け、国がその2／3を都道府県・政令指定都市に貸付ける）

（資料）「大阪府地域防災計画資料編（令和7年3月修正）」

6 被災者生活再建支援金について

支給額は、下表の「(ア)」「(イ)」の合計額となる。

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する 支援金（基礎支援金）	(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する 支援金（加算支援金）
・大規模半壊世帯 50万円 ・上記以外の世帯 100万円	・住宅を建設又は購入した場合 200万円 ・住宅を補修した場合 100万円 ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円
※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。	※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。 ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3／4の額となる。

V-4 災害救助法による救援の程度、方法及び期間等早見表

(大阪府災害救助法施行細則、令和6年11月19日)(災害救助事務取扱要領、令和7年10月)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び 応急仮設住宅の供与	避難所	1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 2 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物が得難いときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 3 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき350円以内とする。 4 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、3の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	法第四条第一項第一号の避難所については災害発生日から7日以内 同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 1 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する2人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置する。	完成の日から2年以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		へ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 2 被災者が直ちに食することができる現物による。 3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,330円以内とする。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 2 支出することができる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 3 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間
区 分	季 別	世帯区分						
		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算する額	
住家の全壊、全焼又は 流失により被害を受け た世帯	夏季	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300	
	冬季	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	
住家の半壊、半焼又は 床上浸水により被害を 受けた世帯	夏季	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
	冬季	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。								
医療及び助産	医療	1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。 3 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 4 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内						災害発生の日から14日以内
	助産	1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 3 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額						分べんした日から7日以内

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出		1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
福祉サービスの提供		1 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対して行う。 イ 上記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 ロ 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	1 災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。 2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 3 支出することができる費用は、一世帯につき51,500以内とする。	災害発生の日から10日以内
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 3 支出できる費用は、1世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 717,000円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円	災害発生の日から3月以内 （災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与することができる金額は、次の範囲内とする。 イ 生業費 1件につき3万円 ロ 就職支度費 1件につき15,000円 4 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 3 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校の児童 1人につき 5,200円 (2) 中学校の生徒 1人につき 5,500円 (3) 高等学校等の生徒等 1人につき 6,000円	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 3 支出できる費用は、1体につき大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
死体の搜索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 2 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 3 検案は、原則として救護班によって行う。 4 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,600円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,700円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の1世帯につき平均が140,000円以内とする。	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 次の範囲内において行なう。 イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難にかかる支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 2 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

V-5 実費弁償の額

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,100円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	15,700円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	15,700円		
	救命救急士	14,400円		
	土木技術者及び建築技術者	15,000円		
	大工	26,400円		
	左官	27,100円		
	とび職	28,000円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

V-6 扶助金の額

対象者	支給基礎額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。 ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。 2 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。

V-7 義援金受付名簿等の様式

名簿等の各様式を以下に示す。

義援金受付名簿

【様式 9】

No. _____

No	受領日	氏 名	住 所 (T E L)	金 額 (円)	送 金 日	備 考
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			

義援物資受付名簿

【様式 9】 No. _____

No	受領日	氏 名	住 所 (T E L)	物 資 名	数 量	備 考
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			
	・ ・ ・		()			

義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書				No.
(住所氏名)				殿
1	現	金	金	円 也
2	物	資		こん包
ただし、		災害の義援金品として上記のとおり受領しました。		
	年	月	日	
機 関 名				
(取扱者				印)

- (注) 1 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。
2 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
3 物質区分は、実情に即して記載する。

V-8 罹災証明書（様式）

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

富田林市長 様

申請者 住 所 _____

（世帯主）氏 名 _____

電話番号 _____

罹災証明書等交付申請書

下記のとおり罹災（被災）したことの証明を願います。

罹災日及び 罹災原因	年 月 日の _____ による
被災住家の所在地	富田林市
被災住家の所有者	申請者と同じ・その他（ _____ ）
住家以外の被災物件	
被災状況	
証明書必要部数	部 _____
証明書使用目的	
本人確認欄 （市記載）	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ _____ ）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の所在地	富田林市
住家※の 被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

富田林市長

罹 災 届 出 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

罹災物件	
罹災物件の 被害の程度	
（追加記載事項欄②）	

（追加記載事項欄③）	
------------	--

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

富田林市長